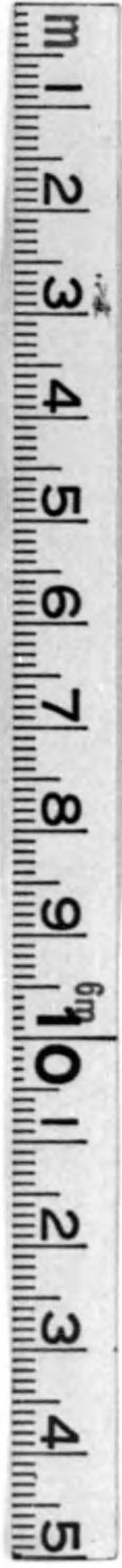


289

289-N88-2ウ



1200500732221



始





289  
N88  
2

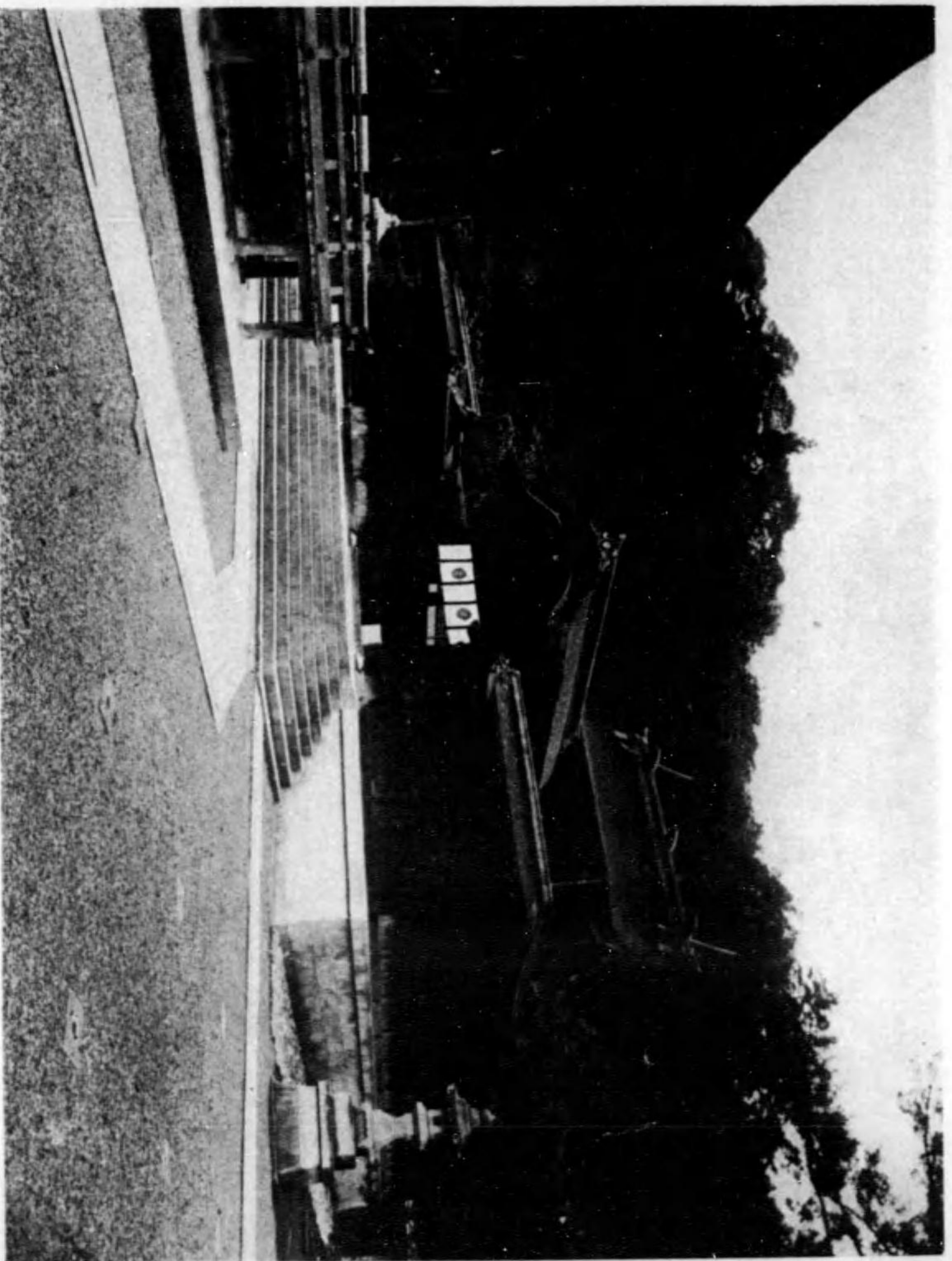


群馬縣教育會編纂

新田義貞公根本史料



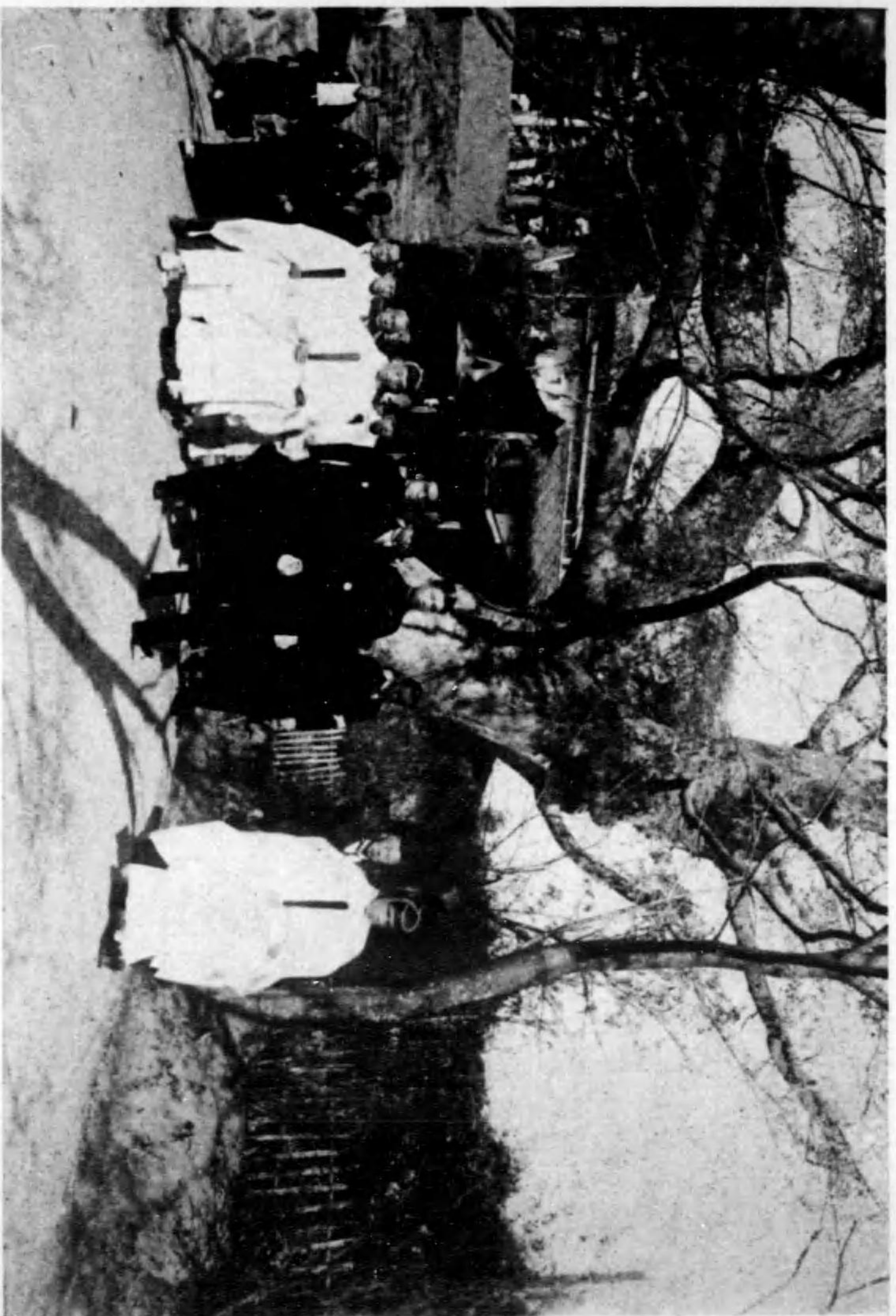




一 別格官幣社 藤島神社

福井市





二 縣社新田神社 昭和九年十一月勅使御差遣 群馬縣太田町

史蹟金山城址ニ御鎮座

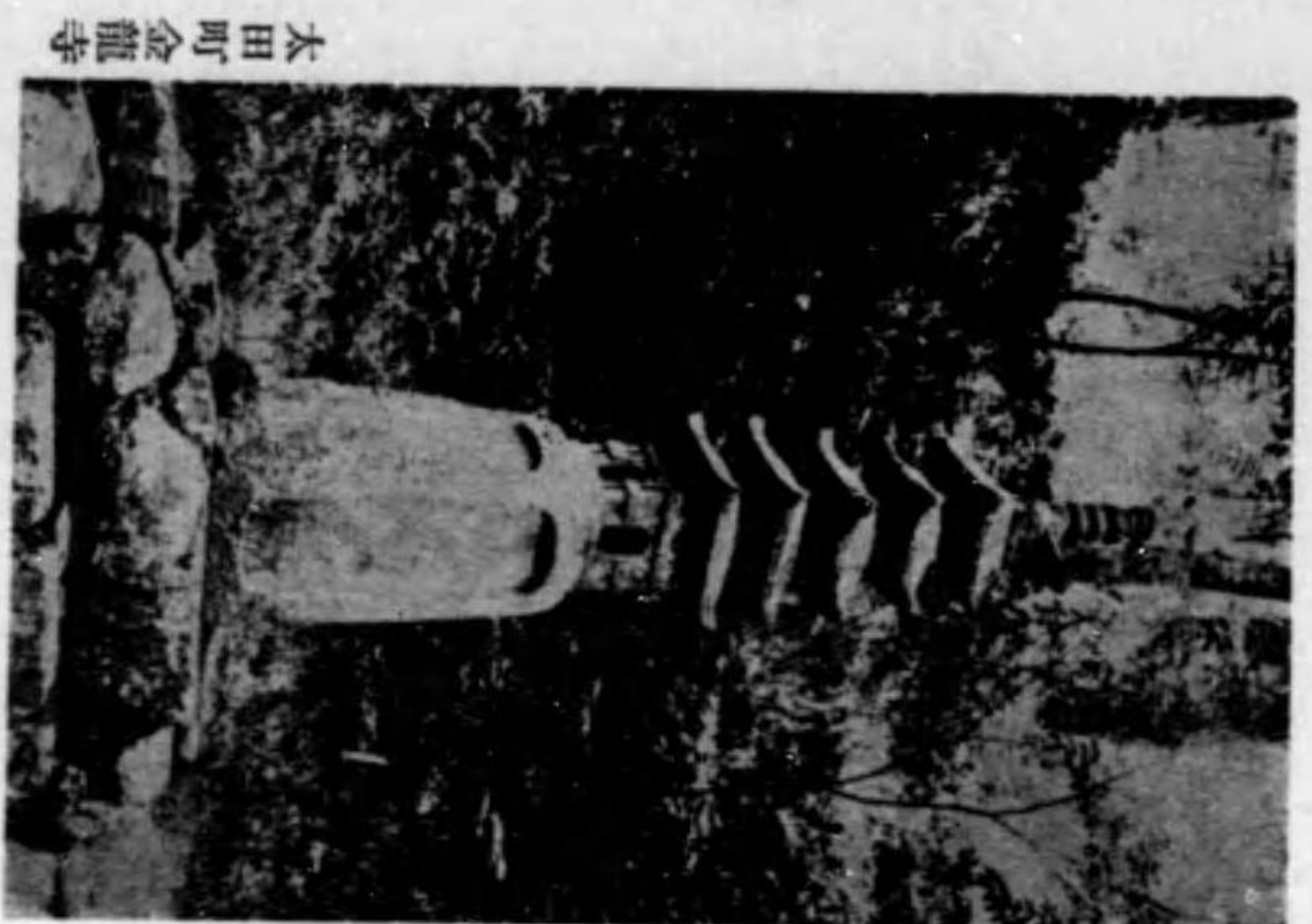






三傳新田義貞公肖像狩野探幽原畫 小川破笠模寫

福井 藤島神社藏



五 新田義貞公墳墓 (三百年忌供養塔)

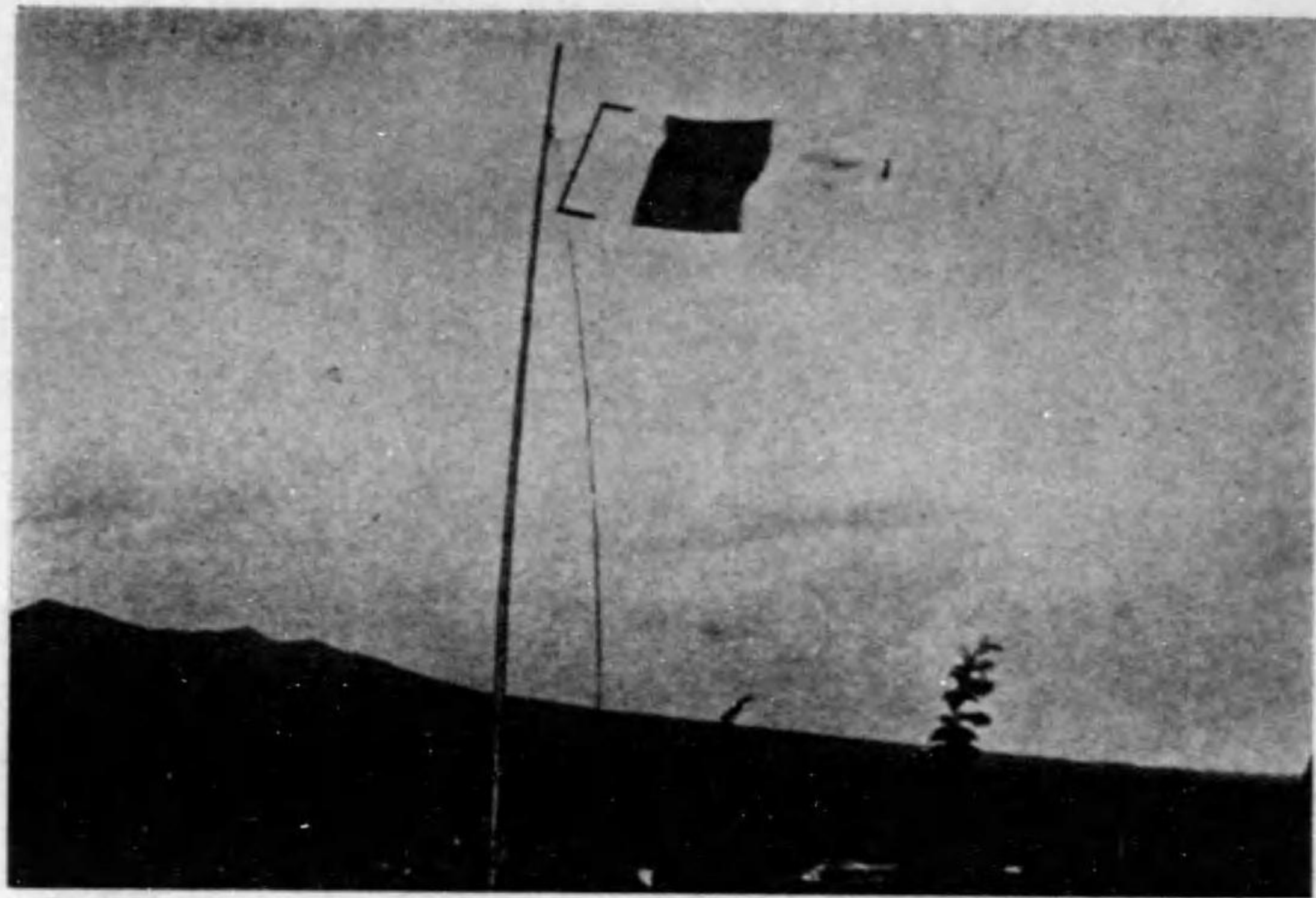
太田町金龍寺



四 新田義貞公木像

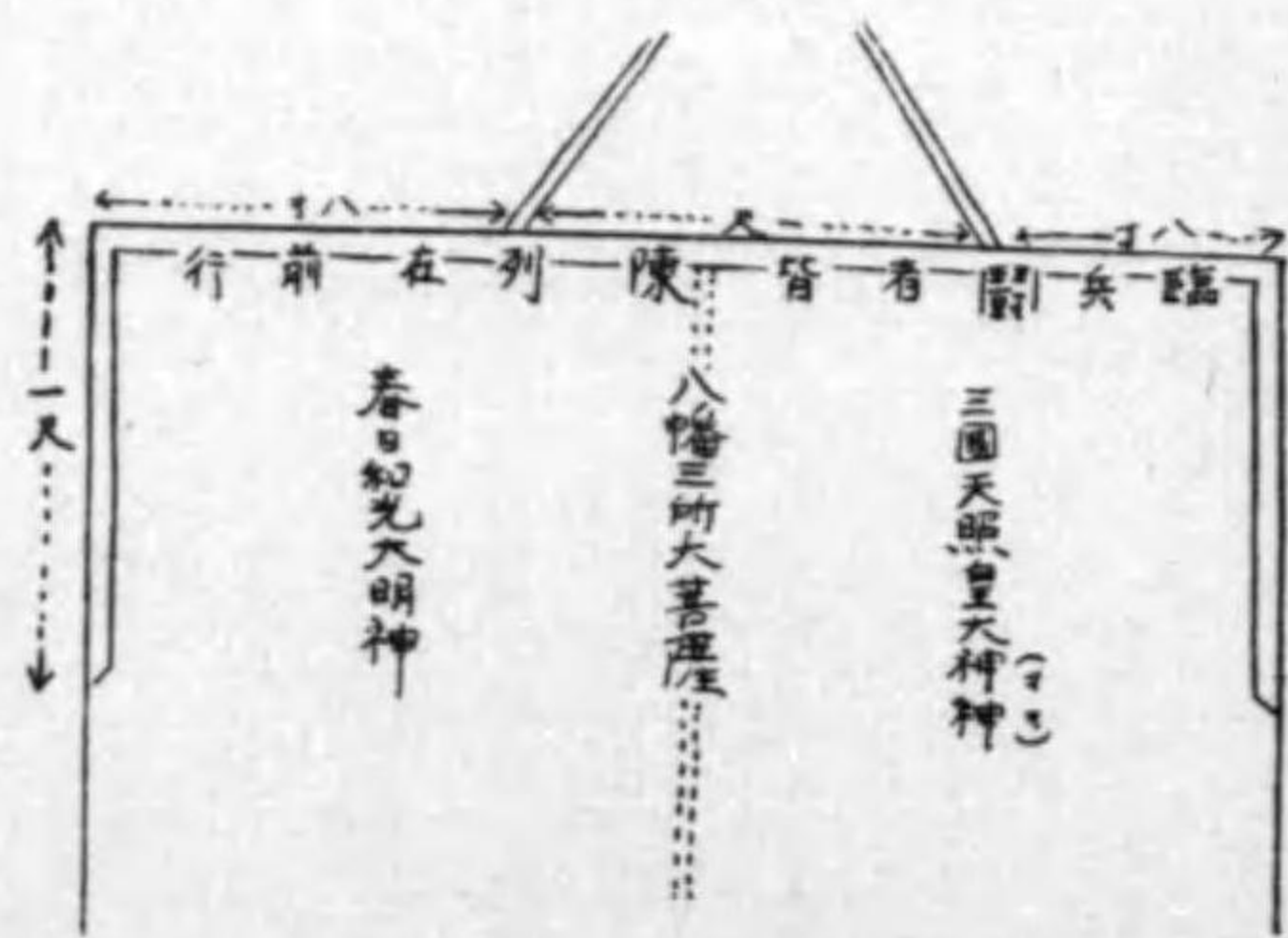
上野太田町金龍寺藏





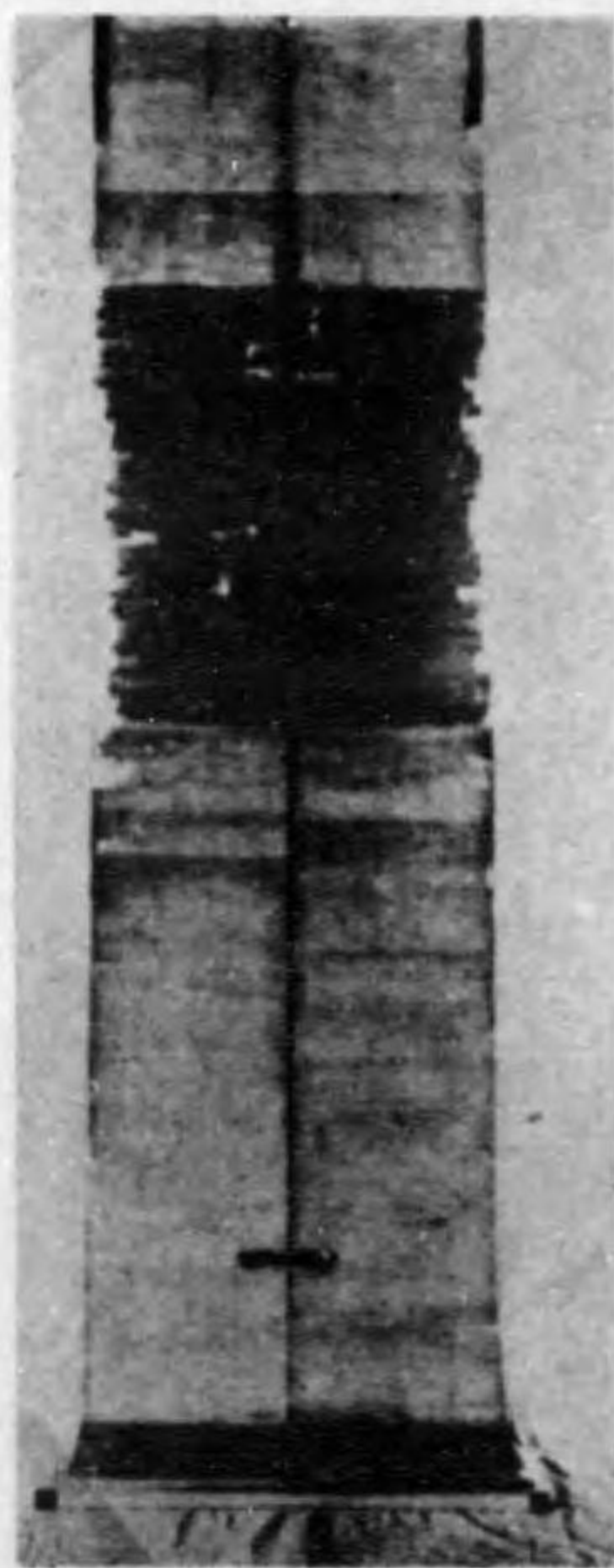
六 大中黑旗

大中黑旗頭部



全長  
一丈五寸五分  
幅形長サ  
六寸四分

旗尾破去ル



傳 義貞公軍旗  
↑一九四 ↓  
二八九  
↓  
三三五  
↑  
三三七 ↓  
新田神社藏



## 序

天日と共に輝く建武の中興、悲痛限りなき比叡吉野の錦旗、眞に後世國民をして肅然襟を正さしめ、慨然吐血の思あらしむ。就中、義貞公を中心とする新田一族從臣の滅私の功業と全國に亘る百年苦闘の眞實を知るもの、誰か一死以て君國に殉ぜん事を誓はざるべき。

贈正一位新田左中將義貞公は實に我が上毛の生みし大忠臣なり。公は 清和天皇十六世の皇胤、然れども曩祖義重上野新田莊に止住してより公に至る八世、其の間、數十の支族と共に赤城、榛名、妙義、三山、秀峰の間に分住す。蓋し大利根の清流に澄める上州正氣の凝りて成り出でしものと謂ふべし。同じく此の郷に生を享け、等しく其の



氣を呼吸するもの、誰か之を讃仰せざらん。

我が群馬縣教育會は思を茲に致し、公並びに其の氏族從臣の忠烈を永遠に顯彰し、護國の至誠を萬葉に培ふべく、群馬縣師範學校教諭千々和實氏をして其の根本史料を編纂せしめ、之を世に贈る。茲に千々和教諭の多年の辛勞を深謝すると共に、本書若し未曾有の國難を打開し無窮の皇運を扶翼する一助たり得ば、吾人の欣幸とする所なり。

皇紀二千六百一年七月二日

群馬縣教育會長 薄田美朝

### 執筆者の言葉

本書は群馬縣教育會の委囑を受け、昭和十年之が編纂に着手し、爾來六星霜、昨年六月漸く其の脱稿を見、上梓して滿一年、今や之が發行の運びとなりしものなり。

前群馬縣教育會主事關耕平氏は本事業の發起者なり。常に筆者を激勵しつゝ、本書完成に盡瘁せらる。然るに之が印刷半にして昨年十月十三日、榎原神宮參拜の歸途、不慮の奇禍に斃る。眞に痛惜に堪へざる所なり。本書の成る、實に故主事の人格に負ふ所大なるを想ひ、茲に記して以て其の靈を弔ふ。

筆者魯鈍の致す所、義貞公の忠烈を彰すに足らず、教育會並びに江湖の期待に副ふ能はざる事を深く恥とし憾みとす。然れども諸賢幸に本書に遊びて砂中に金を求め、史料叢林中に公と相識り相語り、更には本書の誤謬を訂正し未載の史料を増補せらるゝ事あらば筆者の本懐とする所なり。

本書編纂に當りて東京帝國大學史料編纂所は特に史料の閲覧、所藏寫眞の複製を許可せられ、辻善之助、龍肅兩所長以下職員諸彦の絶大なる支援を辱うす。就中、史料の搜索判讀其他に積極的援助を賜ひし松本周二、奥田眞啓兩氏、花押の作製に



ついでには伊藤吉字氏、寫眞複製については遠山喜助氏に對し衷心感謝する所なり。  
 尙、絶えず御指導、御援助、御激勵を惜まれざりし諸彦の芳名を左に録して謹んで  
 謝意を表す。

東京文理科 松本彦次郎先生  
 大學教授  
 前新田紳 石原春吉氏

東京帝國 中村孝也先生  
 大學教授  
 男 新田義美閣下

長樂寺 鹽入良善師  
 住職  
 上毛及上 豐國義孝氏  
 毛人主筆

群馬縣社寺兵事課職員諸氏

藤島神社職員諸氏

新田郡郷土 岡部福藏氏  
 史研究會長

郷土史 八木昌平氏

元海軍造 八木彬男氏  
 船技衛官

前群馬縣 山田武雄氏  
 總務部長

前群馬縣師 中山正心先生  
 範學校長

同小野貞助先生

群馬縣師 近森幸衛先生  
 範學校長

群馬縣師範學校職員諸氏

同卒業生在校生有志諸君

尙又、故藤田精一博士著新田氏研究、歴史地理學會編新田氏郷土史論、史料編纂所  
 編大日本史料は本書成立上の基礎資料たり。茲に記して深甚の感謝を捧ぐ。

昭和十六年七月二日 〔新田公職歿の日〕

群馬縣教育會新田公史編纂委員 千々和 實  
 群馬縣師範學校教諭

### 編纂に關係せし本會職員

會長	君島清吉	土屋正三	熊野英	薄田美朝
副會長	村田五郎			
	櫻井伊兵衛	水谷秀雄	川崎勇	中川剛毅
	秋葉保廣	安中忠雄	廣橋眞光	岡木正一
幹事長	長瀬英一	別所孝太郎	岩下富藏	野村吉之助
幹事	井上太三郎	矢野幸三郎	關耕平	久保田三郎
	中村武雄			
主事	關耕平	倉林佐市		
書記	久保田三郎	石川祐一	小林太一郎	田島敏雄
	阿部宏	加藤鷹	高間滿智子	



## 凡 例

本書收むる所の史料は、原則として室町時代以前に成れる文献を採りたれど、時には便宜上其以後のものをも採録せり。此の中、吾妻鏡は廣谷國書刊行會發行訂校増補吾妻鏡吉川本、参考太平記は國書刊行會本、梅松論、保曆間記、鎌倉大草紙は何れも新校群書類従本、喜連川判鑑は續群書類従本、信濃宮傳、浪合記、底倉記、七卷冊子は何れも改定史籍集覽本を抄出採録せり。其等各史料の配字及び略符等は成るべく原本のまゝに載せたれど、句讀點なきものは之を補ひ、又。點は凡て、點に改めたり。史料内の筆者の説明は( )印の中に記入し、前後連絡や其他の説明にて長きに亘るものは之を(註)印の下に録したり。後世の作にかゝり第二流第三流の史料など、参考と相成るべきものは(参考)印の下に採録せり。

大日本史料の轉載を示すべく△印を以てし、例へば△六三三五三は大日本史料第六編第三卷二百五十三頁の意なり。

紀年千子の下の( )印内の漢數字例へば二九九八は皇紀を示す。

新田氏一族に關する史料は全國に亘りて採録したれど、同じく新田氏一族中の



山名氏に關しては、其が建武三年以後殆ど賊黨として活動し、其の史料も余りに多量なる爲、之が採録を割愛せり。史料採録は能ふ限り全國的たらしめんと念願せしも、大日本史料に頼る能はざる部分は微力之を果し得ず、特に吉野朝時代の下ると共に主として上野新田岩松氏の盛衰に關するもの大部分を占めたるは止むを得ざる所なり。

本書より學校教材を求めんとせらるる讀者は、卷頭の綱文目次と卷末の索引とによりて其の目指す事項の所在を探し當てられたし。索引に載せたる事項は新田氏に關係深き人名地名を主として選り、人名も多くは官軍を載せたり。

# 新田義貞公根本史料

## 目次

綱文目次	一—四
圖版目次	
序說 新田義貞公の精忠	一
第一 新田義貞公略傳	一
序	一
一 新田氏の草創	二
二 新田義貞公の鎌倉攻略	一〇
三 中興政治の護衛	一七
四 北陸の苦戦と戦歿	三
五 遺族の勤王	七
第二 新田義貞公觀の是正	四
目次	一



一	新田・楠木兩公評價の相異	四
二	新田公に對する惡評的記述	四
三	兩公行實形態の相異	四
四	評價の是正	五
五	結語	六

新田氏編年史料(綱文目次ヲ別ニ掲ゲタリ) 六

第一	新田氏草創篇	六
第二	新田義貞公篇	九
第三	新田氏遺族篇	九

系圖部 一四六

一	尊卑分脈 <small>新田足利系圖</small>	一四六
二	卷外長樂寺系圖 <small>長樂寺 草寫本</small> 源氏系圖	一四九
三	新田岩松古系圖	一五一

四	鏝阿寺 <small>新田足利</small> 兩家系圖	一四二
五	新田實城應永記	一四三
六	<small>清和源氏</small> 新田由良系圖	一四六
七	新田 <small>横瀬由良</small> 正系圖	一四九
八	<small>筑後佐田</small> 新田系圖	一四七

索引 一四六

新田氏  
關保氏花押集 卷末

地圖 卷末



新田氏編年史料

綱文目次

此處ニ掲グル綱文目次ハ編年史料内ノ本綱文ヲ簡略ニセルモノナレバ、日  
附ト日附ノ下ニ記セル事件トハ必ズシモ該當セザル事アリ、宜シク編年史  
料内ノ本綱文ニヨリテ日附ヲ的確ニセラルベシ、例ヘバ「二十日、……」トハ  
「二十日條……」ト云フニ等シ、

第一 新田氏草創篇

嘉承元年七月是月新田義重ノ祖父源義家藤原敦基卒ス(六九)

久安六年是歲源義國足利別業ニ籠居ス(七〇)

久壽二年六月二十六日源義國卒ス(七一)

保元元年七月十一日保元亂足利義康戰功ニヨツテ昇殿ヲ聽サル(七二)

保元二年三月八日新田義重新田庄下司職ニ補任セラル(七四) 五月二十九日足利

義康卒ス(七六) 十二月十五日新田義重小笠原遠光ニ加冠ス(七六)

仁安三年六月二十日義重新田尼及來王御前ニ所領ヲ讓ル(七六) 四月二十八日義



重其子義兼ニ所領ヲ讓ル(七九) 十一月二十九日、義重、園田御厨ノ事ニツキ神宮  
神官ト對決スルニ定マル(七九)

治承四年五月二十六日、源賴政、舉兵、足利忠綱、義重ニ倣ヒ、宇治川ヲ渡河ス、同日、忠綱、  
(八四〇)

新田莊ヲ賜ハリテ回收セラル(八〇) 八月二十三日、源賴朝、石橋山ニ敗北ス、是頃、

義重、寺尾城ニ據ル、義重、石橋山戰況ヲ平清盛ニ報ズ(八四) 十二月十二日、足利義

兼、山名義範等、賴朝ニ供奉ス(八六) 十二月二十二日、義重、餘倉ニ召喚セラル、里見

義成、京都ヨリ馳セ參ズ(八七)

治承五年二月一日、足利義兼、北條時政ノ女ヲ娶ル(八八) 閏二月二十三日、野木宮ノ

戰、足利忠綱、敗レテ西海ニ赴ク(九〇) 九月七日、賴朝、足利俊綱ヲ追討ス(九〇)

養和二年四月五日、義重、賴朝ニ扈從ス(九〇) 七月十四日、義重、娘婚嫁ノ事ヨリ、賴朝

ノ勘氣ヲ蒙ル(九〇)

壽永三年二月五日、山名義範、福原城攻撃軍中ニアリ(九〇)

元暦二年八月十六日、山名義範、伊豆守ニ任セラル(九二) 十月二十四日、山名重國、新

田義兼等、賴朝ニ扈從ス(九二)

文治三年十月四日、畠山重忠、里見義成ノ座上ニ着ク(九二)

文治四年正月二十日、新田義兼、里見義成、徳川義季等、賴朝ニ扈從ス(九三) 三月十五

日、里見義成、山名義範、新田義兼等、賴朝ニ供奉ス(九三) 七月十日、里見義成、獻馬ヲ

引ク(九三)

文治五年四月十八日、新田義兼、元服儀ニ列ス(九四) 六月六日、新田義兼、里見義成等、

塔供養進物ヲ引キ繼グ、徳川義秀、新田義兼、里見義成等、賴朝ノ隨兵タリ(九四) 七

月十九日、賴朝、奥州征伐ニ發向、山名義範、新田義兼等、供奉ス(九五)

文治六年正月三日、新田義兼、賴朝ニ供奉ス(九五) 十一月七日、賴朝上洛、山名重國、新

田義兼、徳河義秀、山名義範、里見義成等、隨兵中ニアリ(九五)

建久二年正月十一日、山名義範、賴朝ニ供奉ス(九六) 二月四日、山名義範、同重國、新田

義兼等、賴朝ニ扈從ス(九六) 三月三日、山名義範、賴朝ニ供奉ス(九七) 七月二十八

日、山名義範、里見義成、賴朝ニ供奉ス(九七)

建久三年七月二十七日、勅使招請、山名義範等、侍座ス(九七) 十月十九日、里見義成、新

田義兼等、北條政子ニ供奉ス(九八) 十一月二十五日、足利義兼、山名義範、新田義兼

等、賴朝ニ供奉ス(九八) 十二月五日、賴朝、山名義範等ヲ濱御所ニ集ム(九八)

建久四年四月二十八日、那須野及三原狩倉、里見義成、帝弓箭者ニ選バル、又賴朝、新田



義重ノ新田館ニ遊覽ス(九八) 五月十五日、富士野夏狩、足利義兼、山名義範、里見義成等、賴朝ニ供奉ス、里見義成、遊女別當トナル、曾我五郎、訊問、山名義範、足利義兼、里見義成等、侍座ス(九九) 九月十一日、足利義兼、山名義範等、賴朝ニ侍ス(一〇一)

建久五年正月一日、椀飯ノ儀、里見義成、劍ヲ持ス(一〇二) 二月二日、山名義範等、元服儀ニ侍座ス、里見義成、劍ヲ持ス(一〇二) 四月四日、里見義成、鶴岡奉幣使ヲ勤ム(一〇二) 八月八日、里見義成、山名義範等、賴朝ノ隨兵タリ(一〇二) 閏八月一日、里見義成、小笠懸ノ射手タリ(一〇二) 閏八月八日、新田義兼、政子ノ佛事ニ勤仕ス(一〇三)

十一月十三日、足利義兼ノ兩界曼茶羅供養、山名義範、侍座ス(一〇三)

建久六年三月十日、賴朝、東大寺參詣、新田義兼、里見小太郎、山名義範、山名重國、徳川三郎、里見義成等、供奉ス(一〇三) 四月十五日、賴朝、石清水社參、里見義成、隨兵タリ(一〇五) 五月二十日、賴朝、天王寺參拜、新田義兼、山名義範、里見義成等、隨兵タリ(一〇五) 六月三日、一萬、參内ス、山名義範、供奉ス(一〇六) 八月十六日、山名義範、賴朝ニ侍シ、里見義成、流鏑馬ノ射手タリ(一〇六) 十月七日、山名義範、賴朝ニ供奉ス(一〇六)

建仁二年正月十四日、新田義重、卒ス(一〇七)

元久二年八月是月、新田義兼、新田莊内十二ヶ郷ノ地頭職ニ補任セラル(一〇九)

建保三年三月二十二日、新田尼、新田莊内三ヶ郷ノ地頭職ニ、岩松時兼、同十二ヶ郷ノ

地頭職ニ補任セラル(一一〇)

承久三年六月十四日、承久變、鎌倉方新田頼有、戦功アリ、又、青根三郎、負傷ス(一一二)

是歲、新田義季、世良田長樂寺ヲ建立シ、榮朝ヲ開山トス(一一三)

貞應二年、是歲、辨圓及榮尊、長樂寺榮朝ノ門ニ入ル(一一四)

貞應三年正月二十九日、新田尼、岩松時兼ニ所領ヲ讓ル(一一五)

元仁二年十二月二十日、里見義繼、將軍若公ニ供奉ス(一一六)

嘉祿二年九月十五日、岩松時兼、岩松郷ノ地頭職ニ補任セラル(一一六)

嘉祿三年十二月、是月、相馬能胤、女子土用ニ所領ヲ讓ル(一一七)

安貞二年七月二十三日、里見義繼、將軍ニ扈從ス(一一八)

寛喜二年是冬、辨圓、長樂寺ニ歸ル(一一九) 是歲、無關普門、榮朝ニ菩薩戒ヲ受ク(一一九)

寛喜四年十一月十三日、幕府、相馬能胤、女子土用ノ領知ヲ認許ス(一一九)

貞永二年、是歲、辨圓、榮尊、長樂寺ヲ辭ス(一二〇)

天福二年十一月二十八日、里見義成、卒ス(一二〇)

文暦二年四月、辨圓、榮尊、入宋ス(一二二)



嘉禎三年四月十九日、新田政義引出物役ヲ勤仕ス(二二二) 是歲、長樂寺ニ楞嚴經印

板ノ彫刻始マル(二二二)

仁治二年正月二日、椀飯ノ儀、新田政義、大井田十郎等、馬役ヲ勤ム(二二三) 四月二十

九日、新田政義、囚人ヲ逐電セシメ、過怠料ニ處セラル(二二三)

仁治四年七月十七日、新田三郎、將軍供奉ノ結番ニ入ル(二二四)

寛元二年六月十七日、新田政義、京都ニテ出家シ、過料ニ處セラル(二二四) 八月十五

日、新田賴氏、將軍隨兵タリ(二二五) 八月是月、辨圓、長樂寺ニ歸リ、榮朝ニ逢フ(二二

五) 是歲、院豪、入宋ス(二二六)

寛元三年五月九日、金津資成、新田庄内米澤村名主職ヲ改メラレズ(二二六) 五月十

八日、榮朝、慈光寺推鐘ヲ造ル(二二六)

寛元四年八月十五日、新田賴氏、將軍ニ扈從ス(二二七) 十二月十五日、新田義季、長樂

寺ニ土地ヲ寄進ス(二二七)

寛元五年、是夏、心地覺心、榮朝ニ就ク(二二八) 七月十四日、榮朝、長樂寺住持職ヲ朗譽

ニ讓ル(二二八) 九月二十六日、榮朝、寂ス(二二九)

寶治二年正月三日、新田賴氏、將軍ニ供奉ス(二三三) 八月八日、岩松時兼、所領ヲ妻子

ニ讓ル(二三三) 八月十五日、里見義繼、將軍隨兵タリ(二三五) 閏十二月十一日、里

見義繼、同氏繼、引出物役ヲ勤ム(二三五)

建長二年正月十六日、新田賴氏、將軍ニ供奉ス(二三六) 二月二十六日、新田賴氏、將軍

ノ學問祇候ニ選バル(二三六) 三月一日、閑院殿ノ造營役、新田氏モ負擔ス(二三六)

十二月二十七日、新田賴氏、近習結番ニ入ル(二三七)

建長三年正月一日、新田賴氏、將軍ニ供奉ス(二三八) 六月五日、山名行直、同俊行、引付

衆ニ入ル(二三八) 七月八日、里見氏義、不動尊石像ヲ造立ス(二三九) 八月十五日、

新田賴氏、將軍ニ供奉ス(二四二) 十月十九日、新田賴氏、將軍ニ供奉ス(二四二)

建長四年四月三日、新田賴氏、幕府御格子番タリ(二四二) 四月三十日、山名行直、俊行、

引付衆タリ(二四二) 是歲、無住、長樂寺朗譽ニ釋論ヲ聞ク(二四四)

建長五年正月三日、新田賴氏、將軍ニ供奉ス(二四四) 八月十五日、同上(二四四) 十二

月二十一日、山名行直、同俊行、引付頭人ニ入ル(二四五)

建長六年正月一日、新田賴氏、將軍ニ供奉ス(二四五) 六月十六日、新田賴氏、眷到ニ附

ク(二四五) 七月二十日、新田政義、將軍供奉ニ故障アリ(二四五) 八月十五日、新田

賴氏、將軍ニ供奉ス(二四六) 十二月一日、山名行直、俊行、新田賴氏等、引付衆ニ入ル



(二四六)

建長八年正月一日、新田頼氏、椀飯ノ儀ニ祇候ス(二四六) 正月三日、新田次郎、椀飯ノ

儀ニ祇候ス(二四六) 正月五日、新田頼氏、將軍ニ供奉ス(二四七) 六月二十九日、同

上(二四七) 七月十七日、同上(二四七) 八月十五日、同上(二四八)

康元二年二月十日、新田頼氏、長樂寺ニ所領ヲ寄進ス(二四八) 閏三月二日、山名俊長、

山名行忠、引付衆ニ入ル(二四八) 十二月二十四日、新田頼氏、廂衆ニ入ル(二四九)

是歲、長樂寺朗譽、壽福寺ニ遷ル、翌年、院豪、長樂寺住持トナル(二四九)

正嘉二年正月一日、新田頼氏、將軍ニ供奉ス(二五〇) 三月一日、同上(二五〇) 六月十

一日、同上(二五〇)

正嘉三年十月六日、新田政氏、八幡大菩薩像ヲ造立ス(二五一)

正元二年正月一日、新田頼氏、將軍ニ供奉ス(二五二) 正月二十日、一藝堪能者ヲ以テ

晝番衆ヲ組ム、新田頼氏、番中ニ入ル(二五二) 二月二十日、新田頼氏、廂番ニ入ル(二

五二) 四月三日、新田頼氏、將軍ニ供奉ス(二五二) 十月是月、日蓮、狀ヲ長樂寺ニ送

ル(二五二)

文應二年正月一日、新田頼氏、將軍ニ供奉ス(二五三) 三月二十日、山名俊行、行直、引付

衆ニ入ル(二五三) 四月二十四日、新田頼氏、將軍ニ供奉ス(二五三) 七月十二日、同

上(二五三)

弘長二年八月二十八日、岩松時兼、所領ヲとち、御前ニ讓ル(二五四)

弘長三年正月十日、新田頼氏、蹴鞠奉行ニ選バル(二五五) 三月二日、岩松時兼、所領ヲ

子息經兼ニ讓ル(二五五) 八月八日、新田頼氏、在國ス(二五六)

文永三年七月是月、新田庄内大島六郷ノ事(二五六)

文永五年五月三十日、新田頼有、岩松龜王丸ヲ嫡子ニ立テ、所領ヲ讓ル(二五七) 十月

十一日、日蓮、狀ヲ長樂寺ニ送ル(二五九)

文永九年十一月十八日、院豪、淵名庄黒沼某ニ狀ヲ與フ(二六〇) 是歲、新田頼氏、佐渡

ニ流サル(二六一)

文永十一年八月十四日、源清重、源常家、源富村等、板碑ヲ造立ス(二六一)

建治二年六月四日、朗譽、寂ス(二六二) 十月一日、里見時成、所領ヲ妻ニ讓ル(二六五)

十二月二十五日、院豪、多寶石塔ヲ造立ス(二六六)

建治三年十二月二十三日、新田頼氏、女子尼淨院、所領ヲ長樂寺ニ寄進ス(二六七)

建治四年是秋、上野山上行仙房、寂ス(二六八) 十月三日、岩松經兼、所領ヲ子息政經ニ



譲リ、女子等ニモ之ヲ配分セシム(一六八)

弘安二年十一月一日、院豪、祖元ノ法嗣トナル(一七〇)

弘安三年二月十二日、源輔村、長樂寺ニ所領ヲ寄進ス(一七七) 六月初旬、祖元、江田五

郎ニ偈ヲ與フ(一七八) 十月十七日、辨圓、寂ス(一八三)

弘安四年三月一日、元空、長樂寺ニ住持ス(一八三) 六月十五日、院豪、長樂寺文書注文

ヲ作製ス(一八四) 八月二十一日、長樂寺院豪、寂ス(一八五)

弘安五年三月十日、里見時成、所領ヲ妻念空ニ讓ル(一八六) 十一月十二日、尼眞如、藤

原土用王ニ土地ヲ讓ル(一八八) 是歲、元空、寂シ、月船琛海、長樂寺ニ入ル(一八九)

弘安十年十一月三日、源資村、長樂寺ニ所領ヲ寄進ス(一九二)

正應四年十二月二十一日、幕府、里見時成、妻念空ノ上野越後ノ所領ヲ認許ス(一九二)

永仁四年二月一日、新田教氏、長樂寺ニ寄進ス(一九三)

永仁五年六月十一日、念空及慈圓、越後上野ノ所領ヲ長樂寺ニ寄進ス(一九四)

永仁七年八月十一日、新田教氏、所領ヲ長樂寺ニ寄進ス(一九六) 十一月是月、山名盛

康、幕府使者トシテ教書ヲ傳フ(一九六)

正安二年是歲、月船琛海、書寫山ニ灌頂ヲ行フ(一九七)

正安三年八月二十五日、山名俊行、同義俊、斬ラル(一九七)

乾元二年五月六日、僧了見、土地ヲ長樂寺ニ寄進ス(一九七)

德治二年二月十一日、源成經、土地ヲ某氏女及武田某ニ賣却シ、又、長樂寺ニ寄進ス(一九八)

十月九日、月船琛海、東福寺ニ遷リ、鑑堂大圓、長樂寺ニ入ル(一九九) 是歲、僧

覺源、長樂寺ノ法會ニ加ル(二〇一)

延慶元年六月二十六日、月船琛海、寂ス(二〇一) 十月十八日、長樂寺大圓寂シ、見山崇

喜、入ル(二〇二)

延慶三年四月二十日、青根義季、阿彌陀像ヲ造ル(二〇三)

正和二年是歲、顯日、疎石ヲシテ長樂寺ニ住セシメントス(二〇三) 十二月二十一日、

新田覺義、所領ヲ由良景長妻紀氏ニ沽却ス(二〇四)

正和三年五月二十八日、新田朝兼、所領ヲ由良景長妻紀氏ニ沽却ス(二〇八)

正和四年二月二十二日(同上)(二一〇) 五月二十三日、長樂寺ノ見山崇喜、南禪寺ニ遷

リ、月菴自昭、入寺ス(二一一) 八月時正、圓佛、妙蓮、板碑ヲ造立ス(二一二)

正和六年、是歲、長樂寺ノ月菴自昭、退キ、秀岩元挺、入寺ス(二一三)

文保二年十月六日、新田義貞、及ビ新田賴親、所領ヲ沽却ス(二一三)



文保三年七月十日、月菴自昭、寂ス(二二七)

元應二年五月二十二日、長樂寺ノ秀岩元挺、寂シ、牧翁了一、入寺ス(二二八)

元應三年十月二十四日、市河盛房、大井田女子ニ所領ヲ讓ル(二二八)

元亨二年十月二十七日、岩松政經、大館宗氏ト用水ヲ争フ(二三〇) 十一月二十日、尼

淨院所領ヲ長樂寺ニ寄進ス(二二二)

元亨三年十月十七日、新田滿義、所領ヲ大谷道海ニ沽却ス、道海之ヲ長樂寺ニ寄進ス

(二二二)

元亨四年四月二十七日、岩松經家、阿波勝浦新庄小松島浦ノ船ニツキ請文ヲ提出ス

(二二三) 六月十一日、新田基氏、逝去ス(二二四) 七月二十八日、新田義貞、所領ヲ小

此木盛光妻紀氏ニ沽却ス(二二四) 九月十九日、天皇ノ討幕ノ御企、發覺ス(二二五)

嘉曆二年十月二十九日、牧翁了一、月船琛海ノ塔頭普光庵ヲ建立シ、在家ヲ寄進ス、尋

テ、寂ス(二二七) 十一月二日、新田遠江彦五郎、所領ヲ小此木盛光妻紀氏ニ沽却ス

(二二七)

嘉曆三年四月五日、大谷道海、大江宗元ヨリ買得セル所領ヲ長樂寺ニ寄進ス(二二八)

六月一日、新田滿義、所領ヲ大谷道海ニ沽却ス、道海、了重ニ沽却ス、了重、之ヲ長樂寺

ニ寄進ス(二二九) 八月二十六日、小此木盛光妻紀氏、所領ヲ長樂寺ニ寄進ス(二三

二) 十月十八日、白雲惠崇、長樂寺住持トナリ、大谷道海ノ長樂寺造營ノ功ヲ賞ス

(二三三) 十一月八日、大谷道海、由良景長妻紀氏ノ名ヲ以テ買得セシ所領ヲ長樂

寺ニ寄進ス(二三四)

嘉曆四年四月八日、三善貞廣、佐貫莊内弘願寺領ヲ長樂寺ニ寄進ス(二三六) 四月十

三日、白雲惠崇、大谷道海ヲシテ所々在家ノ政所職ヲ知行セシム(二三六) 六月二

十三日、市川氏ノ尼せんかう、大井田女子其他ニ所領ヲ讓ル(二三六) 是歲、南海寶

洲、長樂寺單寮桃源ニ度ヲ受ク(二三八)

元德二年四月二十一日、新田滿義、所領ヲ大谷道海ニ沽却ス(二三八) 八月二日、新田

滿義、武藏ノ所領ヲ長樂寺ニ寄進ス(二三九) 十二月二十三日、新田滿義、所領ヲ大

谷道海ニ沽却ス(二四〇)

元德三年七月十二日、平時雄、高山重朝等、所領ヲ由良景長妻紀氏ニ沽却ス(二四一)

元弘二年三月十九日、由良景長妻紀氏、所領ヲ長樂寺ニ寄進ス(二四三)

第二 新田義貞公篇

元弘三年 (正慶二年)



正月二十九日、鎌倉ノ大軍、千早、赤坂、吉野ニ向フ、新田一族、里見一族等、大佛高直ニ屬シテ大和道ヲ南進ス、山名一族、名越宗心ニ屬シテ紀伊道ニ向フ(二四五) 三月十一日、新田義貞、千早攻圍軍中ニアリ、護良親王ヨリ討幕ノ令旨ヲ戴キ、歸國ス(二四七) 十五日、護良親王、令旨ヲ結城宗廣ニ賜フ(二五〇) 四月一日、討幕ノ綸旨、結城宗廣ニ下ル、尋テ下野ノ地頭等ニ下ル(二五二) 二十七日、足利高氏、綸旨ヲ拜受シ、兵ヲ全國諸豪ニ募ル、尋テ篠村八幡社前ニ舉兵ス、五月七日、六波羅府、陥ル(二五四) 五月八日、義貞、生品明神社前ニ義旗ヲ舉グ(二六〇) 十一日、義貞、武藏ニ攻入り、鎌倉軍ト小手指原、久米川ニ戰フ(二六六) 十五日、義貞、敵ヲ分倍川原ニ攻撃シ、明日之ヲ擊破ス(二七〇) 十八日、鎌倉攻撃戰開始、大館宗氏、戰死ス、結城宗廣、新田軍ニ參加ス(二七九) 二十二日、鎌倉幕府、滅亡ス(二八九) 二十四日、稅所久轉、義貞軍ニ會ス(三二三) 二十九日、船田義昌、北條邦時ヲ捕フ(三二四) 是月、足利黨、千壽王ヲ擁シテ義貞ニ桃戰ス、義貞、應ゼズ(三二八) 六月二日、幕府滅亡ノ報、天聽ニ達ス(三三〇) 五日、車駕還幸(三三一) 七日、市河經助等、義貞軍ニ會ス、尋テ高氏軍ニ會ス(三三二) 七日、小笠原宗長、幕府覆滅ヲ高氏ニ報ズ、高氏之ヲ勞ス(三三三) 九日、結城宗廣、鎌倉ノ戰功ヲ朝廷ニ具報ス(三三四) 七月五日、足利黨細川信氏、軍ヲ率キテ鎌倉ニ下ル(三三五) 十九日、

新田岩松經家ニ飛彈守護職及ビ諸國ノ地頭職ヲ賜フ(三三五) 二十日、江田行義、所領ヲ長樂寺ニ寄進ス(三三七) 八月五日、論功行賞、義貞、越後、上野、播磨國司ニ、義助、駿河國司ニ任ゼラル(三三七) 十月九日、新田一族ヲ以テ武者所頭人トナス(三四〇) 十二月五日、義貞、伊達貞綱ニ上野公田郷ヲ安堵セシム(三四一) 十日、義貞、和田茂長女子ニ越後ノ所領ヲ安堵セシム(三四二) 十四日、義貞、色部長倫ニ越後ノ所領ヲ安堵セシム(三四三) 同日、足利直義、成良親王ヲ奉ジテ鎌倉ニ鎮ス(三四四) 是歲、長樂寺住持白雲惠崇、退居シ、雄峰奇英、入寺ス(三四六)

元弘四年、建武元年

正月十三日、成良親王、上野太守ニ任ゼラレ給フ(三四六) 二十三日、恆良親王、皇太子ニ立テ給フ(三四七) 是月、岩松經家、關東廂番ニ入ル(三四七) 二月五日、義貞、越後目代ニ令シテ和田義成等ヲ治罰セシム(三四八) 十三日、義貞、從四位上ニ、義顯、從五位上ニ敍セラル(三四八) 十四日、義貞、和田茂泰後家教意、和田義成、加地章氏女子明泉等ニ越後ノ所領ヲ安堵セシム(三四九) 三月九日、護良親王、義貞、正成、長年等ト共ニ尊氏誅伐ヲ企圖シ給フ(三五二) 十八日、義貞、加地八郎左衛門入道女子淨智ニ越後ノ所領ヲ安堵セシム(三五二) 十九日、岩松經家、岩松木阿彌陀佛謀叛ノ由ヲ訴フ(三



五三) 二十二日、朝廷、岩松經家ニ令シテ、播磨福居莊ノ横妨ヲ停メシム(三五四) 二十四日、新田左馬權守貞義、越前守護タリ(三五四) 四月三日、義貞、播磨留守所ニ令シテ、稱明寺ヲ保全セシム(三五七) 九日、出羽屋代庄地頭職ヲ正成ニ賜フ、依テ岩松經家ニ施行セシム(三五七) 五月七日、武者所ノ服制ヲ定ム(三五八) 六月七日、護良親王、尊氏ヲ攻メ給ハントストノ風説アリ(三五八) 十日、長樂寺住持雄峰奇英、退院ス、義貞、鈍翁了愚ヲシテ住持セシム(三五八) 八月二十三日、村山隆義、越後蘭田保地頭職ヲ賜ル(三五九) 九月十二日、雜訴決斷所、駿河國衛ニ移牒ス(三六〇) 二十一日、東寺長者道意ノ大童子ニ德壽丸、岩松丸アリ(三六一) 二十七日、陸奥國衛、新田孫五郎ニ令シテ、地ヲ後藤基泰ニ付セシム(三六一) 同日、山名兼義、尊氏ノ隨兵タリ(三六一) 十月五日、藤原藤房、遁世ス(三六三) 二十二日、護良親王ヲ武者所ニ拘シ、尋デ鎌倉ニ配流ス(三六三) 十二月十三日、新田大島義政等、宮庭五壇法ヲ警衛ス(三六四) 二十一日、藤原妙蓮、所領ヲ岩松直國ニ讓ル(三六五)

建武二年

三月十二日、藤原某、色部長倫等ニ令シテ、堀口貞政ニ從ヒ、越後凶徒ヲ討タシム(三六七) 十三日、播磨國衛、伊和社神主ニ己勝宮造營竣功ヲ促ス(三六八) 二十九日、雜訴

決斷所、越後國衛ニ移牒シテ、地頭職ヲ齋藤實利ニ交付セシム、依テ國衛、目代ヲシテ施行セシム、實利、之ヲ南保重貞ニ讓ル、依テ源爲經、之ヲ重貞ニ打渡ス(三六八) 五月十七日、雜訴決斷所、播磨國衛ニ移牒シテ、事ヲ遵行セシム(三七二) 二十日、雜訴決斷所、松原八幡任耀ノ訴ニ依リ、播磨國衛ニ移牒ス、國衛、目代ニ牒旨ヲ遵行セシム(三七二) 六月十九日、義貞、大胡郷内ノ地ヲ長樂寺了愚禪庵ニ寄進ス(三七二) 是月、里見義俊、播磨府中ニ卒ス、山内通經、其ノ遺子土用鶴丸ヲ養フ(三七三) 七月十二日、雜訴決斷所、越後國衛ニ移牒シ、三浦和田茂繼ヲ中條地頭職タラシム、國衛、目代ニ之ヲ施行セシム(三七四) 二十日、尊氏、擅ニ越後上田庄内秋丸村ヲ葦谷義顯ニ與フ(三七六) 二十二日、北條時行、舉兵シ、武藏ニ侵入ス、岩松經家等、之ヲ禦ギテ戰死ス、直義、亦敗績、護良親王ヲ害シテ西走ス(三七七) 八月二日、尊氏、時行追伐並ニ征夷大將軍ヲ乞ヒ、命ヲ俟タズシテ東下、時行ヲ破リテ鎌倉ニ入ル(三八二) 二十六日、堀口貞政、信濃凶徒追伐ノ爲、村山隆義ヲ催促ス(三八四) 九月十六日、上野國衛、土地ヲ畠山西蓮女子ニ付セシム(三八五) 二十一日、源某、兵ヲ越後岩船宿ニ聚ム(三八五) 二十七日、尊氏、諸將ニ賞ヲ行ヒ、東國ナル新田一族ノ所領ヲ犯ス、又上野守護職ヲ上杉憲房ニ與フ(三八六) 十月十日、越後國衛、海老名忠文ノ訴ニ依リテ、和田又四郎ヲ召換ス(三八九)



十月十五日、勅使東下シテ尊氏ノ歸洛ヲ促ス、尊氏應ゼズ(三九〇) 十一月二日、足利直義、新田義貞、誅伐ヲ名トシテ檄ヲ諸國ニ飛バンシ、將士ヲ招集ス(三九二) 六日、高師泰等、稻村崎ノ防備ヲ固ム(三九六) 九日、尊氏、武藏小泉郷等ヲ岩松經家遺族ニ與フ(三九六) 十八日、尊氏、義貞ヲ追討センコトヲ請フ、尊氏ノ謀、叛露顯シ、朝廷、之ヲ追討スルニ決ス(三九七) 十九日、朝廷、尊氏追討ノ兵ヲ發ス、義貞、宣旨ヲ賜リ、兵ヲ率キテ東海道ヲ下ル、洞院實世等、東山道ヲ下ル(四〇三) 二十二日、尊氏追討ノ綸旨、諸方ニ發セララル(四〇八) 二十五日、義貞、矢矧川ニ足利軍ヲ破リテ、之ヲ追撃ス(四一〇) 二十六日、細川定禪等、四國ニ普門利濟、北國ニ叛ス(四二〇) 同日、直義、三島社ニ祈ル(四二〇) 十二月二日、武田信武、安藝ニ叛ス(四二〇) 五日、義貞、足利軍ヲ手越河原ニ撃破ス(四二三) 十一日、箱根、竹下ノ合戰、官軍總退却(四二六) 十三日、九州南部ニ新田與同ノ官軍起ル(四五四) 十三日、尊氏、大友氏泰ニ義貞追討令ヲ發ス(四五五) 十七日、堀口貞政、村山隆義ヲ催促ス(四五六) 十九日、越後ニ新田足利兩黨ノ抗戰アリ(四五七) 二十三日、小貳頼尙、義貞追討ノ檄ヲ鎮西諸族ニ傳フ(四六一) 同日、東山道官軍、小笠原村上等ト信濃ニ戰フ(四六二) 二十五日、諸國ノ朝敵、京都ヲ衝カントス、勅命ニヨリ、義貞、歸洛ス(四六五) 二十七日、尊氏、美作貞泰、熊谷在直ニ令シテ、軍ニ會セシム(四七〇) 三十日、新田與同ノ菊池武敏、太宰府ヲ攻メントス(四七〇)

建武三年、延元元年

正月一日、京都攻防戰、始マル(四七一) 二日、官軍ノ近江伊岐城陥落(四七五) 三日、江田行義、丹波路ノ賊軍ヲ撃退ス(四七七) 七日、楠木正成、宇治ニ賊軍ヲ防グ(四七八) 八日、義貞、大渡ニ尊氏ノ本軍ヲ防グ(四八〇) 十日、義助ノ守ル山崎、破レ、細川、赤松軍、侵入ス、義貞等、京都ニ退ク(四八七) 十日、天皇、東坂本行幸、義貞以下、扈從ス(四九二) 十一日、尊氏、入洛ス(四九七) 十二日、朝廷、結城宗廣ニ上洛ヲ急ガス、直義亦、大友氏泰ヲ招ク(四九九) 十三日、北畠顯家、西上ス、其ノ將大館幸氏、賊ノ觀音寺城ヲ陥シテ戰死ス(五〇〇) 十三日、高師直、勢多供御瀬ニ陣ス(五〇三) 十六日、新田軍、園城寺ヲ拔キ、追撃シテ、京都ニ戰フ、船田、由良等戰死シ、新田軍退却ス(五〇四) 十八日、足利直義、義貞等ノ北國落ヲ誤察ス(五二〇) 二十日、直義、内藤教康ヲ招ク(五二〇) 同日、東山道派遣軍、歸還ス(五二二) 二十五日、日向ニ義貞與同ノ官軍、活動ス(五二二) 二十七日、官賊兩軍激戰、互ニ勝敗アリ、三十日、尊氏等、丹波ニ没落シ、天皇、還幸シ給フ(五二三) 二月一日、尊氏、篠村ニ陣ス(五三七) 三日、尊氏、兵庫ニ到ル、持明院ノ院宣ヲ賜ラント策ス(五三七) 同日、名和長年、近江寺衆徒ニ祈禱及軍忠ヲ令ス(五四〇) 四日、尊氏、大



友貞順ヲ招ク(五四〇) 五日、尊氏、島津、廣峯等ヲ播磨ニ遣ハス(五四二) 同日、稅所延繼、義貞追討令ニ應ズ(五四二) 六日、新田氏族、楠木正家ト共ニ常陸佐竹族ト戰フ(五四三) 七日、武田信武等ノ八幡山、陷ル(五四三) 八日、義貞、近江寺衆徒ニ令シテ摩耶城ヲ攻メシム、左中將ノ押翼、初見ス(五四四) 十一日、攝津打出濱、豐島河原ノ戰、尊氏、兵庫ニ走ル(五四五) 十二日、尊氏、鎮西ニ逃ル、途中、光嚴院ノ院宣ヲ拜受ス(五五二) 十九日、義貞、吉川實經ニ令シテ尊氏ヲ追討セシム(五五九) 二十四日、朝廷、原一族ニ令シテ越後賊黨ヲ討タシム(五五九) 二十九日、菊池武敏、小貳貞經ヲ誅ス、官軍、中黒旗ヲ舉グ(五六〇) 三月六日、義貞、神護寺衆徒ニ令シテ祈禱セシム(五六二) 八日、新田經政、足利黨トシテ奥州ニ活動ス(五六二) 九日、尊氏、義貞誅伐ノ院宣ヲ名トシテ、將士ヲ招キ、上洛準備ヲ命ズ(五六二) 十日、是頃、義貞、尊氏討伐ノ爲、大館氏明、江田行義等ヲ西國ニ發向セシム(五六六) 十六日、新田軍、播磨斑鳩山其他ニ赤松軍ヲ破リテ進撃ス(五六八) 十六日、新田經政、代田島小四郎、結城宗廣ト戰フ(五七二) 二十七日、義貞、播磨伊和社領ヲ保全セシム(五七二) 三十日、義貞、西國ニ發向シ、白旗城ヲ圍ム、又別軍、船坂、三石ニ向フ(五七三) 是月、今川賴貞、廣峯貞長等、播磨、但馬ニテ官軍ニ抗ス(五七六) 四月二日、義貞、播磨伊和社ニ同國神戸郷々司職ヲ寄進ス(五七七)

三日、尊氏、東上ノ途ニ就ク(五七八) 八日、新田左馬助義氏、三河遠江ノ足利黨ト戰フ(五八〇) 十四日、今川賴貞、丹波夜久野ニ官軍ト戰フ(五八二) 十九日、脇屋義助等、船坂ヲ拔キテ三石城ヲ圍ミ、大井田氏經、備中福山城ヲ占領ス、江田行義、美作ニ入ル(五八二) 二十日、高倉少將、足利軍ト大藏谷ニ戰フ(五八七) 同日、新田左馬助義氏、三河吉良莊ニ細川賴種ヲ誅ス(五八七) 二十七日、尊氏、周防笠戸ニ至ル、三浦高繼ニ令シテ美作ノ新田軍ヲ伐タシム(五八八) 是月、武者所結番ヲ定ム、新田一族、多ク番ニ列ス(五八八) 五月五日、尊氏、備後鞆ニ着ク(五九二) 八日、義貞、鶴莊戰禍ニツキ、四條陸資ニ報ズ(五九二) 十日、尊氏、直義、鞆ヲ發シ、水陸相並ンデ進ム(五九二) 同日、新田與同ノ官軍、日向ニ戰フ(五九五) 十八日、大井田氏經ノ福山城、陷ル、義貞、義助、白旗、三石ノ圍ミヲ解イテ退ク(五九六) 二十一日、直義、三石ノ光明寺ニ土地ヲ寄進ス(六〇九) 二十三日、廣峰貞長、足利軍ニ合ス(六〇九) 二十四日、足利黨森本爲時等、野鞍及藍莊ニ戰フ(六一〇) 二十五日、義貞、兵庫ニ陣シテ足利軍ヲ邀撃ス、楠木正成、戰死ス、義貞、西宮ニ敗レ、京都ニ退ク(六一二) 同日、朝廷、神護寺、鞍馬寺衆徒ニ丹波路若狹路ヲ防禦セシム(六三八) 二十七日、天皇、叡山行幸、義貞等、之ヲ護衛ス(六三九) 二十九日、直義、入京ス(六四五) 六月三日、尊氏、八幡ニ次シ、光嚴院、豐仁親王ヲ迎フ(六四六) 五日、



足利軍、叡山ヲ攻ム、千種忠顯、戦死ス(六四七) 七日、直義、清水寺ニ戦勝ヲ祈ル(六七三)  
 八日、尊氏、清閑寺ニ軍忠及祈禱ヲ令ス(六七三) 同日、尊氏、周防八郎ヲシテ播磨ノ官  
 軍ヲ伐タシム(六七四) 九日、直義、東國軍ニ上洛ヲ促ス、岩松直國、京都ニ向フ(六七四)  
 十日、直義、高山寺、神護寺衆徒ニ令シテ義貞ニ黨スル事勿ラシム(六七七) 同日、佐々  
 木某、近江三尾崎ヲ扼シ、上洛スル官軍二條師基ト戦フ(六七八) 十三日、尊氏、河野通  
 盛ニ東坂本襲撃ヲ令ス(六七九) 十四日、尊氏、光嚴院、豊仁親王ヲ奉ジテ入洛シ、東寺  
 ニ陣ス(六八〇) 十九日、四條隆邦、造道、桂川ニ戦フ(六八一) 二十日、官軍、足利軍ヲ京  
 都ニ追下ス、船田經政、高師重ヲ捕フ(六八三) 二十三日、義貞、鞍馬寺衆徒ニ戦備ヲナ  
 サシム(六八三) 二十七日、三條坊門京極並ニ宇治木幡ニ戦アリ(六八四) 二十九日、  
 尊氏、直義、高野山及忽那重清ヲ招誘ス(六八五) 三十日、官軍、京都挾撃、義貞、進撃シテ  
 東寺ニ迫ル、官軍敗退、名和長年、戦死ス(六八五) 是月、直義、戦捷ヲ日吉社ニ祈ル(七一  
 一) 七月二日、尊氏、草島幸政ヲ招ク(七一一) 四日、小笠原貞宗、近江ニ官軍ノ糧道ヲ  
 塞グ、義助、湖ヲ渡リテ貞宗ト戦フ、佐々木高氏、貞宗ヲ救援ス(七一一) 五日、尊氏、高野  
 山根來寺衆徒ヲ招ク(七二〇) 十五日、備後ノ小早河七郎等、中黒旗ヲ舉ゲテ起ツ(七  
 二〇) 十八日、直義、戦捷ヲ山城清水寺ニ祈ル、尊氏、淡輪重氏ヲ招ク(七二三) 二十三

日、足利軍、醍醐、宇治方面ヲ攻略ス(七二四) 二十六日、直義、伊豫ノ三島大祝ヲ招ク(七  
 二五) 是月、義助、周布兼宗ノ軍忠狀ニ證判ヲ與フ(七二五) 八月三日、賊徒、金谷經氏  
 ノ播磨東條城ヲ攻ム(七二五) 十二日、新田左馬助義氏、遠江ニ侵入シ、賊ト袋井繩手  
 ニ戦フ(七二六) 十五日、豊仁親王ヲ立テ、京廷、始マル(七二七) 十七日、直義、足利時家  
 ヲ若狭ニ遣シテ、義貞與黨ノ官軍ヲ伐タシム(七二八) 十八日、尊氏等、戦捷ヲ北野天  
 滿宮ニ祈ル(七二八) 二十三日、義貞、京都ニ進撃シテ利ナシ、尋デ官軍ノ阿彌陀峯、陷  
 ル、新田長氏、願蓮寺ヲ襲フ(七二九) 二十八日、新田與黨ノ官軍、若狭ニ足利時家ト戦  
 フ(七三九) 九月四日、賊軍、宇治ヲ攻ム(七四一) 十三日、新田左馬助義氏、遠江ニ仁木  
 義高ヲ誅ス(七四二) 十七日、畠山國清、義貞、正成與黨討伐令ヲ日根野盛治ニ傳フ(七  
 四二) 二十七日、義助、周布兼宗ノ軍忠狀ニ證判ヲ與フ(七四三) 二十八日、義助等、渡  
 水、佐々木高氏ト近江ニ戦ヒ、敗退ス(七四三) 二十九日、尊氏、軍ヲ八幡路ニ遣ハス(七  
 四五) 十月二日、畠山國清、粉河寺衆徒、日根野某ヲ招ク(七四五) 十日、天皇、京都ニ還  
 幸、大館氏明、江田行義、扈從ス、義貞、恆良、尊良兩親王ヲ奉、ジテ越前ニ下リ、金崎城ニ據  
 ル(七四七) 十三日、金谷經氏、大山寺衆徒ノ勳功ヲ賞ス(七七三) 十五日、義貞與同ノ  
 官軍、土佐丸山城ニ起ル(七七四) 十七日、直義、義貞ノ北國落ヲ要撃セシム(七七四)



十一月三日、足利軍、金崎城ヲ攻圍ス(七七五) 同日、小笠原兼經、村上信貞等、越後新田軍ヲ伐ツ(七七五) 十二日、義貞、恆良親王ノ御旨ヲ奉ジテ北畠顯家、結城宗廣ヲ召ス(七七七) 十二月二十一日、天皇、吉野ニ潛幸シ給フ(七七九) 二十三日、直義、金崎城攻撃ノ軍ヲ聚ム(七八二)

延元二年(建武四年)

正月一日、高師泰、諸軍ヲ率キテ金崎城ニ發向ス(七八三) 十八日、足利軍、金崎城大手口ニ迫ル(七八八) 二十五日、吉野臨幸ノ報、金崎及ビ靈山城ニ達ス(七九〇) 二月十二日、金崎城官軍、突出シテ攻圍軍ト戰フ(七九二) 同日、直義、島津賴久ニ金崎城發向ヲ令ス(七九三) 十六日、瓜生保里見某等、金崎城ヲ赴援シ、敗死ス(七九三) 二十一日、越後南保重貞、戰況ヲ義貞ニ報ズ(八〇三) 是月、式部卿親王ノ御子明光宮、越後ニ赴カセラル(八〇三) 三月六日、之ヨリ先、義貞、義助等、後攻ノ爲、杣山ニ赴ク、金崎城陥落、尊良親王、御自害、新田義顯、之ニ殉ズ、恆良親王、賊ニ執ヘラレ給フ(八〇四) 十四日、義貞、南保重貞、佐々木忠清ノ軍忠ヲ褒ス(八一八) 是春、尊澄法親王、還俗、宗良ト改メ給フ(八一八) 四月十六日、越後ノ新田黨、池風間等、舉兵(八一九) 十七日、尼妙蓮、岩松直國ノ跡ヲ相馬某ニ安堵セラレン事ヲ幕府ニ乞フ(八一九) 五月十九日、直義、上杉憲

顯ニ令シテ越後官軍ヲ伐タシム(八二二) 六月十三日、直義、越前木田庄住民ノ軍忠ニ對シ、足利高經ニ令シテ課役ヲ停メシム(八二二) 七月十一日、直義、高經ニ令シテ越前山本庄濫妨ヲ停メシム(八二三) 二十六日、新田義宗、但馬ニ在リ、又、江田行義、丹波ニ在リテ舉兵ス(八二三) 八月十一日、北畠顯家、西上ノ途ニツク(八二九) 二十八日、信濃ノ官軍、府中ニ攻寄ス(八三二) 九月六日、金谷經氏、攝津丹生寺城ニ義兵ヲ擧グ(八三二) 十一日、天皇、宇治惟時ニ上洛ヲ命ジ、顯家、義貞ノ上洛近キヲ告グ給フ(八三四) 十月十一日、新田遠江禪師、宇佐ヨリ筑前ニ打出ヅ(八三八) 十三日、天皇、結城親朝ニ北國西國官軍ノ振ヘルヲ告グ、京都挾撃ヲ命ジ給フ(八四〇) 十二月二十三日、顯家、利根川ニ足利軍ヲ破ル、新田義興、上野ヨリ起リテ顯家ト合シ、鎌倉ヲ陷イレテ足利義詮ヲ逐ヒ、斯波家長ヲ誅ス(八四〇) 三十日、懷良親王、讚岐ニ着セラル(八四七) 是歲、法輝、長樂寺ニ入ル(八四七)

延元三年(建武五年、曆應元年)

正月二十八日、義興、顯家ト共ニ西上ス、美濃根尾山城ノ堀口貞滿、出デテ是ニ合ス、官賊兩軍、青野原ニ戰フ、官軍、轉ジテ伊勢ニ入ル(八四八) 二月中旬、義貞、足利高經ヲ破リテ越前國府ヲ攻略ス(八五九) 二十一日、義興、顯家等、足利軍ト奈良ニ戰ヒ、敗北、義



興吉野ニ詣リ、天皇ノ御前ニ元服ス(八六二) 三月三日、岩松直國、安藝官軍小早川相順等ヲ伐ツ(八六七) 十三日、義興、北島顯信等、男山ニ據リ、高師直ト戰フ(八六八) 十六日、新田西野修理亮、顯家ニ屬シテ、天王寺、安部野方面ニ戰フ(八七一) 四月十一日、大館氏明、和泉久米田寺ニ兵士ノ狼藉スルヲ停ム(八七二) 十三日、恆良親王薨去(八七二) 十四日、斯波家兼、若狹明通寺ヲシテ、越前官軍對治ヲ祈禱セシム(八七六) 二月十八日、懷良親王、伊豫着御(八七六) 五月二日、義貞、足利高經ヲ黑丸城ニ圍ム(八七七) 十一日、斯波家兼、石橋和義、掃部助俊氏等、明通寺ノ義貞對治祈禱卷數ヲ贈レルヲ謝ス(八七九) 同日、尊氏、土岐賴貞ニ、義貞討伐ヲ令ス(八八〇) 二十二日、北島顯家、新田綿打入道、和泉石津ニ戰死ス(八八〇) 二十四日、金谷經氏ノ活動、播攝ノ間ニ盛ンナリ(八八四) 六月是月、越後ノ大井田氏經等、兵ヲ率キテ來リ、義貞軍ニ會ス(八八五) 七月五日、義興等ノ男山城、危急ヲ告グ、義貞、勅命ニヨリ、義助ヲシテ之ヲ赴援セシム、男山火災、遂ニ陥ル(八八八) 二十日、光嚴院、上野國衙ヲ中院通冬ニ復セシメ給フ(九〇一) 二十七日、金谷經氏、明石城ヲ攻ム(九〇二) 閏七月二日、新田義貞、越前足羽黑丸城ニ足利高經ヲ攻圍セシガ、藤島庄燈明寺、暖ニ於テ不慮ノ戰死ヲ遂グ(九〇三)

第三 新田氏遺族篇

延元三年(建武五年)閏七月十七日、足利黨橫瀬孫五郎、伊豫新居關ニ戰フ(九二四) 二月十六日、北島顯信、義良親王ヲ奉ジテ、陸奥ニ發向ス、新田義興、之ニ伴フ(九二五) 八月二日、桃井直信、金崎城ノ官軍ト敦賀ニ戰フ(九二八) 十一日、京廷、顯家、義貞追討ノ賞ニ、尊氏ヲ正二位征夷大將軍ニ、直義ヲ從四位上左兵衛督ニ任ズ(九二九) 九月六日、尊氏、長樂寺ニ新田氏ノ舊領ヲ寄附ス(九二九) 十日、義興、親房、顯信、結城宗廣等、義良親王、宗良親王ヲ奉ジテ、伊勢大湊ヲ解纜ス、尋デ、海波暴レ、義良親王ハ伊勢ニ、宗良親王ハ遠江ニ、義興ハ武藏石濱ニ、親房ハ常陸ニ着ス(九三〇) 二十四日、金谷經氏等ノ丹生寺、香下寺ノ官軍、播攝ノ間ニ活動ス(九三六) 十一月十九日、大館氏明、忽那義範ニ令シテ、忽那島ニ城廓ヲ築カシム(九三八) 二十日、攝津官軍ノ香下寺中塔城、陥ル(九三九) 延元四年(曆應二年)三月十八日、足利黨某、但馬進美寺城攻圍ノ將士ニ兵糧料所ヲ與フ(九三九) 二十八日、越前ノ新田足利兩軍ニ抗戰續ク(九四〇) 五月三日、直義、和石橋和義ヲ遣シテ、金崎城ヲ攻メシム(九四二) 六月二十九日、仁木賴章、丹波官軍ノ和久城ヲ陥ス(九四三) 七月五日、新田左馬助義氏、石見市山城ヲ攻メ、尋デ、木村山城ニ據ル(九四三) 八月十六日、後醍醐天皇崩御、後村上天皇踐祚、義助ニ優詔ア



日(九四四) 二十日、石堂某、赤松則村等、播磨山田城山ヲ攻ム(九五二) 十一月十五日、尊氏、八木沼郷ヲ義貞追善料所トシテ長樂寺ニ寄進ス(九五三)  
 延元五年(曆應三年)正月二十四日、新田綿打入道等、花園宮ヲ奉ジテ土佐大高坂城ヲ赴援ス(九五四) 二月十七日、赤松則村、金谷經氏ノ丹生寺城ヲ攻ム(九五六) 三月七日、吉見賴隆、越前新田軍ト戦フ(九五九) 十二日、新田遠江禪師ノ筑前一貴寺山、陥ル(九六〇) 六月五日、赤松則村、金谷經氏ノ鳥渡石柱木迫城ヲ攻ム(九六二) 八日、小貳賴尙、新田遠江禪師深江種長ニ備ヘ、筑後賴貞ヲ筑前原田庄ニ遣ス(九六二) 二十二日、上杉憲顯、長樂寺ニ祈禱ヲ令ス(九六三) 二十七日、新田義宗、南保重貞ノ所領ヲ安堵セシム(九六四) 七月二日、金谷經氏ノ石柱城、陥ル(九六四) 十一日、義助、黒丸城ヲ陥イレ、足利高經ヲ加賀ニ逐フ(九六五) 十七日、一色範氏、筑後ノ新田禪師及ビ肥後ノ菊池氏等討伐ニ發向ス(九六八) 二十三日、月翁元規、長樂寺ニ住持ス、尋デ泥牛正參、替ル(九六八) 八月十八日、新田左馬助義氏、日野三隅、高津等ト共ニ石見豐田城救援ニ赴ク(九六九) 二十日、足利ノ大軍、越前ニ至リ、黒丸城以下ヲ奪還ス(九七二) 同日、新田義宗、信越國境志久見山ニ攻メ入ル(九七六) 九月十八日、幕府、岩松賴有ニ伊豫ノ事ニツキテ令ス(九七七) 二十三日、足利軍、義助ノ據

レル越前平葺城ヲ陥イル(九七七) 同日、一色範氏、新田遠江禪師討伐ノ爲、今川某ヲ筑後赤司城ニ遣ス(九七九) 十月二十七日、越前新田軍ノ將畑時能、足利軍ニ降ル(九八二)

興國二年(曆應四年)正月二十九日、越前新田軍、足利軍ト戦フ(九八四) 二月十八日、石見官軍ノ高津城、稻積城、陥ル(九八六) 二十六日、幕府、足利高經ニ令シテ敦賀、小濱ノ廻漕船ヲ監護セシム(九八七) 三月二日、中院右中將、得江賴員ヲ招キ、白鹿ノ年號ヲ用フ(九八八) 二十四日、鹽谷高貞、殺サル(九八九) 是春、宗良親王、遠江ヨリ越後ニ移リ駐リ給フ(九八九) 四月十五日、長樂寺正參、寂シ、南叟、入寺ス(九八九) 閏四月二日、越前新田軍、足利軍ト戦フ(九九〇) 五月二十五日、新田義興、常陸ニ在リ、小山氏等、之ニ賴リテ任官ヲ望ム、小田城ノ北畠親房、直泰ヲ禁ズ(九九〇) 二十八日、越後妻在庄ノ新田一族、信越國境志久見河ニ賊黨ト戦フ(九九三) 六月五日、吉野朝廷、南保重貞ノ善亮等、妻在庄内赤澤南山ニ賊黨ト戦フ(九九三) 六月五日、吉野朝廷、南保重貞ノ養子土代一丸ニ所領ヲ安堵セシム(九九四) 二十五日、越前官軍ノ仙山城等、陥ル(九九五) 七月二十四日、官軍畑時能、一井氏政等、越前鷹巢城ニ據ル(九九五) 九月十八日、義助、由良某ノ美濃根尾城ニ據ル、尋デ尾張波津崎城ヲ經テ吉野ニ詣ル(一



興國三年(曆應五年)二月十七日、石見ノ新田左馬助義氏、足利軍ニ降ル(二〇〇九) 三月  
 是月、宗良親王、越中名子ニ駐リ給フ(二〇一三) 五月一日、懷良親王、薩摩ニ著御(二〇  
 一四) 六月五日、義助、伊豫ニ至リテ病死ス、金谷經氏、河江城ヲ救援シ、細川頼春ト海  
 上ニ戰フ、尋デ、千町原ニ戰フ(二〇一四) 七月六日、長樂寺奇英、寂ス(二〇二五) 九月三  
 日、伊豫世田城、陥リ、大館氏明、戰死ス(二〇二五) 二十六日、新田綿打、入道、花蘭宮ヲ奉  
 ジテ、土佐岡本城ヲ責ム(二〇二九)

興國四年(康永二年)二月十九日、越後及出羽ニ官軍起ル(二〇三〇) 四月十四日、大館右  
 馬亮、因島城ニ據ル、尋デ敗走ス(二〇三二) 七月二日、一色範氏、筑後竹井城ヲ陥イル  
 (二〇三五) 九月八日、長樂寺南叟、寂ス(二〇三六) 十二月二日、荻野朝忠、脇屋義治、兒島  
 高德等ト通ジテ、丹波高山寺城ニ舉兵ス、山名時氏、攻メテ之ヲ降ス(二〇三六) 十二  
 月十四日、出羽藤島城ノ官軍、越後ニ責メ入ル(二〇三八)

興國五年(康永三年)二月、是月、僧月山、長樂寺ニ住持ス(二〇三八) 四月四日、脇屋義治、兒  
 島高德、京都ニ義舉ヲ企ツ、發覺シテ信濃ニ遁ル(二〇三九) 十月二十日、直義、越後上  
 田庄ノ地ヲ上杉憲顯ニ與フ(二〇四一) 二十六日、新田義興、武藏國府ニアリ、敵ニ襲

ハレテ遁ル(二〇四一)

興國六年(康永四年)八月十七日、里見義宗、從五位民部少輔ニ任ゼラル(二〇四一)

興國七年(貞和二年)二月十四日、新田綿打、政光等、自殺ス(二〇四二) 三月六日、新田貞員、  
 井上俊清等、能登ニ攻入り、富來院内木尾嶽ニ據ル、尋デ木尾嶽、陥ル(二〇四二) 閏九  
 月十四日、新田ノ子息、擒ヘラレテ斬ラル(二〇四三) 十一月二十六日、了休、長樂寺ニ  
 住持ス(二〇四四)

正平二年(貞和三年)三月二十六日、幕府、岩松頼有ニ寺井郷ヲ與フ(二〇四四) 四月二日、  
 尊氏、岩松直國ニ由良郷、成塚郷ノ地ヲ與フ(二〇四四) 六月十日、篠塚伊賀局、藤原基  
 遠ノ亡靈ト語ル(二〇四五) 十二月二十三日、長樂寺了休、寂ス(二〇四七)

正平三年(貞和四年)正月二十四日、高師直、吉野ヲ陥イル、篠塚伊賀局、女院ノ行啓ニ功  
 アリ、後、楠木正儀ニ嫁ス(二〇四七) 四月一日、忽那義範、讃岐鹽飽島賊黨ノ城廓ヲ攻  
 落ス(二〇四八) 是歲、天澤宏潤、長樂寺ニ住持ス(二〇四九)

正平四年(貞和五年)九月二十一日、長樂寺月山、寂ス(二〇四九) 十二月十四日、忽那義範、  
 周防屋代島ノ賊黨ト戰フ、吉野朝廷、之ヲ褒ス(二〇四九)

正平五年(貞和六年)五月二日、新田伊達小次郎、豊前上毛郡ヲ攻略ス(二〇五〇) 五月七



日、幕府、鳥山右近將監ノ押領ヲ停メ、寺井郷ヲ岩松頼宥ニ交付セシム(一〇五二) 六月一日、決翁元勝、長樂寺ニ住持ス(一〇五二) 九月三日、諸國ニ官軍起ル由、京都ニ風聞ス(一〇五三) 十一月三日、桃井直信等、越中能登ニ幕府軍ト戦フ(一〇五三) 十二月十二日、直義、長樂寺ニ祈禱セシム(一〇五四) 十三日、直義、吉野ニ降参ス(一〇五五) 二十三日、幕府、新田庄内ナル世良田右京亮、桃井直信等ノ所領ヲ岩松直國ニ與フ(一〇五六) 二十七日、尊氏、和泉備後兩國内ニ在ル世良田右京亮ノ所領及ビ新田庄安養寺ノ義貞舊領ヲ岩松頼宥ニ與フ(一〇五六)

正平六年(觀應二年)正月二十一日、幕府、里見彦七ヲ遣シテ幕敵ヲ撃タシム(一〇五七)

二月、是月、花園宮、土佐ヨリ周防ニ御遷リアリテ、常陸親王ト申ス(一〇五八) 七月二日、直義、岩松直國ニ所領ヲ安堵セシム(一〇五九) 八月十五日、岩松頼宥、中國ニ下向シ、尊氏黨ヲ督ス(一〇六〇) 二十二日、仁田(新田カ)彦四郎、山名時氏ニ應ジテ石丸城ニ舉兵ス(一〇六〇) 同日、岩松頼宥、官軍ト尾道城ニ戦フ(一〇六一) 九月一日、足利基氏、世良田ニ至ル(一〇六二) 三日、丹波守護上野頼兼、殺サル(一〇六三) 七日、新田金谷某、石清水八幡ニ來リテ鬪死ス、江田行義モ入り來ルベキ旨、聞ユ(一〇六三) 二十一日、足利基氏、所領ヲ長樂寺ニ寄進ス(一〇六四) 十月九日、直冬黨、岩松頼宥ト戦フ(一〇六五)

〇六五) 十一日、尊氏、大島義政ニ淵名庄ヲ與フ(一〇六七) 二十四日、尊氏、吉野ニ降参シ、東國ニ下向ス(一〇六八) 十一月十五日、直義、鎌倉ニ入ル(一〇六八) 是月、江田行義兵糧以下ノ公事ヲ丹波ノ庄保ニ課ス(一〇六八) 十二月十六日、上野ノ尊氏黨山上一族、大島義政ヲ擁シテ直義黨長尾氏ト淵名庄木島ニ戦フ、尊デ、芳賀氏ニ屬シテ桃井直常ト那波庄ニ戦フ(一〇六九) 二十日、桂峰文昌、長樂寺ニ住持ス(一〇七三) 二十三日、大館右馬亮、厚東武直ト聯合シテ、直冬黨下總親胤等ト赤間關、豊前清瀧村等ニ戦フ(一〇七三)

正平七年(觀應三年)正月五日、尊氏、直義ト和シ、鎌倉ニ入ル(一〇七六) 十七日、尊氏、長樂寺長老ヲ褒ス(一〇七六) 十九日、大館右馬亮、再ビ清瀧村及赤間關ニ直冬黨ト戦フ(一〇七六) 二月七日、足利義詮、丹波守護ヲシテ敵徒ヲ伐タシム(一〇七七) 十五日、尊氏、八木沼郷三分ノ一ノ地ヲ長樂寺ニ寄進ス(一〇七八) 二十六日、直義、死ス(一〇七八) 二十九日、越後官軍中院某、尊氏黨ヲ撃ツ、式部卿親王、之ヲ褒シ給フ(一〇七八) 是月、岩松義繼、豊前山田庄内ノ地ヲ筑前安樂寺ニ寄進ス(一〇八〇) 閏二月六日、宗良親王、征夷大將軍ニ任ゼラレ給フ(一〇八〇) 十五日、義宗、義興、義治等、尊氏誅伐ノ爲、義兵ヲ上野ニ舉グ、義興、長樂寺ニ兵士衆庶ノ狼藉スルヲ停ム(一〇八二) 同日、萩



野朝忠千種顯經ニ逐ハル(一〇八三) 十六日、尊氏黨和田茂實、直義黨上杉憲顯ト越後ニ戰フ(一〇八三) 二十日、義宗、義興、義治等、鎌倉ヲ攻ム、尊氏、狩野川ニ落ツ、義宗等、鎌倉ニ入ル、兩軍、人見原、金井原ニ戰ヒ、新田軍、敗レ、義興、義治、鎌倉ニ還ル(一〇八四) 二十三日、義興、義治等、鎌倉ヨリ三浦ニ赴ク(一一〇九) 二十八日、義宗、宗良親王ヲ奉ジテ、尊氏ト小手指原、入間河原、高麗原ニ戰ヒ、敗北シテ、越後ニ退ク(一一〇九) 同日、義興、義治等、鎌倉ニ入ル(一一一八) 三月二日、義興、義治等、鎌倉ヲ出デ、相模河村城ニ據ル(一一二二) 十一日、尊氏、長樂寺ニ所領ヲ安堵ス(一一二四) 十二日、尊氏、鎌倉ニ入ル(一一二五) 十五日、畠山國清、河村城ヲ攻ム、義興、義治、没落ス、天皇、義宗ニ上洛ヲ命ジ給フ(一一二五) 十七日、長樂寺法輝、寂ス(一一二七) 四月六日、長樂寺了愚、寂ス(一一二八) 十三日、岩松頼宥、三吉覺辨ノ戰功ヲ幕府ニ注申ス(一一二八) 五月三日、義興、水野致秋ノ所領ヲ安堵セシム(一一二九) 十一日、天皇八幡ヲ落チ給フ、中黒笠驗ノ兵、之ヲ援ケ奉ル、義宗等、上洛セントシテ、果サズ(一一三〇) 六月十三日、義興、水野致秋ヲ左衛門尉ニ推舉ス(一一三二) 十八日、尼了觀、出塚村ヲ長樂寺ニ寄進ス(一一三三) 二十三日、義詮、岩松頼宥ヲ遣ハシテ、備後官軍ヲ伐タシム(一一三三) 七月二十九日、尊氏、軍ヲ遣シテ、下野松田城ヲ攻メシム(一一三三) 八月三日、風間越後守、尊

氏黨ト藏王堂ニ戰フ(一一三四) 九月十六日、桂堂士開、長樂寺ニ住持ス(一一三五)

十月三日、幕府、岩松頼宥ニ令シテ、地ヲ三吉覺辨ニ交付セシム(一一三五) 十一月十

二日、足利直冬、吉野ニ歸順ス(一一三六) 十二月八日、新田金谷某、赤松則祐ト播磨賀

屋新庄ニ戰フ、金谷戰死ストノ風聞アリ(一一三六)

COPIED

正平八年(文和二年)二月二十六日、但馬丹波官軍、播磨ニ入り、諸所ニ赤松則祐ト戰フ

(一一三七) 二十七日、西野又五郎、近江菅浦ヲ侵ス(一一三八) 三月十九日、尊氏、世良田

滿義田中經氏等ノ知行分等ヲ普光庵ニ寄進ス(一一三九) 同日、世良田親秀ノ室尼

兼心、寂ス(一一四二) 五月二十日、北條時行、龍口ニ斬ラル(一一四二) 六月十三日、官軍、

京都ヲ陥イル、義詮、後光嚴院ヲ奉ジテ、東走ス、堀口貞祐、之ヲ堅田ニ嬰ヒ、佐々木秀

綱ヲ殲ス(一一四二) 七月二十八日、足利基氏、入間川ニ陣ス(一一四六) 九月二十五日、

東國、西國ニ官軍起ルト風聞ス(一一四七) 十月十三日、岩松頼宥、備後淨土寺ニ所領

ヲ安堵セシム(一一四八) 十七日、新田江田一族、淡路賀集莊丹山ニ據リ、細川氏春ト

戰フ(一一四八) 十一月八日、越後小國城、陥リ、義宗、義治等、宗良親王ヲ奉ジテ、城ヲ脱

出ス(一一四九) 十二月九日、賊黨村山某、宗良親王ト戰ヒテ、死ス(一一五一) 二十三日、

幕府、岩松頼宥ニ令シテ、小文一族ノ濫妨ヲ停メシム(一一五一)



正平九年(文和三年)七月二日、岩松頼宥、廣澤通實ノ押妨ヲ停ム(一一五二) 八月四日、幕府、岩松頼宥ニ令シ、二加光清等ノ押妨ヲ停メシム(一一五三) 九月二十三日、義興、義治、千種顯經、魚沼一族等、宗良親王ヲ奉ジテ、越後宇加地城ヲ攻ム(一一五四) 十月十七日、岩松頼宥、山内通氏ノ預レル地ヲ淨土寺ニ還付ス(一一五四) 十一月三日、克中、致柔、長樂寺ニ住持ス(一一五五)

正平十年(文和四年)二月六日、岩松頼宥、義詮ニ從ヒ、京都ニ官軍ト戦フ(一一五五) 三月四日、越後ニ官賊兩軍、戦フ(一一五七) 四月七日、義治、宗良親王ヲ奉ジテ、賊ト木野島、平方原ニ戦フ(一一五七) 十四日、賊黨風間長頼、上杉憲將等ノ越後柿崎城ヲ陥イル(一一五八) 八月二十日、宗良親王、諏訪祝及矢島一族ヲ率キテ、小笠原長亮ヲ信濃栝、榎原ニ攻メ給フ(一一五九) 十二月二十七日、村田頼氏、下江田ノ地ヲ左衛門尉秀義ニ沽却ス、秀義之ヲ長樂寺正傳菴ニ交付ス(一一六〇)

正平十一年(文和五年)三月十八日、義詮、大島義政ニ令シテ、高師冬婁、明阿ノ參河ノ所、領ノ事ヲ處置セシム(一一六一)

正平十二年(延文二年)八月二十一日、島山義深等、岩松治部大輔ノ舊領武藏万吉郷ヲ、伊豆吉群寺ニ寄進ス(一一六二) 十月二日、周叟妙松、長樂寺ニ住持ス(一一六三)

正平十三年(延文三年)四月三十日、尊氏、死ス(一一六三) 十月十日、義興、武藏矢口渡ニ誘殺セラル(一一六三) 十二月二十三日、忽那則平、安藝ニ尊氏黨ト戦フ(一一七七)

正平十四年(延文四年)四月十日、世良田義政、所領ヲ僧了哲ニ賣リ、其ノ年貢ヲ長樂寺ニ寄進ス(一一七八) 八月六日、鎮西ノ新田一族、岩松世良田、田中桃井、江田、山名、里見等、菊池武光ト共ニ、懷良親王ヲ奉ジテ、筑後川畔大保原ニ於テ、小貳頼尙ト決戦シ、義ニ殉ズルモノ多シ(一一八〇) 九月下旬、道阿、越後妻有庄ニ吉野朝年號ノ供養塔ヲ造立ス(附)越後上野ノ吉野朝年號ノ板碑(一一九二) 十月一日、綱宗了紀、長樂寺ニ住持ス(一一九二) 是歲、上杉憲顯、賊黨ニ轉ズ(一一九二)

正平十五年(延文五年)四月十五日、源義冬、長樂寺ニ土地ヲ寄進ス(一一九三) 八月四日、大島義高、三河守護トナリ、島山國清ノ下向ヲ援ク(一一九三) 九月、是月、天皇、宗良親王ニ西上ヲ命ジ給フ(一一九四) 是歲、上杉憲顯、越後赤田城、上田城、妻有城ヲ攻ム(一一九四)

正平十六年(延文六年)八月六日、新田一族、菊池武光ト共ニ、筑紫長島山、飯盛細峰城、油山、青柳等ニ小貳、大友等ト戦フ(一一九五) 九月二十三日、大島義雅、義詮ノ下ニ參集ス(一一九九) 十月十九日、南海寶洲、長樂寺ニ住持ス(一一九九) 十一月二十八日、基氏、



長樂寺ニ祈禱セシム(二二〇〇) 十二月三日、江田兵庫充、足利黨下シテ紀伊ニ活動  
ス(二二〇〇) 十二月八日、大島義高、義詮ノ下ニ參集ス(二二〇一)

正平十七年(康安二年)二月二十一日、基氏、岩松直國ヲシテ伊豆神餘城ニ島山國清ヲ  
攻メシム(二二〇二) 八月十一日、基氏、岩松直國ノ本領ヲ還補ス(二二〇七) 九月二十  
日、島山右近將監賴仲、死ス(二二〇八) 二十一日、新田一族、岩松田中等、菊池武光ト共  
ニ筑前長者原ニ斯波氏經ヲ破ル(二二〇八) 是月、島山國清、基氏ニ降リ、尋テ流浪シ  
テ死ス、時ノ人、是ヲ義興ノ怨念トナス(二二一〇) 十一月二日、義詮、越後風間某ノ跡  
ヲ大友氏時ニ與フ(二二一二) 十八日、義詮、大島義高等ヲ遣シテ、足利直冬、山名時氏  
等ヲ擊タシム(二二一三) 二十二日、基氏、伊豆宇具須郷ヲ岩松直國ニ預ク(二二一三)  
是歲、南海寶洲、長樂寺ニ至ル(二二一四)

正平十八年(貞治二年)閏正月十六日、基氏、青根郷ヲ長樂寺ニ寄附ス(二二一四) 三月二  
十四日、上杉憲顯、關東管領ト爲ル(二二一四) 四月八日、教外得藏、長樂寺ニ住持ス(二  
二一五) 是春、岩松某等、官軍厚東武直ヲ門司城ニ救援ス(二二一五) 五月二十八日、  
基氏、武藏下手塚村ヲ岩松直國ニ與フ(二二一六) 八月二十六日、基氏、芳賀高名ヲ武  
藏岩殿山ニ破ル、岩松治部大輔、基氏ニ替リテ死セシトス、岩松ノ家臣、金井新左衛

門、主ニ替リテ死ス(二二一七) 九月十日、直冬、没落、山名時氏、幕府ニ降ル(二二一八) 十

二月二十九日、基氏、上杉憲顯ヲシテ淵名庄内花香、塚ノ地ヲ賴印ニ交付セシム(二

二一九)

正平十九年(貞治三年)六月十二日、基氏、岩松直國ノ所領ノ事ヲ幕府ニ申達ス(二二三

〇) 七月二十八日、世良田義政、基氏ト戦ヒ、如來堂ニ自殺ス(二二三〇) 是頃、阿蘇惟

澄ノ追啓狀ニ、新田宗覺ナル人アリ(二二三二) 九月四日、基氏、上杉憲顯ニ令シテ淵

名庄半分ノ地ヲ走湯山光濟ニ交付セシム(二二三三) 十六日、義詮、新田遠江彦五郎

直明ニ令シテ極樂寺地藏院領上總小林郷ノ地ヲ同寺雜掌玄充ニ交付セシム(二

二三三) 十月十二日、竺心、長樂寺ニ住持ス(二二三四) 二十八日、基氏、佐貫高田等ニ令

シテ世良田義政ノ舊領江田郷ヲ新田治部大輔代ニ交付セシム(二二三五)

正平二十年(貞治四年)正月三日、長樂寺ノ得藏、寂ス(二二三六) 二月五日、義詮、三河守護

大島義高ニ國內棟別錢ヲ徵セシム(二二三七) 三月五日、義詮、岩松直國ノ本領ヲ安

堵ス(二二三七) 七月五日、長樂寺了宗、寺領目錄ヲ作製ス(二二三七) 閏九月四日、幕府、

大島義高ニ令シ、上杉憲顯代ノ參河村松庄年貢ノ押領ヲ停メシム(二二三〇)

正平二十二年(貞治六年)四月二日、基氏、鎌倉左京進安藤九郎等ノ義宗義治等ニ内通



スルヲ懼レ之ヲ殺ス、尋デ基氏死ス(二二三二) 十二月七日、義詮死ス(二二三四)  
 正平二十三年(貞治七年)三月十一日、後村上天皇崩御、長慶天皇踐祚(二二三四) 七月十日、義宗、義治、上越國境ニ舉兵ス、上杉能憲、憲春、關東諸氏ト共ニ之ヲ伐ツ、義宗、戰死シ、義治、出羽ニ落ツ(二二三四) 八月二十八日、新田入道、幕命ニヨリ内裏ヲ警固ス(二二三九) 十一月二十日、長樂寺良中、寂ス(二二四〇)  
 正平二十五年(應安三年)正月、是月、新田ノ遺臣等、武藏上野ノ間ニ舉兵ス、鎌倉勢、之ヲ伐ツ、新田軍、信濃ニ退キ、舉兵、鎌倉勢、宗良親王ノ據リ給フ大河原城ヲ攻ム(二二四一)  
 建德二年(應安四年)二月二十八日、山名時氏、死ス(二二四二) 五月八日、細川賴有、吉野討伐ニ向フ(二二四三)  
 文中二年(應安六年)二月九日、沙彌道胤、山上保善、昌寺ヲ長樂寺大通菴末寺ト爲ス(二二四三) 十一月十六日、菊池武光、卒ス(二二四四)  
 天授四年(永和四年)三月二十七日、大館掃部助、幕府方ニアリ(二二四四) 是頃十一月二十三日、新田義貞ノ子息ト號スル僧妙全、筑紫ヨリ伊豫ニ渡ラン事ヲ西征府ニ乞フ、五條良遠、之ヲ河野通直ニ告グ(二二四四)

天授六年(康暦二年)四月八日、幕府、越後妻有庄ヲ上杉憲方ニ與フ(二二四五)  
 天授七年(康暦三年)四月一日、世良田憲政、世良田後閑ヲ長樂寺ニ寄進ス(二二四六)  
 弘和四年(永德四年)三月四日、岩松氏、新田庄田島郷及堀口郷等ノ田帳ヲ作製ス(二二四七) 四月二十八日、長慶天皇、位ヲ後龜山天皇ニ讓リ給フ(二二四八) 七月二十三日、岩松治部代國經、江戸希全等ヲ澁江郷ノ事ニツキテ訴フ(二二四八)  
 元中二年(至德二年)三月、是月、是頃迄、新田義則、其子刑部少輔、信濃大川原ニ隱レ、武藏上野ニ義兵ヲ募ル、梶原某、岩松直國、其ノ使者及嫌疑者ヲ捕フ、是歲秋、新田一門、信濃浪合ニ於テ某宮(宗良親王カ)ニ殉ズ、義則父子、奥州ニ遁ル(二二五〇)  
 元中三年(至德三年)五月二十七日、小山若丸、祇園城、小田城、男體城等ニ於テ足利氏滿ニ抗戰ス(二二六五)  
 元中四年(至德四年)七月二日、足利直冬、卒ス(二二六五)  
 元中五年(嘉慶二年)三月八日、大館氏信、義堂ヲ迎ヘ歸ル(二二六六) 七月二十八日、新田氏一族二人、京都ニ於テ討タル(二二六六)  
 元中八年(明德二年)二月、是月、大館氏信、關東下向(二二六六) 十一月二十一日、長樂寺、官錢ヲ定ム(二二六六) 十二月三十日、山名氏清、敗死ス(二二六七)



元中九年(二〇五二)明德三年(八月十一日)岩松賴宥長樂寺ニ額戸ノ地ヲ寄進ス(二二六七) 閏十月五日、後龜山天皇、京都ニ還幸シ給ヒ、讓國ノ儀ニヨツテ神器ヲ後小松天皇ニ傳ヘ給フ、南北合一成ル(二二七〇)。

明德五年(二〇五四)八月二十七日、國政、江田郷内得河方目錄ヲ作製ス(二二七一)

應永二年(二〇五五)閏七月五日、岩松左馬助滿國、所領目錄ヲ注進ス(二二七二)

應永三年(二〇五六)二月二十八日、小山若丸、田村清包等、新田義則父子ヲ擁シテ奥州白河ニ進出ス、足利氏滿討伐ニ向フ、新田軍没落、若丸、自害ス(二二七三)

應永七年(二〇六〇)九月十五日、足利滿兼、長樂寺ニ諸公事ヲ免ズ(二二七七)

應永十年(二〇六三)四月二十五日、新田義則箱根底倉ニ匿レタリシガ、是日、足利氏ノ兵ニ襲ハレテ死ス(二二七八)

應永十一年(二〇六四)四月七日、沙彌某、新田庄内惣領知行分注文ヲ作ル(二二九一)

應永十五年(二〇六八)九月十五日、某、新田庄由良郷内奥村地檢目錄ヲ作製ス(二二九三)

應永十六年(二〇六九)七月二十二日、足利滿兼卒シ、持氏嗣グ、新田某(刑部少輔カ)、義兵ヲ擧ゲントシ、擒エラレテ、七里濱ニ斬ラル(二二九六)

應永十七年(二〇七〇)四月七日、希勝忠久、新田庄上今井郷ノ地檢目錄ヲ作製ス(二二九七)

應永十八年(二〇七二)九月八日、關東管領府、岩松滿國ニ新田庄當年々貢ノ究濟ヲ命ズ(二三〇三)

應永二十二年(二〇七六)十月十五日、岩松滿親、其ノ所藏文書ノ注文ヲ作製ス(二三〇五)

應永二十三年(二〇七七)十月二日、新田義宗ノ子容辻王丸、岩松滿國ニ養育セラレ、家ヲ嗣ギテ、岩松滿純ト名乗ル、上杉禪秀、足利持氏ヲ攻ムルヤ、滿純、禪秀ニ組シテ戰功多シ、尋テ、滿純、新田氏ヲ稱ス、禪秀ノ敗北後、滿純、入間川ニ擒エラレ、龍口ニ斬ラル、其子家純、隱ル(二三〇五)

應永二十五年(二〇七九)四月二十九日、持氏、新田岩松等ノ殘黨討伐ノ爲ニ上杉持定ヲ遣ス(三三一一)

應永二十六年(二〇八〇)二月二十七日、岩松滿國、所領ヲ孫持國ニ讓リ、持國ノ父滿春ヲシテ代官タラシム(三三一二) 七月十七日、持氏、上野長樂寺ニ祈禱ヲ命ズ(三三二九)

應永三十年(二〇八四)五月二十八日、岩松滿純ノ殘黨、小栗滿重ノ亂ニ與カス、持氏、之ヲ討伐ニ發向ス、岩松滿長、從軍スルヤ、假ニ其ノ所領ヲ岩松持國ニ讓ル(三三三〇)

應永三十二年(二〇八六)十二月二十六日、關東管領府、丹生郷ヲ岩松滿長ニ與フ(三三三一)

應永三十三年(二〇八七)七月二十六日、持氏、長樂寺ニ祈禱ヲ命ズ(三三三二) 七月是月、岩松滿長、岩松經家ノ勳功ヲ申シ立テ、所領ヲ還補セラレン事ヲ管領府ニ乞フ(三三三三)



應永三十五年五月二十五日、持氏將軍義教ニ反抗ヲ企ツ、新田氏蜂起ストノ風説ニ  
 ヨリテ之ヲ止ム(一三三三)  
 永享二年十月、是月、岩松持國ノ代官滿春、佛事用途割宛額ニツキ、關東管領府ニ重ネ  
 テ上申ス(一三三三)  
 永享七年十月二十八日、長倉某常陸ニ舉兵ス、岩松持國、大手ノ大將トシテ之ヲ攻ム  
 (一三三四)  
 永享八年八月三日、岩松持國、所領ヲ某ニ讓ル(一三三六)  
 永享十三年四月十六日、持氏、義教ニ抗戰シテ亡ブ、是亂ニ際シ、岩松家純、義教ニ召  
 出サレ、家ヲ再興シテ關東ニ歸ル、結城氏舉兵スルヤ、家純、攻圍軍ニ加ハリテ功ア  
 リ(一三三六)

圖版目次

一	別格官幣社 藤島神社	口繪
二	縣社 新田神社	同
三	傳新田義貞公肖像 藤島神社藏	同
四	新田義貞公木像 上野太田、金龍寺藏	同
五	新田義貞公墳墓 上野太田、金龍寺	同
六	大中黒旗 上野、新田神社藏	同
七	左衛門督家補任狀 東京、安川氏藏	齒
八	新田義重自筆讓狀 上野、長樂寺藏	契
九	新田義重自筆讓狀 同	契
一〇	徳川義季肖像 同	二三
一一	榮朝肖像 上野、蓮華寺藏	二三
一二	榮朝自筆讓狀 上野、長樂寺藏	三六



一三 里見氏義造立不動尊石像 上野横野村宮田……………二六

一四 同 石像銘……………二六

一五 長樂寺文珠山墓地……………二六

一六 法照禪師琛海肖像 上野長樂寺藏……………二〇〇

一七 法照禪師琛海墓櫃蓋石銘 上野長樂寺……………二〇〇

一八 西迎寺阿彌陀佛像 信濃豊井村……………二〇〇

一九 同 背銘……………二〇〇

二〇 新田朝兼土地沽却狀 上野長樂寺藏……………二〇八

二一 岩松經家請文 紀伊小山氏藏……………二〇八

二二 新田基氏墓 上野室泉村別所圓福寺……………二〇四

二三 新田氏墓地 同……………二〇四

二四 新田基氏墓石銘 同……………二〇四

二五 新田義貞公土地沽却ニ對スル幕府下知狀 上野長樂寺藏……………二〇四

二六 護良親王令旨 大阪府龍安寺藏……………二〇三

二七 後醍醐天皇繪旨 結城神社藏……………二〇三

二八 總持寺不動尊像 上野世良田村……………二〇〇

二九 照明寺周濠 上野生品村……………二〇〇

三〇 縣 社 生品神社……………二〇〇

三一 義貞公義舉ノ古圖 上野正法寺藏……………二〇〇

三二 生品神社及不動堂ノ古圖 上野西慶寺藏……………二〇〇

三三 義貞公證判後藤信明軍忠狀 東大文學部藏……………二七〇

三四 飽間氏供養板碑 武藏修藏寺藏……………二七〇

三五 義貞公證判稅所氏着到狀 常陸山本氏藏……………三三三

三六 義貞公證判市河經助着到狀 酒田市本間氏藏……………三三三

三七 義貞公證判市河助泰着到狀 同……………三三三

三八 岩松經家宛後醍醐天皇繪旨 東京安川氏藏……………三三六

三九 義貞公外題上野國宣 伊達伯爵藏……………三四三

四〇 義貞公自筆外題越後國宣 伊佐早氏藏……………三四四

四一 義貞公外題越後國宣 米澤中條氏藏……………三四三

四二 越後國衙宛雜訴決斷所牒 同……………三四三



四三 岩松經家宛後醍醐天皇繪旨 東京安川氏藏……………三三四

四四 岩松經家宛後醍醐天皇繪旨 東大文學部藏……………三三四

四五 義貞公押署播磨國司應宣 姫路正明寺藏……………三五六

四六 義貞公自筆長樂寺住持補任狀 上野長樂寺藏……………三五六

四七 傳義貞公書狀 東京保坂氏藏……………三三七

四八 大津市ヨリ比叡山ヲ望ム……………三二〇

四九 義貞公軍令狀 播磨近江寺藏……………三二四

五〇 義貞公軍令狀 吉川子爵藏……………三二四

五一 義貞公自筆御教書 京都湯淺氏藏……………三二〇

五二 同 包紙 京都神護寺藏……………三二〇

五三 義貞公自筆四條隆資卿宛書狀 宮内省藏……………三二〇

五四 同 包紙 同……………三二〇

五五 義貞公自筆寄進狀 播磨伊和神社藏……………三二八

五六 義貞公軍令狀 京都鞍馬寺藏……………三二二

五七 金ヶ崎搦手舊蹟……………三二六

五八 柚山城址全景……………三九八

五九 南保重貞宛義貞公感狀 伊佐早氏舊藏……………三八八

六〇 推定義貞公着用兜 藤島神社藏……………三九〇

六一 燈明寺暇……………三九〇

六二 燈明寺暇ノ石碑……………三九〇

六三 往生院ノ義貞公墳墓 越前稱念寺……………三九二

六四 木戸孝允謁義貞公廡詠詩及書……………三九二

六五 南保重貞宛新田義宗公安塔狀 伊佐早氏舊藏……………三九四

六六 義助公供養ノ板碑 上野安養寺藏……………三九四

六七 新田義興公禁制狀 上野長樂寺藏……………三九二

六八 府 社 新田神社 武藏矢口……………三九四

六九 宗良親王御肖像胎内納入文書 信濃常福寺藏……………三九四

新田氏  
關係  
花押集……………卷末

地 圖……………卷末

1 新田庄地方圖……………







## 第一 新田義貞公略傳

### 序

建武中興は實に我が皇國を 天皇親政の本然の姿に立ち歸らしむべき天業であつた。此の天業達成の爲に敢然として立ち、遂には全天下官軍の總帥たる重任を帯びて至尊の御信倚に應へ、中興政治の運命を荷つて至誠一貫健闘して殫れた最大武將は、實に我が新田義貞公其人である。眞に建武中興政治は、元弘三年五月二十二日、義貞公による鎌倉武斷政權覆滅の日に始めて全日本の支配權を確立し、延元元年十月十日、公の叡山より越前への悲痛なる没落の日に其の中央政權としての地位を喪失し、而して延元三年閏七月二日、藤島燈明寺曠に於ける公の戦死は、中興政府の延長たる吉野朝廷をして天下回復の希望を殆ど失はしめたと云つても過言ではない。斯の様に史上に其の姿を現はして後の義貞公の五ヶ年有半の生涯は全く中興政治最大の護衛としての健闘であつた。而も公の護國の至誠遂に空しく越前の地に炸裂して果てるや、火花の如く四散した幾十百の遺族遺臣



は、全國各地に官軍の指導者として立ち、公の遺志達成に苦闘する事一百年の長きに亘つてゐる。まことに義貞公なかりせば恐らく中興政治は半年も持續出來ず、又其の光芒も極めて淡きものであつたであらう。建武中興が國史の上に永遠の光である限り、新田義貞公も亦皇國史進展の上の不滅の輝きでなくてはならぬ。

### 一 新田氏の草創

新田氏は其の源を人皇第五十六代清和天皇に發してゐる。清和源氏第七代の名將源義家の三男義國は、時の内大臣藤原實能と争ふことがあつて、かの天下無敵の東國武士團の發祥地、刈萱茂る廣漠たる武藏野の北邊、下野國足利の別業に籠居して其の晩年を送つた。義國の長男が義重、次男が義康である。義重の母は當時都に於て第一流の文筆家藤原敦基の娘であつた。此の敦基が上野介であつた關係からであらう、其の外孫たる義重は上野國新田庄を經營して新田氏を稱し、義康は足利氏の祖となつた。之より新田足利の兩氏が渡良瀬川を挟む東西數里の地點、上野と下野とに發展した。

新田庄の

義重の經營した新田庄と云ふのは古來新田郡の地、北に仰ぐは赤城の秀嶺、その

景観

遠くに延く美しい裾野が、關東大平原に消える邊り、上越、上信國境山地の水を集めて奔り出づる坂東太郎利根の清流は、やがて緩やかに舟さへ浮べて庄の南方を武藏と國境を劃しつゝ、東流する。西方遙かに榛名の麗容、妙義の奇巖、淺間の噴煙を遠望する此の地方は、まことに朔風一度吹いて八州の草を靡かす景勝の地であり、庄の東に横たはる四時翠綠の金山丘陵は萬葉集に「新田山」、「小新田山」の茂る山と歌はれて平坦なる庄の地形にえも云はれぬ風致を添へてゐる。

政權上に公武の大轉換を捲き起す端緒となつたかの保元亂のあつた翌年、即ち保元二年三月八日、攝關家藤原左衛門督基實は義重を「新田御庄」の地主たるに依つて下司職に補任し、茲に義重は初めて史上に其の名を顯はしてゐる（由良文書）。御庄と稱ばれる所より見ると新田庄は皇族の御料地であつたと思はれるが、義重が九條院判官代であつた（尋事分歷）事から推考するに、新田庄を開發した義重は、藤原基實の義姉に當らせ給ふ近衛天皇の中宮九條院に新田庄の領家となつて頂くべく請託し、斯くて義重自身は新田庄の下司職として實際上庄園を經營し、名義上は之を九條院に附屬する事によつて之が占有を安全ならしめたものであらうと思はれる。

義重新田  
庄の下司  
職となる



義重の性

新田義貞公の精忠

四

義重の性格を示す物語がある。當時足利庄に住した藤原足利氏(源足利氏トハ別)と武蔵秩父氏との戦に當り、足利方の依頼に一諾を與へた新田入道義重は、搦手から秩父を攻めようとして利根川の長井渡まで來た。然るに既に秩父に舟を奪はれて一隻もない。之を見た義重は郎黨を激勵して、人に頼まれて搦手に向ひながら舟なしとて暫くも爰に休らうならば大手軍に負けなんす、さらば永く弓矢の道に別るべし。縱令骸を底のみくづと成すとも名を此の河に残せやと云つて決然渡河進撃したと云ふ(源平盛衰記)。義を重んじて名を惜しむ新田精神は既に此處に窺はれるのである。

頼朝と義重

寺尾城に據る

新田氏の雄伏

さて驕る平家を討滅すべく源頼朝が南關東の地に舉兵した時に、其の武名を知られてゐた義重は、八幡太郎義家の孫たるの自尊心からであらうか、頼朝の下に馳せ參せず、上野國寺尾城に據つて兵を聚めてゐた。併し後に頼朝の勢が關東を風靡する様になつたので止むを得ず鎌倉に參じた。猶又、頼朝が義重の女を懇望した時に義重は之を肯じなかつた事等もあつて、之等は頼朝をして義重を疎んせしめる原因となつて、それ以後新田氏は鎌倉時代を通じて終始不遇の状態(唯伏)で雌伏してゐた様子が見られる。例へば義重の曾孫政義は新田の本家を繼いだ人である。

足利氏の顯榮

土地に根差す氏族の蔓延

が、或は囚人を逐電せしめた廉によつて過料に處せられたり、或は京都大番の役を勤めに行つて何か感ずる所あつて俄に御室で出家し、それが六波羅府に無届であつたとの廉で所領一所を沒收せられた事もある。斯の様に新田氏が幕府に度々不首尾であつたのと反對に、足利氏は義康の子で頼朝とは母系の從兄弟なる義兼が、更に北條政子の妹を娶つて頼朝の姻戚に連り、其の後北條氏とは度々婚姻を結んでゐたから、源氏の正統絶えた後の鎌倉幕府に於ては第一流の名門として重きをなしてゐた。此の新田、足利兩家の中央政界に於ける輿望の輕重は建武中興に際して大きな關係を持つて來るのである。

新田氏は中央政界に出ては華やかでなかつたが、其の郷土に退いては根強い力を植ゑつける事を傳統的政策とした。元來新田御庄は随分廣大な土地であつたらしいが、更に空閑(コウカン)の土地を開拓しては其の子孫を分住せしめ、其の地名を苗字となさしめた。即ち義重の五人の子の中、義範は多胡郡山名に、義俊は碓氷郡里見に、義季は新田郡得川に、經氏は同郡強戸に分住して夫々地名を苗字とした家を興し、義兼が本家を繼いでゐる。更に里見家からは田中、大島、鳥山、豊岡(碓氷郡)、竹林、牛澤、太田、大井田(越後中魚沼郡)の諸家が分れ、徳川家からは世良田、江田の家が分れ、強戸家

新田義貞公略傳

五



からは長岡、鶴生田の家が分れてゐる。新田の本家からは、大館、堀口、今井、一井、新井、谷島、安養寺、綿打、金谷、脇屋の多くの家を派出してゐる。又、新田義兼の女來王御前と足利義兼の子の義純との間に出來た時兼は岩松家を起して之も新田庄にゐて田島、金井、寺井、田部井(佐位郡)、村田、藪塚等の諸家を分派してゐる。此の様に新田郡を中心として上野一帯、更に越後方面にまで分住發展し、深く大地に根ざせる勢力を培養してゐた。建武中興から吉野朝時代にかけて全国各地に官軍を率ゐて立つた武將の苗字の多くが實に新田郡乃至上野國內の地名であることは興味ある現象である。(上述郡名を註せざる苗字の地名は何れも新田郡に在り)

新田氏の所領も各分家苗字の地名と大體其の分布範圍を一致すると思はれるが、既に義重讓狀や義兼地頭職補任狀、義兼後家新田尼注文による岩松時兼地頭職補任狀、乃至新田尼讓狀等には女塚、田中、上今井、中今井、下今井、多胡宇、江田上、江田下、世良田、粕川、小角、出墓、三木、上平塚、下平塚、木崎、長福寺、押切、八木沼、大館、堀口、一ノ井、綿打、村田、田島、藪塚、高島、前栽、田部賀井、小島、二兒墓、成墓、米澤、岩松、春原庄、萬吉郷(武蔵郡)等の地名が見えてゐるが、殆ど何れも新田郡の中部以南に分布する現在地名に符合してゐる。而して之等の田園には渡良瀬川の水を山田郡廣澤郷から揚げる新田

新田氏の所領

越後に於ける所領

堀用水によつて灌漑してゐたらしい。併し此の後、他郡、他國にも新田氏は所領を有してゐた事は明かで、長樂寺文書には里見時成が越後國波多岐庄八馬今泉兩村を其の妻に讓與した事が見えてゐる。越後の波多岐庄、津張庄(共に沼中)、上田庄(沼南)は新田氏の根強い地盤であつた事は太平記其他種々の文献によつて知られる所である。

新田庄から利根川を遡つた勢多郡横野村宮田の地には里見氏義の造立せる石像不動尊と不動山城址が残り、更に遡つて沼田の城は義貞公義舉の際其の據點と選ばれようとした(太平記)事等から考へると、此の不動山城、沼田城は上野と越後の新田氏勢力を連絡する重要性を持つてゐたと思はれる。尙ほ新田徳川氏は但馬の上三江庄、相模の永用郷を、世良田氏は武藏比企郡將軍澤を領してをり、又岩松氏は武藏春原庄、萬吉郷の他に同國內加治郷、糶田郷、陸奥行方郡内千倉庄の加比草、野萱、下總相馬御厨の手賀、布施、藤心、野毛崎、鎌倉の甘繩地、和泉の五ヶ畑、阿波の生夷庄、勝浦庄、讃岐の吉野郷等を領してゐた。之等から見ると新田本家も他國に領する所があつたと思はれるが、今之を知るべき文献がない。

次に新田氏の宗教關係に少しく觸れる爲に茲には唯だ新田郡世良田の長樂寺

新田氏の宗教

新田義貞公略傳

七



長樂寺

榮朝

聖一國師

榮尊

朗譽

無住

について述べる事とする。長樂寺は義重の子世良田徳川に分家した徳川義季が釋圓房榮朝を請じて開基したものである。榮朝はかの臨濟禪を始めて我が國に傳へた榮西の高弟で、日本臨濟第二世とも見らるべき傑僧である。長樂寺に住して其の道譽甚だ高く禪風八州に振ひ、道俗の歸嚮は百草の靡くが如くであつて、沙石集に「慈悲深く、徳たけて、智行ならびなき上人と聞えき」と評してゐる。併し榮朝の日本宗教史上に於ける意義はむしろ後進の誘掖にある。彼の下には非常な傑僧が澤山出てゐる。かの京都五山の東福寺の開山聖一國師辨圓の如きも、長樂寺に於て榮朝に親炙し、其のすゝめによつて諸方の高僧に接し、遂に入宋し、歸朝後京都を中心として禪宗をして劃期的大發展をなさしめた。

又神子榮尊も辨圓と共に長樂寺の榮朝に學び、入宋歸朝後、肥前萬福寺を開いた。悲願房朗譽も榮朝に師事し、榮朝滅後長樂寺に住して長樂第二世となつたが、やがて鎌倉五山の壽福寺に入つた。當時宋より渡つて建長寺第二世となつた傑僧兀庵から日本國には過分の智者也とさへ稱せられ、晩年再び長樂寺に住した。又沙石集を著して之が後世佛教の教科書ともされて我國宗教史上に大きな影響を與へた聖僧無住の如きも、二十七歳の時長樂寺に来て朗譽の下で研究し、後聖一國師

一翁院豪

法照禪師

新田氏の  
氏寺  
新田氏族  
に對する  
精神的感  
化

に教を受けて一生田舎に退いて民衆化導に満足した。長樂第三世は一翁院豪であるが、入宋歸朝後、長樂寺に住してゐる中に、かの大元の軍を驚歎せしめた無學祖元が北條時宗に請せられて來朝したので、院豪は先づ祖元の下に參じて機々相投じ、祖元の法嗣となつた。尋で祖元が長樂寺に來た時、院豪は平素親交ある下野雲岩寺の顯日(佛國國師)を招いて祖元に謁せしめ、以後三者の道交まことに水魚の間柄であつた。長樂第五世は聖一國師の弟子、月船琛海(法照禪師)であり、長樂寺から東福寺長老へと移つたが、其の傑僧たる事は、法照禪師行狀によつて知る事が出来る。長樂寺は以後偉大なる傑僧が數多く養成され、又住持するのであるが、此の長樂寺が新田氏から氏寺として尊崇歸依せられた事は、之等の傑僧の精神が新田氏の人々を如何ばかり教化鍊成した事であらうか想像に餘るものがある。惜しむらくは之を示す文献が傳はらないのであるが、唯だ祖元の語録(佛光國師語録)に

與江田五郎

勒起天聰事如何 風塵運處偃干戈 要爲無上覺王將 先斬心中五陰魔  
と云ふ祖元の偈が院豪の偈と並んで載せられてゐる事から見ると、之は恐らく新田氏の江田五郎なる人に與へたものであらう。宜なるかな、義貞公の勤王の言行



裏に宗教的精神の極めて強く躍動してゐるのは斯うした所に淵源してゐると思はれる。

### 二 新田義貞公の鎌倉攻略

王政復古の御企圖

さて源頼朝が朝廷とは別個に幕府と云ふ政治機關を設置して以後、此處で武家獨裁の政治を行ふ爲に朝廷を抑壓し奉つて來たと云ふ事は國史始つて以來未曾有の大變態であつた。此の皇國のあるべからざる變態から脱して、至尊が萬機を親裁し給ひ、文武其の處に於て大政を翼賛し奉ると云ふ我が國本然の姿へと復歸せしめようとの偉大なる觀念から、陪臣武家北條氏の獨裁する鎌倉幕府を討滅しようと思はれたのが不出世の英主後醍醐天皇であらせられた。天皇は皇子護良親王や其他當時の青年公卿とも云ふべき俊才等を率ゐて討幕の大事を思召し立たせられたけれども、當時末だ大義に醒めた武人極めて少く、天皇は一旦幕兵の難を笠置山に避け給ひしも、やがて笠置山陥り、遂に隱岐島に蒙塵し給ふたのである。此の時に河内國金剛山下の住人楠木正成公は勅命を奉じて率先して義兵を擧げた。幕府は天下の大軍を以て正成公の千早城を攻圍したのであるが名將

楠公

の守備堅くして之を抜くべくもなかつた。

新田義貞公の擧兵準備

新田義貞公も幕府累代の御家人として幕命止むなく千早攻圍軍中に加はつてゐたが、傳家の至誠心は直ちに大義に深く感ずる所あり、護良親王の令旨を戴き、病と稱して上野に歸郷し、義擧の準備にとりかゝつた。やがて又、隱岐から伯耆の船上山に遷幸ありし後醍醐天皇の給旨を賜つた事も疑ふ餘地はない。

幕府の本據を狙ふ

斯くて義貞公の狙ふ所は鎌倉幕府の本據覆滅であつた。併し何と云つても之は百數十年來全國統制の武斷政權の本據である。義貞公の住地上野は其の直ちに膝下であり、若し些さかでも蠢動の兆が見えれば直ちに武斷的大鐵槌の下に粉砕せられる事は火を見るよりも明らかである。之に對する慎重なる準備は當然擧兵の時期を後れしめたのである。併し當時幕府方では若し京都が陥れば鎌倉に都を遷して關東に獨立しようと思つて、若し此の地に誰人が擧兵しなければ到底中興の大業は達成出来なかつたのである。

義擧の機會を捕む

此の頃義貞公の居館は今の新田郡世良田村とも、或は生品村反町樂師の地とも傳へられてゐる。斯くて機會を待つ中に鎌倉幕府は兵糧米徵收の必要から上野國世良田には富裕の人が多いと云ふので徵稅使を遣はし、其の住民に對する處置



徵稅使誅

甚だ苛酷であつた。時こそ到れりと喜んだ義貞公は先づ此の徵稅使を血祭りに上げて擧兵の機會を掴んだのである。されば義貞公の擧兵は此の日であると思はれる。世良田長樂寺には五月八日附で幕府が新田家の所領世良田の平塚を長樂寺に寄進してある古文書がある。之は義貞公の徵稅使誅伐の報を得た幕府方が先づ紙上の所罰を明かにしたものと見るべきであるから、徵稅使誅殺はそれよりは二三日前であつたであらう。

義貞追伐の令を發す

さて鎌倉幕府では直ちに義貞公追伐の命令を下し大兵を差し向ける事になつた。此の時、事の意外に驚いた一門の人々の中には、或は沼田庄に據らんと議するもの、或は越後に退き守らんと唱へるものあり、議論區々であつた。時に義貞公の舍弟脇屋義助公は斷乎として云ひ放つた。

義助公の義心表明

「弓矢の道は死を輕んじて名を重んずるを以て義となす。北條氏天下を執つて百十餘年、今に至るまで武威盛に振つて其の命を重んぜぬ處はない。されば縱へ沼田、越後に退き守るとも運盡き人不和ならば敗北は必然である。若し徵稅使を斬りし咎を恐れ他國に逃げ退いて討たれた等天下の人口に入ん事は最も口惜し

一族勳力に導く

き極みである。どうせ討死する命を朝廷の爲に捨て、勤王の義擧と云はれる事こそ勇は子孫の面を悦ばしめ、名は路徑の尸を清むるのである。先達て下された繪旨を額に當て運命を天に任せて只一騎なりとも國中を打つて出でて、義兵を擧げ、若し勢力付きなばやがて鎌倉を攻落さう。勢力附かすば只鎌倉を枕にして討死するより外の事はないと。まことに義を先とし、勇を宗としての意見であつたので、當家の一族三十四人皆此の議に同じたのであつた。之を考へるに義貞公兄弟の胸中には既に令旨奉戴の時、斷乎たる決意が固つてゐたのであるが、最も困難なる大義の決行には一族郎黨全部に堅き決意を促す必要があり、彼等に背水の決意をなさしめて人心を一和するには先づ暴戾なる鎌倉の徵稅使を斬ると云ふ、絶好の機會を掴んだのである。さすがに機會を掴むに敏なる名將の處置であつたと思はれる。而して唯南下進撃、玉と碎けて關東義軍の捨石となるか、然らずば一擧にして鎌倉を撃滅するか、二途を選んだ所、公の決意が如何に大義の爲の悲壯無私なるものであつたかが判る。元弘三年五月八日の卯の刻(午前六時)に産土神生品明神の社前に旗を擧げ、御醍醐天皇の繪旨を披き三度之を押し頂き、笠懸野へと打つて出た。相従ふ一族は大館宗氏父子、堀口貞満兄弟、岩松經家、里見義胤、脇屋

擧兵



義助、江田光義、桃井尙義等を宗徒の兵として僅かに百五十騎に過ぎなかつた。併し義貞公の早くよりの決意に基づく機敏なる計畫が效を奏して其の日の中に越後信濃甲斐等の源氏が馳集り翌九日には國內の敵を打ち平げて武藏に攻め入り、ぐんぐん南下進撃した。十二日には鎌倉より討手として押し寄せた幕府軍を武藏國小手差原・久米川に撃破し、十五日分倍河原に押し寄せて一旦敗退したが、十六日には更に分倍河原に敵の大軍を撃破し、十八日には既に鎌倉山の總攻撃を開始したのである。斯くて龍の雲に乗つた勢の新田義貞公は大軍を三手に分け、堀口貞満を左翼の將とし、巨福呂坂の切通しへ、大館宗氏を右翼の將として極樂寺の切通しへ向はせ、中央軍は大將義貞公自ら統率して化粧坂の切通しへと突撃した。然るに極樂寺切通しを攻め破つて鎌倉中へ突入した大館宗氏が不幸討死して右翼軍が退却する事を聞いた義貞公は、二十一日の夜半精銳をすぐつて極樂寺坂に肉迫した。併し敵の守り堅くして到底破り難きを知り、稻村崎の岸頭に立つて滄海の龍神に向ひ、

稻村ヶ崎  
の突破

「吾大君天照大神の苗裔として、逆臣の爲に西海の浪に漂ひ給ふ。義貞今臣たる道を盡さむ爲に、斧鉞を操て敵陣に臨む。其志偏に王化を補け奉りて、蒼生を安か

分倍河原  
の戦

幕府覆滅

らしめんとなり。仰ぎ願は内海外海の龍神八部、臣が忠義を鑒て、潮を萬里の外に退け、道を三軍の陣に開かしめ給へ」

と至信に祈念し、自ら佩きたる金作の太刀を抜て海中に投じた。龍神感應あつてか、満々たる潮は俄に引き去つたと傳へられてゐる。斯くて鎌倉中に突入した爲に、鎌倉方では長崎高重其他豪勇の士數知れず立向つたにも拘らず、一日にして破れ、二十二日、北條高時は東勝寺に入りて自害し、一族門葉二百八十三名、郎黨従者八百七十三名一時に之に殉じた。

斯くて笠置山の行在に於て楠公をして「若し勢を合せて戦はゞ六十餘州の兵を集めて武藏相模の兩國に對すとも勝つことを得がたし」と云はしめた鎌倉山の武斷政權の本據を、義貞公は正々堂々と決戦して僅か十五日間に覆滅したのである。而して之によつて天下は始めて全く天皇の御稜威の下に輝き、王政復古、公家一統の政治を可能ならしめる事となつた。新田義貞公の功や眞に大なりと云ふべきである。是より先五月九日には京都の六波羅は足利高氏、赤松則村、千種忠顯等の協力で滅亡したので、後醍醐天皇は船上山を發せられ、御還幸の途につかせられたが、兵庫附近西宮で鎌倉陥落の報を得給ふたのである。實に京都は回復されて

至尊に御  
報告



も關東討伐を如何に實行するかと云ふ事は次の最も大きい問題であつたゞけに、天皇の御悦びはお察し申すに餘りある事で、此の御宸念を休め奉つた公の功績まことに思ふべきである。

併し此の時、鎌倉に於ては既に忌まはしい現象が起つたのである。即ち義貞公が鎌倉を撃滅すると、高氏の子として東國に残つてゐた四歳になる義詮の下に東國武士の大部分は屬してしまつたのである。

之は尊氏が義貞公よりも半月早く既に五月九日には六波羅を滅し、都下に軍政を布いて恰も六波羅府の後繼者の如く自らも之を任じ、人も亦許し、天皇御還幸後は高氏先づ重恩に浴して其の聲望東國にまで響いて來た事と、且又機を見るに敏なる高氏が義詮をして鎌倉攻略に形ばかり参加せしめて其の功を我手中に收めんとする野心を働かした爲に、蟻の甘きにつくが如き事情によるものであつた。

元來新田氏と足利氏とは一族であつたが前述せる様に高氏は幕府では第一の名門として官職も治部大輔の高きにゐたのに、義貞公は全く無位無官であつたらしく僅かに小太郎義貞を名乗つてゐた程である。即ち足利氏の傳統的榮譽と半月先きの六波羅攻略とはかゝる結果を惹起したのである。此の時足利方はあくま

足利氏鎌倉を奪ふ

義貞公の無私奉公の至誠

で挑戦的であつた。若し此の時に義貞公に霸道的野心が少しでも存し皇家本位に考へる大義精神が少しでも乏しかつたならば、必ずや足利方と決戦したに相違なく、又公の戰鬥力を以てすれば必ずや之を撃破するは易々たる事であつたに相違ない。併し義貞公は深く朝權を畏れかしこんで違心なき起請文を書き、直ちに天子の膝下に上洛してしまつたのである。此の事は如何に公が斯かる混亂の際に於てすらも皇家本位に行動し、些かも霸道的利己的野心を持たなかつたを如實に示すに反して、最早や此處に高氏の野心が明かに暴露されてゐる。

斯くて私心なき義貞公が鎌倉を放棄して上洛した爲に、東國武士の控制の中心たる鎌倉は其のまゝ、足利方の占據する處となり、此處がやがて公家政治打倒の策源地となつたとは誠に皇國史の悲しむべき運命であつた。

### 三 中興政治の護衛

然るに亦既に此の時には京都に於ても政治兵馬の大權の皇室復歸を終生の理想としてしゐられる護良親王は、高氏の幕府再興の野心を觀破し給ひし事として、此の兩黨の間には早くも六波羅滅亡直後から衝突が起つてゐる程であつた。されば



公家政治  
達成に勤  
力す

心を大義實現の一途にかけてゐる義貞公が、天皇の御膝下に上洛して来るや、武家派の高氏に對抗して皇政回復に邁進してゐられる護良親王の下に於て楠木、名和、結城等の純忠の諸將と共に専ら公家政治の達成に戮力したのは當然であつた。斯くて公家派と武家派との對立の中に元弘三年の後半には論功行賞が行はれたが、朝廷は傳統的勢力と天下武士への大なる聲望とを擔うてゐる高氏兄弟を勳功第一に置かざるを得ず、高氏は尊氏と改められ、從三位に敍せられ、後に從二位武藏、常陸、下總を宛て行はれ、ついで鎮守府將軍とせられた。弟直義も從四位に敍せられ、遠江相模兩國を宛て行はれたのである。之に對して從來の門地聲望に於て到底尊氏に及ばなかつた義貞公を從四位上に敍し、越後、上野、播磨を宛て行はれ、弟義助公を正五位上に敍し、駿河國を宛て行はれた。又楠公に攝津、河内を、名和公に因幡、伯耆を夫々宛て行はれたのである。義貞公の勳功絶大にして、而も恩賞尊氏に及ばざる事はさる事ながら、朝廷の新田氏への期待の如何に大なるかをよく示すものである。斯くて種々の危機をはらみ、つとも年號を建武と改元せられ、天皇親政、公家一統の政治は茲に實現し、皇國のあるべき姿は輝き出でたのである。世に之を建武中興と稱する。

建武中興

論功行賞

中興政治  
の悲運

さて建武中興は不世出の英主後醍醐天皇の御叡斷を中心として公卿方面に捲き起つた皇國の理想化運動であつたが、事實鎌倉幕府を打倒したのは之に参加した諸國の武人の力であつた。而して彼等の大部分の勤王運動参加は必ずしも衷心より大義に覺醒してはなく、自家興隆の欲求からであつた。實に當時の社會の中堅階級なる武士の精神は、大義名分の理解に於て一般に未だ十分の洗練が足りなかつたのである。されば一旦實現した公家一統の政治に於て、戦功少なくて重賞に驕れる公卿が戦功ある武人を蔑視し、政治の實際に疎く、武人は望める如き恩賞を得られずして公卿の下に壓せられ勝ちなる世相を現出した時に、自家意識の強くして大義名分に暗き天下武士の大多數は新政府を呪ひ、昔の武家政治復活を希ふ様になつた。鎌倉幕府は滅びても武士は社會の中堅階級で現實の主勢力である。此の武士階級の憤懣を買つた中興政治の運命は悲しむべきものである。此の時、中興政府の意思を無視して武士階級の現實目前の恣慾を満たさしめ、自ら幕府政治を開かうと意企したのが尊氏であつたから、其處には恰も水の低きにつくが如く天下の武人が參集したのである。例へば彼が中興政治の原則に反して、朝廷の許可なしに自ら恣まゝに所領を武士達に行與せる文書の現存するを



尊氏人心  
を收攬す

新田義貞公の精忠

二〇

見ても彼が武士階級の人心收攬に如何に露骨であつたかが判る。されば元弘三年十一月足利直義が成良親王を奉じて武家政治の故地鎌倉に鎮するや、東國武士は擧つて此處に參集して京都の命を奉せず、此處は中興政治を呪ふ巢窟と化したのである。

斯くして京都では尊氏が六波羅府の後繼者を以て任じ、天下の武士の心を收攬して公家政治を威壓し、鎌倉では弟直義が幕府の後繼者たるの觀を呈し、東國武士を従へて朝命を奉せず、爲に天下兵馬の權は尊氏兄弟の手中に存する有様で、彼等の存在は到底中興政治の理想を達成せしめるものではなかつた。此處に於てどうしても皇家中興の實を擧げるには尊氏直義の野心を制するだけの勢力を必要としたので、護良親王は叡慮を奉じて義貞・正成・長年・宗廣公等の純忠の諸將と共に其の勢力擴張を畫策せられた。然るに之が尊氏方の憤激を招き何時大事變が起るかも知れぬと云ふ危機に直面したので、護良親王は畏れ多くも叡慮に代つて一切の責を負ひ給ひ、固圍の人となつて遂に鎌倉に憂き日を送り給ふ事となつたのである。

此處に於て親王御失脚後、叡慮と親王の御遺志を實踐する宮方武士の指導者は、

公家派と  
武家派と

義貞公の重  
鎮となる

尊氏東下

どうしても門地動功並び高く且つ熾烈な皇政本位の精神の持主義貞公でなくてはならず、之に對する朝廷の倚頼も實に大なるものがあつた。斯くて公は正成・長年・宗廣公其の他の諸將と共に足利黨に對抗し、彼等をして其の野心を逞しうせしめない様に最も盡力したのである。されば護良親王を倒し得た後の尊氏黨が政權掌握の爲に先づ第一に除かなければならなかつたのは新田義貞公であつたか、ら彼等が新田公誅伐を名として擧兵したのは最も當然の事であつた。即ち北條高時の子時行東國に蜂起して鎌倉の直義を追ひ落し、直義護良親王を害して西に走るや、尊氏之を好機として東下し、再び鎌倉を奪取して此處に天下の將士を集めて後は、専ら義貞公誅伐を名として策動し、朝廷を激發させる事に全力を注いだのである。故に當時の諸書には義貞公が霸道的野心に驅られて尊氏を、天皇に讒して之を陥れんとし、新田足利の確執が恰も天下大亂の原因なるかの様に記してあるが、之は全く足利黨が其の謀叛を正當化する爲になしたる巧妙極まる逆宣傳を信じて記したもので、事實を誤る事大なるものである。

尊氏が獨裁的なる幕府政治創始慾に驅られて人心を收攬せんが爲に、専恣にも國家の土地を己が將士に恩給せる古文書の數多く存するに反して、義貞公が公家政

新田義貞公略傳

二一



尊氏義貞  
公を除く  
て謀叛す

尊氏誅伐  
の發令後  
失す戦機を

治の原則に堅く準據し、一片の土地をも之を社寺に寄進し、或は將士に知行せしむる際に常に 天皇の宣旨を遵奉して之を行へるは之亦數多くの古文書の證する所である。是全く義貞公の皇政本位の忠良なる精神を示すものであり、霸道的意慾とは凡そ相反する所である。されば義貞公が公家方諸將の指導的地位に就いたのも公の此の人格に對して公家の倚頼の大なりしが爲に他ならぬ。然るに義貞公を排除せねば其の野心を遂げ得ない尊氏は、護良親王を害したる直義をして、遂に建武二年十一月二日、

可被誅伐新田右衛門佐義貞也。相催一族可馳參之狀如件。

建武二年十一月二日

左馬

頭(直義花押)

、、、、殿

と云ふ如き全く暴戻無法なる檄を全國に飛ばさしめ、又一方朝廷にも尊氏の名を以て義貞公誅伐を請ふ旨の奏狀を奉つたのである。

斯くして天下の武將を懷柔し、鎌倉や箱根の險に防備を施し、萬般の準備を備へた足利黨が飽くまで朝憲を蔑如して斯くまで挑戦的に出てゐるにも拘らず、朝廷では尙ほ戰の名を重んずる爲に事の初期に之を斷する能はず、其の罪狀が確定し

義貞公惡  
戰の理由

東征

箱根の敗  
戦根の敗

て後漸く十一月十九日に初めて尊良親王を上將軍とし、義貞公に朝敵追討の宣旨を賜つて公武の諸將を率ゐて出發せしめたが、猶各地の將士に發せられたる尊氏追討の綸旨は十一月二十二日附より早いものは見當らない有様である。即ち既に機先を制せらるゝ事二句、如何に朝廷が事を穩便に解決せんとした爲に義貞公等の武將をして充分に武力を活用せしむる機會を失はしめてゐるか察するに餘りある。斯くて天下大多數の武將を敵とし、戰機を辨へぬ公卿の意見によつて發せられる朝廷の命令を遵奉しつゝ、而も實戰に疎き公卿の軍をも中に交へて戰はねばならぬ官軍總大將義貞公の惡戰苦闘の生涯は之より初まるのである。

さて義貞公が官軍總大將として東征の途についた時には敵は既に三河國矢矧川迄も進出してゐた。義貞公は之を擊破し、次いで又鷺坂に破り、更に直義の大軍を駿河の手越川原に擊破した。そこで直義は箱根の天險を死守したが、併し義貞公は此處をもあはや突破せんとした時に、尊氏は自ら精銳を率ゐて足柄、竹の下に迂廻し來り、官軍の左翼を襲ひ、官軍中にも大友貞載等不意に反旗を翻した爲に尊良親王を奉じたる脇屋義助公の軍先づ敗れ、義貞公も亦非常な苦戰に陥り、賊の重圍を突破して退却するの止むなきに到つた。併し、かゝる急退却の際にも義貞公



は次の様な美談を残してゐる。即ち義貞公退却して天龍川に到つた時、川水増して渡河不可能であつたので、公は急ぎ橋を架せしめて全軍を渡し了へ、やがて其の兵此の橋を破却せんとするや、公は之を制して、敗軍の我等すらも架して通る橋を敵の追撃を恐れて之を壊して逃げたと云はれては恥辱である」とて態々橋番を置いて退却したと傳へられてゐる(梅松論)。義貞公は敗軍を纏めて尾張美濃にて朝敵を邀撃する覚悟であつたが、其の時既に西國にも赤松則村等の謀叛するもの續出し、之が今にも京都を突かんとする形勢にあつたので、朝廷では直ちに義貞公に歸京を命じた。そこで義貞公は止むを得ず歸京するや、尊氏之を追撃して西上し、赤松細川の東上軍と策應して京都を攻圍した。義貞公は正成長年、結城親光公等と共に之を禦いたが、衆寡敵せず、官軍敗退して賊軍入京した。義貞公は天子を奉じて山門に據り、此處を死守する事となつた。併し時恰も北畠顯家卿が奥羽の大軍を率ゐて西上したのに力を得、遂に賊兵を京都より追ひ退け、更に尊氏を攝津の豊島河原に撃破した。其處で尊氏遂に京畿を保つ能はずして船に乗つて九州に走つた。此の時彼は大道にも己が賊名を免れんが爲に事を皇家兩統の争とせんとして人を遣はし、持明院上皇の院宣を乞はしめたのである。此のやり方たるや

天子を奉  
じて山門  
に據る尊氏九州  
に走る

如何に自家の利益を圖る爲に皇室を利用し、之に累を及ぼしてゐるか、全く天人共に赦し難き罪惡である。又西走する途中に於て各地に教書を發して四方に兵を募りつゝ、筑紫に下つたのである。

西國の經  
略

朝廷では義貞公を左中將に任じ、西國十六ヶ國の管領を許され、殘敵を討伐せしめられる事となつたので、公は中國經略に出陣し、先づ白旗城に籠れる強敵赤松則村を攻撃した。然るに白旗城の守備堅くして、どうしても陥らず、三月より五月までの長日月を費したが、遂に成功しなかつた。併し義貞公は別軍を派して、經略の進捗を圖らしめ、其の軍は備中の福山城まで進出したが、水軍なき爲に其の征戰は中々捗々しくなかつた。

然るに尊氏筑紫に落ちるや、菊地武敏を筑前多々良濱に撃破してより、忽ちにして九州の全勢力を我手中に收め、大軍を率ゐて九州を發し、尊氏は水軍を、直義は陸軍を率ゐ、水陸相並行して東上の途に就いた。そこで義貞公は止むなく兵庫に退き、戦の勝負を見ずして、只一戦に義を勧めばやとて、正成公の來援を得て、此の地に於て、敗軍の小勢を以て機を得たる大敵に戦ふ事に決意した。そして正成公が湊川に陣して、直義の陸軍に當り、義貞公は和田岬に於て尊氏の水軍に對する事とな

兵庫の防  
戰敗る



つた。然るに官軍に水軍を持たなかつた事は其の致命傷であつて、官軍は水陸の敵軍に包圍せられる隊形となつたので、新田軍は海濱傳ひに防禦陣を東に移動するの止むなきに到つた。併し此の爲に楠木軍との間隔を生じた隙に尊氏の本隊を上陸せしめたので、正成公は水陸の敵の重圍に陥り壯烈なる最後を遂げたのである。斯くて新田軍も生田森に於て敵の全軍に對して戦ふ事となり、義貞公は寡兵を以て堂々と數十倍の敵軍と決戦し、火の出る様な激戦を演じた。併し衆寡敵せず遂に官軍敗れたので、義貞公は全軍を退却せしむべく、自身は殿に残つて軍を督してゐたが、其の乗馬倒れ、乗替の馬を待つて求塚の上に立つた。敵兵之を知つて矢を發する事雨の如く、義貞公は鬼切鬼丸の源氏重代の寶刀を兩手に揮つて飛箭十六本を打ち落し、其の様は全く阿修羅の荒れたる如く、併し其の命や風前の燈であつた。此處にかねて深き恩誼に感じてゐた小山田高家馳せ來り、馬より飛び下りて主君を之に乗せ、自身は歩立となつて戦ひ、遂に此の地に戦死を遂げた。義貞公の平素部下に對する情誼の程こそ思ふべきである。

義貞公敗退して歸京するや、朝廷震駭し、延元元年五月二十七日再び萬乘の天子は三種神器を奉じて山門に行幸遊ばされた。斯くて尊氏勝に乗じて入洛し、東寺

求塚上の  
勇奮再度の山  
門行幸

に陣を取り、やがて光嚴院及豐仁親王を迎へて、後ほしいま、に豐仁親王を立てて御位に即け奉つた。即ち光明院でまします。

攻防戦續

此の後半年間は山門の官軍と京都の賊軍との間に猛烈なる攻防戦が続いた。而して常に義貞公等の官軍は寡兵を以て大敵充滿せる京都に進撃し、其の回復に全力を注いだのであつたが、時に利あらずして漸次其の勢は窘まるのみであつた。六月三十日の如きは、天皇の御袴の小片を載いて勇み立つた官軍二萬を率ゐて、義貞公は「天下の落居は聖運に任せ候へば心とする處に候はず。何様今度の軍に於ては尊氏が籠りて候東寺の中へ、矢一射入候はでは歸參るまじきにて候」と天子に御誓ひ申して出陣し、敵二十萬騎を懸け散らして、遂に東寺の門前に押寄せ、尊氏に單身決戦を挑み、尊氏の居室の柱に十三束二伏の矢を射立てた程であつた。併し其の時には僅かに打殘された義貞公の軍勢は敵三十萬騎の中に百重千重に取圍まれてゐた。最早や最後と堅く思ひ切つた義貞公は馬を皆西頭に立て一引も引かうとしなかつた所へ、恩賜の御衣を笠験につけた官軍馳集り、中にも甲斐の一條二郎馬より飛び下り、義貞公の戦死の決意を諫めて馬の三寸に取附き引き返したので、公は不慮に戦死を免れたのであつた。



併し先には千種忠顯公戦死し、此の戦には名和長年公亦京董の悪口に名を惜んで戦死を遂げ、官軍の勢は日に月に減じて行つた。其處に又官軍唯一の近江の糧道も敵軍に絶たれたので食糧にすら窮する有様となつた。されば或る時は近江の糧道を打開すべく新田軍は湖水を渡つて進撃した事もあつたが、却つて味方に大打撃を蒙つたのみであつた。顧りみれば公が聖駕を擁して叡山に據つたのは青葉色濃き五月末の夏真中であつたが、戦に暮れ、戦に明くる日は早くも夏過ぎ秋來り、鮮血に彩られた滿山の紅葉もやがて比良の高嶺を越え來る朔風に散り、叡山の谷々にも白雪見え初むる冬十月ともなつた。

四ヶ月有半の籠城に山門官軍の窮窮も其の極に達した時、皮肉にも尊氏方より和談を請ふの使が參つた。尊氏は「臣の敵とする所は義貞義助にして天子に對し奉つてはならない。若し京都に御還幸ましまさば天下の成敗を公家にお任せ申し上げる」と偽り、起請文までも添へて差し上げた。天皇は尊氏の虚構を勿論御觀破遊ばされてゐたが、併し此のまゝでは如何とも局面打開不可能なる事を思召され、一旦其の和談を許し給ひ、御還幸ある事となつた。

併し此の御還幸は尊氏に對する或る意味の降参であり、新田氏は最も恐るべき

官軍の窮

和談

朝敵の名さへも蒙つて永遠の滅亡を來し、今の今までの盡忠苦節全く一時に水泡に歸すと考へた新田堀口貞満は、見るに見かねて鳳輦の轅に取付き奉り、涙ながらに御還幸を御諫め申し上げたのであつた。彼が義貞公の忠誠勳功を述べて、されば義を重んじて命を隕す一族百三十二人、節に臨んで尸を曝す郎従八千餘人なり」と申し上げたのは此の時である。

此處に於て、天皇は義貞公、義助公を御前近くに召し、殊に玉顔を和げ給ひ、

「尊氏超涯の皇澤に誇りて朝家を傾けんとせし時、義貞も其の一家なれば定めて逆黨に與せんすらんと覺えしに、氏族を離れて志を義に置き、傾廢を助けて命を天に懸しかば、叡慮更に淺からず。只汝が一類を四海の鎮衛として、天下を治めん事をこそ思召しつるに、天運時未だ到らずして兵疲れ、勢廢れぬれば、尊氏に一旦和睦の議を謀つて且く時を待ん爲に還幸の由を仰せ出さるゝなり。汝は先づ越前に下て、且く兵の機を助け、北國を打從へ、重ねて大軍を起して天下の藩屏となるべし。但し朕京都へ出なば、義貞却つて朝敵の名を得つと覺ゆる間、東宮を同じく北國に下し奉るべし。天下の事大小となく、義貞が成敗として、朕に易らず此君を取立進らすべし。朕已に汝が爲に勾踐の恥を忘る。汝早く朕が爲に范蠡が謀を運らせ。」

天子の御  
信倚



と宣はせられたので、義貞公以下一族郎黨、唯だ有難き聖慮の趣きに感泣し、一家の利害を忘れて奉公の誠を誓つたのであつた。即ち其の夜更けて義貞公は潜に日吉の大宮権現に參社して、閑かに啓白祈誓するのであつた。

「臣苟も和光の御願を侍んで、日を送り逆縁を結ぶ事日已に久し。願ば征路萬里の末迄も擁護の御眸を廻らされて、再び大軍を起し朝敵を亡す力を加へ給へ。我縦へ不幸にして存命の中に此の望を達せずと云ふ共、祈念冥慮に違はずば、子孫の中に必ず大軍を起す者有て、父祖の尸を雪めん事を請ふ。」

と。まことに楠公の七生報國の念願と對照すべき永遠更新の大念願である。

明くれば十月十日、御醍醐天皇は腰輿に召されて吉田定房、萬里小路宣房、大館氏明、江田行義等の公武の人々に供奉せられ、今路を西に、直ちに梟賊の巢窟と化した京都に御還幸になれば、東宮恆良親王、一宮尊良親王は洞院實世、新田義貞父子兄弟其他公武の人々を従へ、龍蹄に召されて未知の北國へと落ちさせ給うた。之がかの國史永遠に輝く建武中興をなし給ひし英主忠臣の御父子君臣の最後の別離であつた。

永生更新の大念願

御還幸

北國行啓

#### 四 北陸の苦戦と戦歿

東宮を奉ずる義貞公等の一隊は陰寒早き北國の十月半の吹雪の中に凍えつゝ、越前國敦賀津に著いた。氣比社の大宮司等之を御迎へ申して金ヶ崎城へ入れ奉つた。此處に於て義貞公は舍弟義助公長子義顯公等を遣して國々の兵を催したが未知の異郷の事ではあり、住民等未だ大義に暗くして之に應ずる者殆どなかつた。而も尊氏は足利高經に命じて金ヶ崎城を攻圍せしめた爲、官軍の兵力極めて少く、此のまゝ外援なくては自滅するより他なき有様であつた。

さて一方、後醍醐天皇京都に御還幸あるや、尊氏は神器を光明院に御讓渡あらん事を迫り、天皇は止むなく偽器を之に授け給ひ、花山院に幽閉せられ給ふ事二ヶ月半の後、潜かに吉野に遷幸あり、此處に吉野朝廷が建設せられたのである。此の事は綸旨を鬚に結んで海を泳ぎ渡つて來た亘理新左衛門によつて金ヶ崎城中に報告せられ、城中の上下は忠戦に勇み立つたのである。此の頃、爪生保及び義鑑房の兄弟義助公の息男義治公を擁して、袖山に擧兵し、金ヶ崎城の後攻めをしたが不運にも却つて敗北し、爪生保及び義鑑房は大將里見伊賀守と共に此處に戦死した。

東宮を奉じて越前に落つ

金ヶ崎城

吉野朝廷の建設



斯くて金ヶ崎城の圍みも既に四ヶ月を越えて益々堅く、城内糧食に乏しく軍馬をさへ食するに到つた。此處に於て義貞公は長男義顯公を城に留め守らせ、自身は義助公、洞院實世公等と共に後攻めの軍勢を催す爲に潛かに城を抜け出で、柚山城に入つた。而して苦心畫策してゐる中に金ヶ崎城に於ては食糧愈々盡き果て、食事を斷つ事十日、軍勢は手足も動かすなつて、三月六日、城遂に陥つたのである。此の時大將義顯公は尊良親王の御前に罷り出で、

金ヶ崎城  
陥落

「合戦の様今は是迄と覚え候。我等力なく、弓箭の名を惜しむ家にて候間、自害仕んするにて候。上様の御事は縦へ敵の中へ御出候とも、失ひ進らする事はよも候はじ。只加様にて御座有べし。」

と申し上げた。然るに親王はいとも御快げに打笑ませ給ひ、

義顯公尊  
良親王に  
殉す

「主上帝都へ還幸成し時、我を以て元首の將とし汝を以て股肱の臣たらしむ。夫股肱なくして元首保つ事を得んや。されば我命を白刃の上に縮めて、怨を黄泉の下に報いんと思ふなり。抑々自害をば如何様にしたるがよき物ぞ。」

と仰せられたので、義顯公感涙を押へて、加様に仕る者にて候とて先づ自刃して其の刀を宮の御前に差し置いて伏した。宮其の刀を執らせ給ひ同じく御自害あ

つて義顯公の枕の上に伏させ給うたのである。城内に籠つた數百人同時に自害して果てた。

東宮擒れ  
給ふ

東宮をば氣比大宮司太郎小舟に載せまいらせて圍を出でて柚山に落さんとしたのであつたが不幸にして畏れ多くも遂に賊手に捕はれ給ふたのである。城陥つて後、賊兵、義貞公兄弟の首を求めて得ず、東宮に公等の消息を御尋ね申した時、東宮御幼年の御心にも、兩將は戦死をしたと告げ給うたので、賊は柚山攻撃を行はなかつた。後兩公柚山に擧兵するや、尊氏は之を怒り東宮を畏れ多くも毒害し奉つたのである。金枝玉葉の兩皇子の御心の程こそ聞くだにかしこき極みである。

東宮の薨  
去

此の後義貞公兄弟は悲歎の中にも尙ほ屈せず、柚山城に據りて散卒を集めたので、國中に其の威勢振ひ、遂に足利高經の大軍を鯖江に堂々と撃破し、一擧にして高經の居城國府を奪取し、瞬く間に七十餘城を攻略した。

義興公顯  
家公と共に  
西上す

此の頃北畠顯家公は義良親王を奉じて奥羽の靈山にあつたが、やがて親王を先立て申し大兵を率ゐて上洛の途に就いた。義貞公の次男義興公時に上野に在つたが、又兵を擧げて之に加はり、共に鎌倉を攻め陥して東海道を経て大和に入り賊と戦つた。然るに天運官軍に利あらず、延元三年五月二十二日、顯家公は和泉に戦



義興公男  
山八幡に  
據る

死し、其の弟顯信公は義興公と共に男山八幡に據つた。京都の敵兵之を攻むる事急にして城内亦糧食盡き果て苦戦を極めた。吉野に御在する御醍醐天皇、かしくも宸筆の勅書を北國なる義貞公に賜り、之が救援を命せられた。

義貞公宸  
筆の勅書  
を戴く

義貞公は勅書を拜見して大いに感激し、

「源平兩家の武臣代々大功ありと云へ共、直ちに宸筆の勅書を下されたる例、未だ聞かざる所なり。是當家超涯の面目なり。此の時命を輕んぜずば、正に何れの時をか期すべき。」

とて、直ちに京都進發を急ぐ事となつた。そこで山門と牒し合せて義助公に二萬餘騎の兵を率ゐしめて敦賀津まで遣したが、不幸にして其の時既に男山八幡の城炎上し、遂に合圖相違して京都を攻撃するまでに至らぬ中に、男山城は陥落した。

足羽城攻  
撃

此處に於て義貞公は先づ足羽城に籠つてゐる足利高經の誅伐を完了して京都に進まんと思ひ、三萬の大軍を部署して足羽城の包圍攻撃を開始した。

藤島城に  
向ふ

然るに延元三年閏七月二日、初秋の小雨に煙る夕暮方、藤島城の敵意外に強くして官軍の攻撃極めて難澁なる由を聞いた義貞公は、自ら攻圍軍を指揮しようとして僅かに五十餘騎を相從へて藤島城に向つた。然るに何たる不幸であらう。途中不

燈明寺暇  
の遺難

慮にして敵三百餘騎と燈明寺暇の深田の畔に行き合つた。敵方は歩立で楯を持つた射手多く、深田の中に走り下り、前に楯を築き並べ鏃を揃へて散々に射る。

味方は射手一人もなく、楯一帳も持たず、而も騎馬せる爲に深田溝畔の間に進退を失ひ、前なる兵、義貞公の矢面に立ち塞つて只的に成つて射られる有様であつた。

從者中野藤内左衛門は義貞公に向せして、千鈞の弩は驥鼠の爲に機を發せずと、退却をすゝめたけれど、思ひ切つた義貞公は、

「士を失つて獨り免るゝは我意に非ず。」

義貞公の  
戦死

と云つて尙ほ敵中に懸け入らんと駿馬に一鞭すゝめた。然るに乗馬既に矢五六筋まで射立てられ、屏風を倒すが如くに倒れた。義貞公は弓手の足をしかれて起き上らんとする所に白羽の矢一筋、飛び來つて眉間の眞中に立つた。急所の痛手に堪へ兼ねた義貞公は今はこれ迄と抜きたる太刀を左の手に取り渡し、自ら首をかき切つて、遂に悲壯極まる最後を遂げた。中野金持を初め四十餘騎残らず一時に主君に殉じて相果てたのである。

後、敵兵義貞公の身につけたる金欄の守袋を開いて見るに、御醍醐天皇の宸筆に



「朝敵征伐の事、叡慮の向ふ所、偏へに義貞の武功に在り、選んで未だ他に求めず。殊に早速の計略を運す可き者也。」とあつた。

鳴呼大新  
田公

嗚呼、新田左中將義貞公、茲に未だ四十歳を前に大義に殉じたのである。思へば元弘三年春の頃、大義に覺醒してより五ヶ年有半、其の間、一身一家一門郎黨、其の凡てを玉碎の一道に進めて、鎌倉の大府を撃滅してより以來、心を皇家中興の一途に置き、天下混濁の大勢に溯行して、官軍總帥の重きに任じ、萬乘至尊の御信倚に感泣して、一家一身の不利を顧みず、唯だ公家の命を維れ、遵奉して、勇奮苦闘した。まことに皇政國家の最も典型的なる武人であつた。其の最も惡む所は、卑怯未練であり、寡兵能く大軍に撃突して、常に正々堂々の決戦を遂げ、死地に馳驅する事幾十度、其の性格たるや、義勇任侠、最も命を輕んずる人であつたにも拘らず、中興政府の柱石たる重大地位は、一部將たる楠公の如く、其の死を眞先に深くせしめ得なかつた。而も不撓不屈、北國の邊境に今や功將にならんとして、性格そのまゝに不慮の戦死を遂げたのである。まことに諦めんとしても諦め得ず、惜しんでも餘りある戦死であつた。

## 五 遺族の勤王

義興公關  
東に赴く

斯くして先には顯家公、今又義貞公と云ふ此の官軍の二大柱石を喪失した吉野朝廷は、大きな失望の中にも、尙勢力挽回を計畫され、顯家公の弟顯信公を陸奥介鎮守府將軍に任じて、義良親王を奉じて陸奥に派遣し、顯信公の父親房公や結城宗廣公をして之を補佐せしめ、更に宗良親王を遠江に、新田義興公を關東に遣はして、其の地方を經營せしめ給ふ事となつた。一行は同時に伊勢の大湊を出帆したのであるが、此の遠大なる計畫も天之に幸せず、時は九月の初旬、遠州灘を吹きまくつた颶風に船は四散し、義良親王、顯信、宗廣公等の船は伊勢に吹きもどされ、親王は吉野に歸り給ひ、宗廣公は伊勢に病歿した。而して同じ風のまぎれに親房公は常陸に、宗良親王は遠江に著かれ、義興公は武藏石濱に着き、上野方面に姿を匿して活動を開始した。

然るに翌延元四年秋に入つて、吉野行宮では不世出の英主後醍醐天皇御不豫の御事あり、其の八月十六日、皇政御回復の聖慮空しく、北關の天を望んで崩御ましまさんとするや、其の御遺詔に、

御醍醐天  
皇崩御



「朕早世の後は第七宮(義良親王)を天子の位に即け奉り、賢士忠臣事を圖り、義助の忠功を賞して子孫不義の行なくば、股肱の臣として天下を鎮むべし」

義助公勅命に感泣す

義助公吉野に詣る

そかしこしともかしこき極みである。斯くて新帝後村上天皇、他に異なる勅命を越前なる刑部卿新田義助公に賜はり、其の忠勤を勵まし給ふた。義助公は勅命に感泣し、亡き兄義貞公の遺志を繼承して奮闘し、遂には足羽城をも攻略して、足利高経を加賀に走らしめ、其の勢威大いに張つた。爰に於て尊氏は新に諸將を四方より派遣して之を討たしめた爲に、興國元年八月の頃より再び形勢新田軍に非となり、其の九月二十二日には義助公の楯籠る平葺城も陥つて、義助公は其の部將畑時能を越前に残して、美濃の根尾城に來り據つた。併し之もやがて陥つたので、尾張を経て吉野の行宮に歸參した。義貞、義助兩公の苦衷を深く思召し知らせ給ふ天皇は、此の五六年が間の北征の忠功、他に異なる由を感じ仰られて、更に敗北の無念なる事をば仰せ出されず、其命恙なくして今此に來る事、君臣水魚の忠徳、再び顯はすべき故であると仰せ下され、一族以下に恩賞を賜はり官位を進められた。至尊の御前に此の恩遇を辱うし、既往を顧み當來を思へば、義助公の胸中やそも如何ばかりであつたであらうか。

諸國の新田軍

義助公病没す

大館氏明戦死す

義宗、義興の義治三公の活動

此の頃、西國では丹波に新田江田行義、播磨には新田金谷經氏、石見には新田左馬助義氏、筑紫には新田遠江禪師、伊豫には新田大館氏明、土佐には新田綿打入道等があり、東國では上野、武蔵、常陸の間に新田義興公、越後津張庄には義貞公の嫡子新田義宗公があつて、此等の新田一門の人々は陰に陽に吉野朝の爲に力強い活動を續けてゐた。義助公は西國官軍を指揮すべく伊豫に渡つて來たので、大館氏明等の新田軍大いに振つたのであるが、興國三年五六月の頃、義助公は惜しくも病死し、其の變轉きわまりなき生涯を閉じた。後播磨の金谷經氏は伊豫世田城の大館氏明と聯合して、或は瀬戸内海上に、或は又千丈原に賊の大軍と會戦したのであるが、遂に九月三日には世田城陥り、氏明は壯烈な最期をとげた。併し其の後、氏明の同族大館右馬亮なる人は備後因島や關門海上、豊前の地等に永年賊との抗戦を續けた。脇屋義治公は父義助公の歿後、備前丹波京都方面に策動して破れ、信濃に來り義宗、義興公等と連絡をとり時機の到來を待つた。然るに正平六年末から七年にかけて、尊氏は永年來生死苦樂を共にした骨肉の弟直義討伐の爲に、鎌倉に下向し、遂に直義を毒殺した。此の時、吉野に御在す後村上天皇は由良入道信阿を勅使



三公の義

鎌倉占領

金井原人見原の戦

小手指原の戦

義興義治河村城に據る越後に退

として東下せしめ給ひ、義宗公等に尊氏誅伐を命じ給ふた。時機到来を悦んだ義宗、義興、義治三公は一族と共に義兵を挙げ、正平七年閏二月十五日、西上州に軍を出した。舊故の諸將來り會する者多く、其の勢を以て直ちに鎌倉に進撃した。實に亡父義貞公の曾つての其れを髣髴せしめるものがあつた。尊氏は事の急なるを知つて鎌倉より武藏狩野川に落ちたので、義宗公等は鎌倉を占領し、更に元兇を追撃して同二十日、尊氏と武藏金井原、人見原に激戦したのであるが不幸にして新田軍敗れ、義興、義治兩公は再び鎌倉に還つた。義宗公は一旦北方に退いてゐたが、其の時信濃より出馬あらせられた總帥宗良親王を奉じて同二十八日、亡父戦勝の地小手指原、高麗原の平原に尊氏と再び決戦した。

君のため世のため何か惜しからん捨て、甲斐ある命なりせばとは此の時宗良親王が義宗公等を激勵して下し給ふた歌であつた。君の爲世の爲に一命を賭してした義宗公の奮戦も併し再び天運非にして無念にも敗れ、遂に親王を奉じて越後に退かねばならなかつた。一方義興、義治兩公は尙ほ鎌倉を支へてゐたが衆寡敵せず、やがて鎌倉を去つて相州河村城に據つて尊氏の大軍に抗した。併し之も遂に陥落して結局兩公共に越後に退却した。

義興公關東にて義舉を策す

義興公の最期

義宗公戦死す

大河原の遭難

此の後三公は親王を奉じて越後津張庄を中心として四方に經略の歩を進めたのであるが時運非にして其の効果を擧げる事が出来なかつた。此處に於て時を俟つに堪へ兼ねた剛強義興公は乾坤一擲の大事を決行すべく、鎌倉の支配權確立して探索嚴重なる關東の地に大膽にも再び潜入し、出沒變化を極めつゝ、途々に要する鎌倉方の討手を蹴散らしては舊故の諸族の間を往來してひたすらに義舉を畫策した。然るに正平十三年十月十日敵の本據に潜入して事を決行せんものと鎌倉へ潜行する其の途中、竹澤江戸等の卑怯なる苦肉の謀略にかゝり、武藏多摩川なる矢口渡の舟中に從者十數人と共に悲憤の最期を遂げたのである。

義宗、義治兩將は舉兵の機會を窺つてゐたが、天運時を假さず、其の後十年雌伏して、正平二十三年、上越國境方面に舉兵し、武相の地に進出せんとしたが、上杉能憲以下坂東諸將の大軍と五十餘日の決戦をなし、非運にも其の七月十日であらうか、義宗公は戦死を遂げ、義治公は出羽方面に落ちたらしいが其の終る所を知らないのである。



義則公の  
最期  
刑部少輔  
の最期

新田氏族  
の全国的  
勤王

を受けて浪合の地に新田の一門多く親王に殉じて果てた。義則公は其の子刑部少輔(貞方)と共に奥州に落ち、小山、田村、伊達等の人々と共に應永三年義兵を挙げ、關東管領足利氏滿の軍に抗したが、是亦衆寡敵せず敗北した。其の後義則公は尙も屈せず奥州を去つて箱根山中に來り、底倉の地に匿れて後圖をなしてゐたが、應永十年四月二十五日、管領の兵に襲はれて悲惨な最期を遂げた。其の嫡子刑部少輔は更に應永十六年七月二十二日、關東管領滿兼の卒した機會を狙つて義兵を起さんと圖つたのであるが、遂に擒えられてあはれ七里ヶ濱の露と消えた。

斯くて義貞公の舉兵より茲年に至る實に七十七年間、父子相繼いで四代の正統は天日と共に輝く盡忠苦節に何れも其の身命を獻げ盡したのである。

以上は主として新田本宗の勤王事蹟を略述したに止まる。若し全国各地に四散せる新田一族遺臣の苦闘を子細に述べんか、それは到底筆舌の及ぶ所ではなく、其の勤王事蹟の確實なる痕蹟は九州南部から奥州北邊に至るまで是を認め得ぬ國が果して二三ヶ國もあるであらうか。其の活動範圍の廣き事、如何なる勤王諸氏と雖も之に追隨する事は絶対に不可能である。

## 結

かくの如く新田宗支族は全く吉野朝と運命を共にして最後の一兵まで大義に殉じた。「されば義を重んじて命を隕す一族百三十二人、節に臨んで尸を曝す郎従八千餘人」とは既に早く叡山に於て新田堀口貞滿が御醍醐天皇の鳳輦の轅に取付き涙ながらに申し上げた言葉であるが、其の後星霜一百年、新田の一族郎黨は勤王大中黒の旗の下に幾萬の生靈を獻げた事であらう。之全く後醍醐天皇の「只汝が一類を以て四海の鎮衛とし天下を治めん事を思ふ。朕己に汝が爲に勾踐の恥を忘る。汝早く朕が爲に范蠡が謀を運らせ」との御信倚に感泣した義貞公が「我たとへ不幸にして存命中に此の望を達せずと云ふ共、祈念冥慮に違はずば子孫の中に必ず大軍を起す者有て父祖の尸を雪ん事を請ふ」と祈つた其の忠誠心に基づくものでなくてはならぬ。

あゝ忠烈の英雄逝きて既に六百餘歳、奸雄骨朽ちて皇國未曾有の躍進の秋皇紀二千六百年を迎へて鎮祭の英靈彌々餘薫高きものを感ずるのである。



## 第二 新田義貞公觀の是正

楠公及新田公に對する見解

「楠木氏往昔領天下兵馬之權。斬人頭不知幾萬級。強半戮殺無辜之民。潰亡之後。其遺孽被獲於官者。咸死刑官之手。惟積惡之報也。可悲也。」  
とは室町時代中期、長祿四年三月二十八日、楠公の子孫某兵を擧げて破れ、京都の六條河上に斬られし時の碧山日録の記載である。

新田公を顯彰せるも楠公と異なる其の理由

此の記載が當代識者の如何に史實に暗かりしかを示す最もよき證據となるならば、同じ頃の太平記古傳の作者が或は楠公をして新田ととも忠臣に不待、最前にも已に朝敵とならんずる體と見えてこそ候へと云はしめ、或は義貞公自らをして「所々の軍には打ち勝ちぬ。今は朝敵となるも日本は大半我に隨ふらん」と思はしめたとしても、それは取るに足らぬ妄言に過ぎぬ。併し斯かる楠公評は後世一顧だに與へるものはないが、此の新田公の悪評は後世徳川時代の馬場信意著義貞勳功記や中井履軒の新田氏論へと流れ込み誤れる悪評を煽つてゐる。之を大日本史や日本外史が初めて大義名分上より顯彰せるは人の知る所である。併し尙

兩公評價に差異を來す根本理由

も外史は「嚮使帝以其所任新田氏者。任於公平。曷至使犬羊狐鼠之賊蹂踐吾朝廷。哉。」と評してゐる。「楠公は金なり。新田公は銀なり」とは最近筆者が巷間に得たる評語である。新田公の生地上州新田郡の某校の兒童に其の崇拜人物を擧げしめしに、やはり楠公を第一位に置き新田公を三四位に置くものが多數であつた。況んや公に關係なき地方の兒童に於てをやである。  
斯く後世國民をして兩公評價に大きな差異あらしめた根本理由は何であらうか。私は之を次の二つと観るのである。

第一根本理由、兩公に關して其の當時の諸書の主觀的記述が大いに相異なる事。  
第二根本理由、兩公生涯の客觀的行實の形態が大いに相異なる事。  
此の二點である。更に此處に結論的な事を云へば、楠公に關する諸書の主觀的記述及客觀的行實は高き價值を日本人の心情に直觀的に印象する事極めて強きものがあるに比して、新田公の評價には銳利剛堅なる理智的メスを必要とする事最も大なるものがある。されば直觀的意識生活者たる兒童や、民族性として直觀生活の特に發達せる日本人や、更に日本の歴史詩人頼山陽が前掲の如き評價を下すのも理由がある。



兩公に對する當時の主觀的記述の相異

楠公についで記述

新田公に對する記述

擧兵動機と成功の背景に高氏のありと

さて兩公評價に差異を來せし根本理由の第一、即ち兩公に關して當時の諸書の主觀的記述に大きな相異のある事について述べよう。先づ太平記を見よ。楠公が宣旨に感激して「弓矢取身ノ面目何事カ是ニ過ン」とて直ちに笠置に參じて「正成一入イマダ生テ在ト聞召シ候ハハ聖運遂ニ開カルベシト思召シ候ヘト、憑モシゲニ奉答してより以後、金剛山其他に於ける謀略、勇奮、櫻井驛の庭訓、湊川最後の念願等まことに其の述ぶる一言一行何れも永世國民の最高理想の體現ならざるはない。例へ此の太平記に「此比天下ニ結城、伯耆、楠、千種頭中將、三木一草トイハレテ飽マデ朝恩ニ誇タル人々ナリ」と云ひ、梅松論、保曆間記又同じく評しても、此の三書が楠公の戦死を惜しむ無限の響に比すれば九牛の一毛にも過ぎない。

然るに之等の書が新田公については如何。勿論新田公を高く評價せる所は數へ切れぬ程多い。所が又公の評價を傷けるが如き幾何かの記述が存する爲に、後世の讀者は眼を神經質的に直ちに其處に集中して考察するのである。左様なる記述を纏めて見よう。

第一に、公の擧兵動機は高氏の催促によるもので、必ずしも大義に覺醒しての行爲ではないとし、其の成功も高氏の威望によるものとする記述である。増鏡に「高

義貞公との高氏より私怨の起り大亂との説

氏の末の一族なる新田小四郎義貞といふもの、今の高氏の子四つになりけるを大將軍にして、武藏の國よりいくさをおこしけり」と述べ、又保曆間記に「亦上野國に高氏の一ぞく新田義貞は、や鎌倉をせめんとて打立給ふ。高氏のそくなんともにかせんをいたすべき由、高氏さいそくす。すなはちかのぎをうけて、武藏、上野、相模方々の勢をもよをしつつ、鎌倉へはせつき、高氏の息男と相圖を定、合戦いどまんとす。〔中略〕諸國の侍みな〔中略〕鎌倉を恨むる事あさからねばこと、く高氏に心をよせて、此時をまちえたるふせいにいさみあへり。」と云ひ、太平記に見ゆる高氏の義貞誅伐の奏狀は此の事を最も極端に述べてゐる。特に正文書に岩松滿長が「然則先代追討、事者、自將軍家〔高氏〕賜御教書、曾祖父兵部大輔經家并新田義貞爲兩大將、自令退治以來、御代于今泰平也」と應永卅三年七月に言上してゐる事實は、義貞公の擧兵動機の批判を不利ならしめてをり、神皇正統記の「世の亂におもひをおこし擧兵したとは公の味方北畠親房公の言としては同情に缺けてゐる。

第二に、公と高氏との間の私怨確執から天下の大亂が起つたとの記述である。太平記に「去元弘ノ初、義貞鎌倉ヲ攻亡シテ、功諸人ニ勝レタリシカハ、東國ノ武士共ハ皆我下ヨリ立ヘシト思ハレケル處ニ〔中略〕東八箇國ノ兵共心替シテ、大半ハ千壽



王殿(義隆)ノ手ニソ屬したので「兩家確執合戦ニ及ハントシケルヲ上聞ヲ恐憚テ默止ケリ、加様ノ事共重疊有シカハ、果シテ今新田足利一家ノ好ミヲ忘レ、怨讎ノ思ヒヲナシ、互ニ亡サント牙を、礪ク志顯ハレテ、早天下ノ亂ト成ニケルコソ淺マシケレ」と述べ、又同書には二人が夫々相手の所領を押へて家人共に宛て行ひ、是ニ依テ新田足利中惡成テ、國々ノ確執休時ナシ」と云つて之が天下大亂の原因であるかの様に論じてゐる。

第三に、義貞公は恣慾を圖るが爲に公家方に味方して高氏討滅を陰謀し、公武の戦を惹起したと見せる記述である。太平記の高氏奏狀に「今高氏再爲<sub>ニ</sub>鎮<sub>ニ</sub>先亡之餘<sub>ヲ</sub>、久<sub>ク</sub>苦<sub>シ</sub>東征之間、頃<sub>ニ</sub>佞臣在<sub>リ</sub>朝、讒口亂<sub>ル</sub>眞<sub>ニ</sub>、是偏<sub>ニ</sub>生<sub>ス</sub>於義貞阿黨裏<sub>ニ</sub>」と云ひ、後高氏が叡山より天皇の御還幸を請ふ條にも「義貞義助等、事ヲ逆鱗ニ寄テ日來ノ鬱憤ヲ散セント仕候シ間、止事ヲ得スシテ此亂天下ニ及候」と云ひ、直義が吉野に降參する時の奏狀にも同様の事を云つてゐる。之は吉野御事書案の直義の返事に「なを先皇佞臣等が讒口によりて、叡慮いさゝか異變あり。仍賊臣を退がために義兵を起さるる處に叡慮猶彼等を御最員の故に事大變に及き」と云ふのと一致するもので常に足利黨の主張であつた。梅松論にも直義は「頃年京都に御座有し時、公家并義貞隠謀度

義貞公は恣慾  
ノ爲に公家  
方に味方す  
との説

度に及<sub>リ</sub>といひ、保曆間記にも公家方が利を食はせて義貞公を味方に引入れたと云ひ、更に「義貞も高氏の一ぞくなればかのめいをうけてそむかずば、しかるべかりけるを、是もおごれる心つよふして、かうあかうわんにして、かくのごとく(戦死なるこそふしぎなれ)とて全くおごれる利慾心より高氏に反抗し、政略的に官軍についたと見てゐる。

第四に、義貞公も恩賞を危くされた時、帝を恨み奉り野心をもつたとの記述である。七卷冊子(細々要記)の撰述年代は不明であるが、其の中に、「高氏卿東八ヶ國管領ノコト勅許ナルノ間、上野國モ高氏卿分國ナリ、上野ハ去々年ヌデニ新田左兵衛督ニ賜ノ所ナルユヘ義貞帝ヲ根奉リ野心アリト云々」と述べてゐる。

第五に、高氏の謀反は實は天子に對し奉るものでなく、義貞公誅伐の義舉である<sub>と</sub>見せる記述である。是は凡て高氏黨の主張であるが、尤もらしく讀まれ易い。太平記に見ゆる高氏の「請<sub>フ</sub>早<sub>ク</sub>誅<sub>シ</sub>割<sub>リ</sub>義貞朝臣<sub>一</sub>類<sub>ヲ</sub>、致<sub>シ</sub>天下泰平<sub>ノ</sub>狀<sub>ヲ</sub>」が先づ之を示すが、更に箱根足柄の戦の直前、直義が「當家勅勘ノ事、義貞朝臣ガ申勸ルニ依テ、則新田ヲ討手ニ下サレ候」と云ふに對し高氏が「誠ニサテハ一門ノ浮沈、此時ニテ候ケル、サレハカナシ、高氏モ、旁ト共ニ弓矢ノ義ヲ專ニシテ、義貞ト死ヲ共ニスヘシトテ、賊軍指揮

義貞公も  
帝を恨む  
との説

義貞公は義  
誅伐の爲に  
兵を擧ぐ  
との説



を決意したと述べ、次項に掲ぐる義貞高氏の單身決戦の條にも高氏の言葉として現れ、又高氏が叡山より御還幸を請ふ言葉にも、是全ク君ニ向ヒ奉リテ反逆ヲ企テシニ候ハズ只義貞カ一類ヲ亡シテ、向後ノ讒臣ヲコラサント存スル計ナリと云つてをり、吉野御事書案の「賊臣を退がために義兵を起さる」と主張せるも之に相當るものであらう。

第六に斯くして起つた公武の戦は實は新田足利の争覇戦であつたと句はせる記述である。太平記「湊川合戦事」の條に「官軍ノ總大將ト、武家ノ上將軍ト、自戦フ軍ナレバ〔中略〕中黒ノ旗ト、二引兩ト、巴ノ旗ト、輪違ト、東へ靡キ西へ靡キ〔中略〕新田足利ノ國ノ争ヒ、今ヲ限トゾ見ヘタリケル」とあり、又「義貞京軍」の條には「御治世兩統ノ聖運モ、新田足利多年ノ憤モ、只今日ノ軍ニ定リヌト、氣ヲツメヌ人ハ無リケリ」而して「義貞公が敵ヲ一的場ノ内ニ〔東寺〕攻寄せて、高ラカニ宣ヒケルハ、天下ノ亂休事無シテ、罪ナキ人民身ヲ安クセザル事年久シ、是國主兩統ノ御争トハ申シナガラ、只義貞ト高氏卿トノ所ニアリ、纔ニ一身ノ大功ヲ立ン爲ニ多クノ人ヲ苦シメンヨリ、獨身ニテ戦ヲ決セント思フ」と挑戦し、「將軍是ヲ見給ヒ、我此軍ヲ起シテ、鎌倉ヲ立シヨリ、全ク君ヲ傾ケ奉ラント思フニ非ス、只義貞ニ逢テ、憤ヲ散セン爲ナリキ」とて之に

應せんとしたと記してゐる。

第七は、義貞公は人心を惹き附けるだけの徳が缺けてをり、味方にすら信頼されてゐなかつたとの記述である。先掲の鎌倉攻略に従つた東國武士の大半が千壽王に随つたとの文も之を句はせるが、梅松論は戦死せる楠公を讚美して、正成奏聞して云、義貞を誅伐せられて高氏卿を召しかへされて〔高氏西國に没落の時〕君臣和睦候へかし。御使にをいては正成仕らむ。〔中略〕君の先代を亡されしは併高氏卿の忠功なり。義貞關東を落す事は子細なしといへども、天下の諸將悉以彼將に屬す。其證據は、敗軍の武家には元より在京の輩も扈從して遠行せしめ、君の勝軍をば捨奉る。爰を以義貞が徳のなき事を知しめさるべし」と述べたと云つてゐる。

第八に、句當内侍に迷つて勝つべき戦機を二度も逸したと太平記には述べてゐる。（原文略）

第九に、其の戦死を極めて言ひ甲斐なきものとする記述である。保曆間記に、義貞は先帝山門より出させ給ひし時、越前の國へ落行けるが、是もいひがひなくほろびにけり。（以下第三項に掲げる文に續く）是もおこれる心つよふして、斯くなつたと死屍に鞭うち、太平記には其の不慮の戦死を幾分悲しんでゐるが、其の従者をば、此外

新田足利の争覇戦と見る説

義貞公の徳不足との説

句當内侍

戦死を嘲る



四十餘騎ノ兵皆堀溝ノ中ニ射落サレテ、敵ノ一人ヲモ取得ス、犬死シテコソ伏タリケレ」と嘲つてゐる。之は「智仁勇かつそなはりし正成をもむなしくさせ給ふとおしまぬものもなく」(保曆間起)或は「智仁勇ノ三徳ヲ兼テ、死ヲ善道ニ守ルハ古ヨリ今マデ、正成程ノ者ハイマダ無リツルニ」(太平記)乃至梅松論の讚辭等とは到底同情の深さに於て比較にならない。北畠親房公は正統記に其の子顯家公の戦死について「時や至らざりけん、忠孝の道こゝにて極り侍りにき」以下悲痛な述懐をなしたが其の僅か一行後に、「北國にありし義貞も、たび／＼めされしかど上りあへず。させる事なくして空しくさへなりぬと聞えしかば、いふばかりなし。」とは官軍總大將の戦死への、手向としては寂しい。

以上、義貞公當時の諸書の公への評價を傷けるが如き主觀的記述を羅列したのであるが、此の様に楠公とは比較にならぬ程低く觀た諸書の作者の見解が後世の新田公觀に大きな影響を及ぼし、楠公觀との間に大きな評價の差異を來せし先づ第一の根本的理由となつたであらう事は申すまでもない。

次に、新田・楠木兩公の評價に差異を來せし第二の根本理由たる兩公生涯の客觀的、行實の形態の相異に就て考察し、更に單なる形態の相異からして構想され易い

兩公行實の形態の相異

義舉の先後

傾向のある評價に就ても考察する。更に一步進めて、さる構想され易い傾向のある評價と、前掲の公に關する諸書の主觀的、惡評的記述との關係をも想像して見よう。

第一に、兩公義舉の先後と兩者の因果關係は明かである。即ち楠公が武士としては殆ど眞先に舉兵したのに對して、金剛山攻圍軍中にあつた新田公の義舉の日は多くの勤王家中寧ろ後期に屬し、殊に高氏よりも旬日後れてゐると云ふ事實、且又楠公の義舉に原因して新田公其他の勤王家の義舉と其の成功が可能であつたと云ふ事實からして、先驅者となり、原因となつたものを重視し、後れたものの價値を輕視するは一般人の傾向である。而して此の事は新田公の義舉の動機に利己的、欲望や高氏の催促ありとする諸書の記述第一項と深い關係が想像される。

第二に、兩公の義舉より成功までの時間の長短は明かである。即ち楠公は約二ケ年を費し、新田公は僅かに十五日間であると云ふ事實からして、新田公の事業に人をして不純なる投機的容易性と大勢力者の援助の存在を疑はしめ、其の功績を嫉ましむる傾向がある。而して此の事は高氏の威望が大いに援けたとの諸書の記述第一項と深い關係が想像される。

成功までの時間の長短



地位恩賞  
の高下

第三に、兩公の地位恩賞の高下は明かである。即ち新田公が元來源氏の正統として門地楠公よりも高く、やがて又中興後の勢力地位恩賞に於て楠公其他の公家方の武將中最高であつた事實は、人をして新田公を嫉ましめ、楠公に同情せしめて之をより高く評價すると共に、新田足利の對峙争覇を事實以上に強く觀せしめ、新田公の忠誠に疑を懐かしめる傾向がある。而して此の事は新田足利の確執が天下の大亂を惹起したと云ふ記述第二項や、義貞公が恣態を圖る爲に公家方に味方して高氏討滅を隱謀し公武の戦を惹起したといふ記述第三項や、公が恩賞如何によつては帝をも恨み野心をさへ懷いたと云ふ記述第四項や、高氏の謀反も義貞公誅伐の爲の義舉とする記述第五項や、公武の戦は所詮新田足利の争覇戦と見る記述第六項等と深い關係が想像される。

戰場に於ける  
多寡の勝敗

第四に、兩公の戰場に於ける勝敗の多寡も凡そ明かである。即ち楠公が生涯殆ど見苦しき敗戦なかりしに比し、新田公の勝敗交替せる中にも、寧ろ敗戦退却多かりし事實は、或は人をして公に將帥としての資に缺くる所あるかを疑はしめる傾向がある。而して此事は新田公には人心を惹けるだけの徳が缺けてをり、味方にすら信賴されてゐなかつたとの記述第七項や、匂當内侍に迷つて勝つべき戦機を

死處の得  
否

逸したとの記述第八項と深い關係が想像される。

第五に、兩公の死處の得否如何も明かである。百戰敗北せし事殆どなき楠公が中興政治の衰れなる終末以前に都の大手玄關兵庫に於て朝敵の最高首領の統率する大軍と堂々決戦し、寡兵よく幾合か之を擊破して遂に自及せる華々しさに較べて、公が幾勝敗の後、至尊に離れて北國に没落し、奉戴する皇子は自及せられ、東宮は賊中に擒れて毒害せられ給ひ、然る後自身は天下の大勢に關係薄き邊境の地に賊の一部將と戦つて不慮の戦死を遂げた事實は、人の感銘を淺からしむる傾向がある。而して此の事は公の死を極めて云ひ甲斐なきものとする記述第九項と深き關係が想像される。

遺族の活  
動舞臺

第六に、兩公遺族の活動舞臺の得否如何も明かである。楠公遺族は其の祖先以來の根據地金剛山下に據つて吉野朝廷を護衛し、數十年其の存續の唯一の綱であつたに對し、新田公の遺族は早くより上野の本據を喪失し、邊地に四散して苦闘せざるを得ず、特に父祖以來の越後根據地を中心として父子四代相續して一人としての例外なく、戦及の露と消えた程の忠烈無比の健闘も、中央の政局に遠く、爲に史上に顯れる事も稀にして其の光彩甚だ楠公に比して薄きものがある。此の事は



人をして新田公よりも楠公の子孫への感化力の偉大なるを感せしめる傾向が強い。而して之は小楠公父母に見る庭訓の記事と深き關係を想像せしめると共に、新田公の勾當内侍物語との關係を連想せしめなくてもない。

さて以上に於て兩公に關する世人の評價の差異を來せし二つの根本的理由、即ち兩公に關する當時の諸書の主觀的記述の相異と、兩公の客觀的行實の形態の相異について考察した。併し私は本論に於て新田公と楠公とを比較評價しようと思ふ意企してゐるのではない。併し既に見て來て判る様に楠公の客觀的行實形態や當時の諸書の主觀的記述を見れば、其の人格は甚だ直觀的に且つ印象的に人々の心に響き、直ちに高き評價を吾等に迫るものがある。然るに新田公の客觀的行實形態は楠公に比して複雑性をもち、又公に關する當時の諸書の主觀的記述も毀譽褒貶一定せず、其の人格の把握評價は甚だ困難である。然るにも拘らず世人は楠公の人格に對して加へる直觀的評價方法を以て新田公をも評價しようとする。少し露骨に云へば楠公の強き印象力を持つ純一なる寶玉の如き客觀的行實形態と理想化された主觀的記述とに陶醉したとも云ふべき眼を以て、新田公の人格を、複雑なる客觀的行實形態や褒貶錯綜せる主觀的記述を通じて評價しようとする

兩公比較  
を意企せ

楠公に  
醉せる  
眼を以て  
新田公を  
評す

主觀的  
記述の  
形態を  
捉はれ  
ずば  
評すべ

から其處には新田公評價に先づ最も必要なる銳利剛堅なる理智的メス、正常なる判斷力を用ひる事を忘れてしまふのである。そして其處に生れる新田公評價は楠公を餘りに高く評價した反動として、之を低下してしまふのである。簡潔に云へば楠公なかりせば新田公は少くとももつと高く世人に評價されてゐると思はれる。其處で兩公に關する當時の主觀的記述の相異と兩公の客觀的行實の形態の相異を明かにして其處に立脚して新田公批判を正常な軌道に歸し度いと思つて斯る立論を試みたのである。

さて新田公の評價を低からしめる如き當時の諸書の主觀的記述が幾何かあるにしても、吾々は其れを直ちに其のまま信じてはならぬ。又、公の客觀的行實の形態から構想され易い傾向ある評價を其のまま信じてはならぬ。然るに既に吾々は義貞公に關する當時の諸書の主觀的惡評的記述は殆ど凡て、公の客觀的行實の形態より構想し出され易い傾向ある幾つかの評價と夫々深い關係にあるらしい事を想像した。即ち主觀的惡評的記述は客觀的行實の形態より構想し出されたものではないかとの疑は甚だ濃厚である。其處で例へ公の客觀的行實は諸書の著者から種々の疑惑を懸けられ彼等に惡評的記述をなさしめ易い傾向にある形



態や事情にあつたとしても、若し公の客觀的行實、眞實の行爲が些さかも惡評されるべきものでなく、或は却つて最高價値を體現せるものであると云ふ事が判明するならば、さる誤つた惡評的主觀的記述や疑惑の衣は剥ぎ去るべきである。例へば、度々敗北したと云ふ行實の如き、例へ公の徳望不足せりと構想させ易い所の形態を持つてゐても、若し實は敗北には他に大きな原因があつて、公としては却つて最善を盡しての上の敗戦であるならば、國家的最高價値を體現してゐると評價すべきである。義貞公の客觀的行實はかうした惡評的記述の衣を披り易い形態を有してゐるから、其の眞の把握は甚だ困難である。併し歴史家は公の行實の或もからは既に確實にかかる惡評的主觀的記述の誤れる衣を剥ぎ去つてゐるのである。即ち例へば惡評的主觀的記述の第一項たる公の舉兵動機は高氏の催促によると見るが如き記述は既に平田俊春氏の「新田公舉兵の動機に就いて」(歴史公論六ノ九)の論說によつて確實に否定され、公は令旨と論旨を戴いて義舉を敢行した事を明かにしてゐる。又新田足利の確執は程度の問題としても、主觀的惡評的記述の第二第三第四第五第六に示されたる如き記述も亦信すべきでない。即ち既に藤田精一氏は「新田氏研究」第十卷に於て、多くの古文書の比較によつて義貞公の

史家による  
評價の  
訂正

霸道的野  
心の存否

護良親王  
と高氏

足利黨録  
倉を奪ふ

宣言遵法の誠意極めて厚きものありしを指摘せられ、結局義貞の心を乗る頗る忠良にして、且つ循吏的なる、謹懿にして、遵法的なりし行實を明かにせられたのである。それは又氏の云はれる所の公の戦時に於ける諸將との協調的平等的態度と共に、霸道的獨裁的なる幕政再興の野心とは凡そ相反するものである。之だけでも公の客觀的行實を掩ひ被せてゐる惡評的主觀的記述の一半は誤りとして剥ぎ去られたのである。

併し此の霸道的野心の存否は義貞公評價上の活殺の鍵となつてゐるものであるから、今少し之について考察して見たい。京都に於て六波羅府の後繼者を以て自らも任じ人も許してゐた高氏が、政治兵馬の大權の皇室への復歸を終生の大理想としてゐられる護良親王と衝突したのは六波羅府陷落直後であり、六月十三日には既に表面化してゐる。無位無官の小太郎義貞公の鎌倉攻略直後、治部大輔高氏の高き門地と半月先の六波羅占領の盛名及び其れ故に可能なりし東國掌握(即ち鎌倉奪取)への機敏なる能動は四歳の子息義詮をして公の大功を奪はしめてしまつた。此の時義貞公は合戦ニ及バントシケルヲ上聞ヲ恐憚ツテ默止(太平記)和氏頼春師氏兄弟三人(足利方義貞の宿所)に向つて、事の仔細を問尋て勝負を決せんと



義貞公の  
公明無私

新田義貞公の精忠

六〇

〔梅松論〕挑戦したにも拘らず、義貞野心を存せざるよし、起請文を以て陳じ申されし問、せいひつす、其後、一族〔新田〕悉く上洛〔同上〕した。此處に霸道的野心全くなきを神明に起請して皇政の尊嚴を畏れ崇び〔上聞〕を恐憚つて己の大功を弊履の如く捨て去つて、即刻、氏族を悉くして天子の御膝下に上洛せし義貞公の態度は先掲の宣旨遵法の誠意を裏附ける。「上聞ヲ恐憚ツテ捨て去つた録倉は併し直ちに足利黨の占據する所となり〔蒲社〕文書齋藤文書、やがて其の年末には、直義朝臣大守として録倉に御座有ければ、東國の輩是に歸服して京都へは應せ〔梅松論〕す此處が幕政再興中興政治打倒の策源地と化したとは悲運である。此の際、義貞公が皇政復古派の頭領、護良親王の下に參じ、兵部卿親王護良、新田左金吾義貞、正成、長年、潜に忍びりよを請て打立事度々に及といへども〔梅松論〕とあるが、此の義貞公の皇政復古派への參加を、唯だ尊氏への私怨によるものと殊更に疑ふのは、大義實踐の意味を解せぬ者の心である。當時の武人未だ大義を解せず、武家政治再興、即ち頼朝卿のごとく天下を專にせむ事をいそがしく思へ〔同上〕る爲に、將軍〔高氏〕に付奉る軍勢其數をしらざる間、合戦にをよばゞ難儀たるべきによりて〔同上〕遂に叡慮に代つて護良親王が犠牲的御失脚あらせられたる後、叡慮と親王の御遺志を實踐する宮方武士の指

護良親王  
の義貞公  
に復古派に  
參加す

義貞公の  
方武士の  
指導者とな  
る

尊氏黨義  
貞公に惡  
を宣傳の矢  
を向く

逆宣傳世  
人の常識  
となる

導者はどうしても門地勳功並び高き義貞公でなくてはならなかつた。義貞義助等、事ヲ逆鱗ニ寄テ日來ノ鬱憤ヲ散セントしたとの高氏黨の主張は、護良親王を倒し得た後の彼等が親王の御遺志の繼承者、宮方將士の指導者たる義貞公のみに先づ矢を向けて計畫的に吐いた苦肉の謀言で、彼等の謀叛を正當化する最もよき口實、巧妙極まる宣傳に他ならない。自分の所領上野國を高氏に與へられて、義貞帝ヲ根奉リ野心アリ〔七卷冊子〕との記述も亦、護良親王に關して、武家よりも君のうらめしく渡らせ給ふと御獨ごと有けるとぞ承る〔梅松論〕とか、天下を亂給ひ御位をしりぞけまいらせて、二歳にならせ給ふみやを御位につけ〔同上〕んとせられたとか云ふ如き記述と共に政局の中樞に在つて高氏黨の野心達成を押へてゐる此の二大人格への逆宣傳に他ならない。而して武家支配の世に之が世人の常識内容となつて記述されたものであり、之を以て公の行實に誠意を疑ふのは直觀的評價に慣れて鋭利な理智的メスを持ち合せぬ者の陥る通弊である。それは恰も義貞公の録倉攻略の成功を高氏の催促援助に歸する宣傳を信ずると一般である。されば斯くて起つた官賊の大戦亂は新田公の私怨の結果では絶對になく、當時の武士の大義名分に對する無理解と、尊氏の野心との存した限り、建武中興の理想を達成し



ようとするれば必然に起らねばならなかつた現象であつて、又公が官軍總帥となつた爲に「新田足利國ノ争ヒ」と太平記作者が記述してもそれは單なる文章のあやと解すべきである。

新田公が霸道的野心の毛頭ない忠誠の士であつた證據は以上によつて解るが更に、延元元年十月九日、天皇の叡山よりの御還幸は、公一族にとりては或は最も恐るべき朝敵の汚名をさへ蒙つて永遠の滅亡の運命に見舞はれる懸念のあるにも拘らず心から叡慮の尊嚴に服し奉つてゐる。此の日、日吉の大宮にせる公の祈誓を見よ。

「臣苟モ和光ノ御願ヲ侍テ、日ヲ送リ逆縁ヲ結フ事日已ニ久シ、願ハ征路萬里ノ末迄モ、擁護ノ御眸ヲ廻ラサレテ、再大軍ヲ起シ朝敵ヲ亡スカヲ加ヘ給ヘ、我縱令不幸ニシテ、命ノ中ニ此望ヲ達セスト云共、祈念冥慮ニ違ハスハ、子孫の中ニ必ス大軍ヲ起ス者有テ、父祖ノ尸ヲ雪メン事ヲ請フ」(太平記)

と。實に現世の一身一家の利害を超越せる皇家本位、永世更新の大念願ではないか。されば又、天皇の限りなき御信任の厚さは東宮竝に一宮尊良親王を公に寄せ給ひしによつても察すべきである。又金ヶ城陥るや、尊良親王は新田義顯公の止

天皇親王の御信任の厚さ

公の忠誠

むるをも打ち笑ませ給ふて、夫股肱ナクシテ元首保ツ事を得ンヤ」とて共に御命を白刃の上に締め給ひ、又、東宮賊に擒れ給ふや、義貞公等の戦死を偽り告げ給ふて従容として鳩毒に御生涯を断ち給ふたのである。尙ほ、後醍醐天皇崩御し給ふに當つて、越前に苦闘してゐる義助公の忠功を賞せよとの御言葉を、かの凜烈たる御遺詔の中に特に御加へ遊ばされたのである。義貞公等は常に側近に輔翼申し上げてゐた事であるから、最もよく公等の心の奥を御存知まします至尊兩皇子が斯くまでも御信任ありしものを、而も尙、吾等として公等の忠誠を疑ふならば之亦大義を解する態度ではない。

或は又、記述第七の様、公の徳足らず、將才人望なきが如き梅松論の補公の言も、恐らく賊黨の誤れる記述か、さもなくば故意の宣傳であらうが、之こそ全く當らない事も甚だしい。大義に暗く、武家政治再興を望んだ天下の武人は殆ど凡て、香餌の下には懸魚有、重賞の處には勇士あり(梅松論)との高氏の奸策に陥つて之に歸嚮したものであつて、敗軍の武家には元より、在京の輩も扈從して遠行せしめ、君の勝軍を捨奉(梅松論)つたのは、決して義貞公の徳不徳と云ふ様な事の致す所ではない。況んや、義貞を誅伐せられて、高氏卿を召かへされて君臣和睦候へかし(同上)等と云

義貞公の徳足らずに非ず



公の高徳  
將才

由敗戦の理

ふ方策を實行したならば、其の時早くも中興理想の達成を絶望ならしめたに違ひない事は延元元年十月十日の叡山よりの御還幸の結果に徴しても判る。

公の不徳はおろか、其の門地、勢力、功績に誇らず、諸將との協調的態度を取つた事は其の戦陣の立方に於て常に現れてをり、寡兵を以て大軍に激突し、常に堂々の陣を張つて之を撃破する武略實に公に於て初めて見得る所であり、又、一命を輕んじて名を惜しむ、義に勇み、特に其の部下に對する至情に至つては當時の武將中其の右に出づるものはない。然るに全天下の武將を相手としての戦であり、且つ弓馬ノ道ヲ守ル武家ノ輩ト、風月ノ才ヲ事トスル朝廷ノ臣ト戦ヲ決センニ、武家勝スト云事有ベカラズ太平記卷第八と云はれた公卿の軍をも中に交へ、又、軍旅ノ事ハ兵ニ讓ラルベきにも拘はらず、形式にとらはれて實際離れのした長袖公卿の詮議による朝廷の命令を待ちつゝ、戦ふのであるから、統帥權確立の點からしても官軍が武家方に敗北するのは必然である。されば公家方に屬する事の不利は頼山陽も云ふ様に、雖三才童子亦能知之、義貞寧有不知である。保曆間記には、義貞も尊氏の一族なればかのめいをうけてそむかすば、しかるべかりけるを」と評してをり、太平記には畏れ多くも後醍醐天皇の御言葉の中に、尊氏超涯ノ皇澤ニ誇リテ、朝家ヲ傾

義貞の不利を一身  
の官軍總帥  
の任を荷

精忠の權  
化

子孫一族  
の精忠

ントセシ烈、義貞モ其一家ナレハ、定テ逆黨ニソ與センスラント覺シニ、氏族ヲ離レテ志ヲ義ニ置、傾廢ヲ助ケテ命ヲ天ニ懸シカハ、叡威更ニ淺カラス、只汝カ一類ヲ四海ノ鎮衛トシテ天下ヲ治ン事ヲ思召ツルニ、と仰せられてゐる。之等より察するに武家たる義貞が尊氏黨に屬した方が限りなく有利である事をこそ當時誰も一般に考へてゐたのであつた。而終不改其節者。豈非以己任王家倚頼。不忍倍畔也耶日本外史であると共に、大義名分の一點に於ては百尺竿頭、はるかに俗流を超脱してゐたからである。即ち義貞の一身が官軍總帥たるの輿望を荷つて、天下混濁の大勢に抗し、轉戦又轉戦、進撃退却、惡戦苦闘の生を續けねば中興政治の命脈は保てなかつたのである。されば楠公の様な花々しい死所を早く恵まれる事なく、眞に堅忍不拔、不撓不屈の健闘の後、轉戦して北陸の邊境に朝敵征伐の御宸筆を肌

に奉じたまゝ、不慮の戦死を遂げた悲壯極まる公の行實こそは、まことに精忠の權化であり、忠烈無比と云はねばならない。

而して公の此の精忠は其の子孫一族によつて最も純粹に繼承實踐せられてゐる。殊に公の血を承けた子孫は四世の間、一人として漏れる事なく何れも忠義の戦死を遂げたのである。即ち確實に史上に知られる公の子孫としては、公の子に



義顯・義興・義宗の三公があり、義宗公の子に義則公、義則公の子に刑部少輔があり、約七十年間に此の父子四世の六人は立派に其生命を皇國に獻げて王事に瘞れた。かの凛烈たる遺訓を垂れて後世に誣はれてゐる正成公の其の嫡子正儀が遺憾にも幕府方に降つたのは正平二十四年正月であるが、義貞公の息男三人の中、二人は既に早く戦場の華と散り、最後に義宗公の戦死したのは、實に正儀降参の前年、正平二十三年七月であつた。而して更に全國に四散せる新田一族の殉國の活動を子細に觀れば、眞に縦糸横糸、それこそ神の織り成せる紅の錦に名狀すべきものが地圖上に展開されるのである。既に前節にも述べた様に新田氏の確證ある勤王事蹟を探り求め得ざる國は日本六十六ヶ國中幾ヶ國もないのである。正成公の様に言説としては残らぬ新田公の感化は、無言の中に百年の長きに亘り、六十六ヶ國の廣きに及んで其の子弟一族をして事實殉國の活動をなさしめた事を思ふ時、公の人格の如何に高かりしかに唯だ讚嘆の眼を眩らしむるものがある。そして全國各地のあの丘、この尾根、夏草茂る古城址にまつわり遺る新田氏の傳説が如何ばかり其地方住民の勤王心を覺醒せしめて維新大業の基礎を培つたか、想像以上のものがあると思はれる。

まことに建武中興の理想は高いものであつたが、當時の現實欲盛んな時代の所産たる諸書に於ては種々數々の非難を浴せてゐる。義貞公はその中興政治を荷つて立つた官軍の總帥として、世局の中心に居り、其の存在が大きかつただけに、申すも畏れ多い事ではあるが、後醍醐天皇、護良親王が當時の諸書から種々毀譽褒貶を受け給ひしと同じ意味で義貞公亦種々の毀譽褒貶を蒙り、一部將たる楠公の如く、其の死を善道に守れる行實を世人から如實に評價され得なかつたのである。建武中興、後醍醐天皇、護良親王、何れも之を當時の諸書の記述のまゝに評價しては大なる誤謬を來す事を信するならば、新田公の評價も亦かゝる記述にのみ頼つてはならぬ。何處までも中正妥當なる大所高所よりする國家的批判を必要とするのであり、其の爲には鋭利綿密なる理智的認識を、特に義貞公の評價に於ては等閑に附してはならないのである。然らざれば至誠の偉人正道を乗りて健闘せるも幾度か敗れて遂に大勢の中に葬り去られ、純忠の將族は苦闘悉く節に殉じて而も疑を後世に残すと云ふ事にならしむる。之こそ大義を辨へる人として眞に忍び難き事であり、茲に新田公將族の健闘を知るべき根本史料を集成し、之が評價の基礎資料を整備する必要ある所以である。



新田氏編年史料



藤田氏譜手抄

# 第一 新田氏草創篇

嘉承元年丙戌 (二七六六)

七月是月 新田義重ノ祖父源義家、及ビ外祖父藤原敦基、卒ス。時ノ人  
文武ノ道共ニ陵運スト嘆ズ。

陸奥前司 源義家 卒  
上野前司 藤原敦基 卒  
文武ノ道 共ニ陵運

〔中右記〕(嘉承元年七月十六日)一日比陸奥前司源義家朝臣卒去、義家者故頼義長男、經下野陸奥國等位至正下四位、爲院殿<sup>上カ</sup>□武威滿天下、誠是足大將軍者也、又上野前司藤原敦基朝臣卒去、<sup>年六十一位</sup>正下四位、故明衡長男也、後冷泉院御時給學問料、後三條院御時歷藏人等□丞式部、巡任上野、秩滿之後、已歷數年卒去也、天下屬文之人、莫非弟子、文武之道共以陵運歟。

〔註〕藤原敦基、義重ノ外祖父ナル事、建仁二年正月十四日條參照。  
〔參考〕左ニ敦基ノ作文ヲ掲グ。

〔本朝續文粹〕敦基朝臣奉太上皇尊號一首 敦基朝臣知足院禪定前大相國辭  
右大臣第三表一首 敦基朝臣知足院禪定前大相國左近衛大將狀一首 敦基朝

嘉承元年



臣中納言實季卿檢非違使別當狀一首 敦基朝臣申辨官狀一首 敦基朝臣申東宮學士狀一首(以上何レモ題目ノミ本文略)

奉上御劍壹腰加平緒

右去秋以來、宰吏不例、即有願、于獻御劍於拔鋒社、得平全矣、爰冥感忽至、宿病適癒、今爲賽彼素願、謹獻此寶劍、又頃者雨澤不降、民煙成愁、而所治者三尺之冰矣、已泮、銳鋒於龍泉、所祈者十旬之雨焉、宜仰甘膏於牛漢、神靈如鏡、請照赤誠、仍奉上如件、

康和二年四月十三日

目代散位平朝臣周眞

上野介敦基作

〔本朝續文粹〕

敦基朝臣白雪滿樓臺詩序一首 敦基朝臣吉祥院聖廟櫻花殘吉吉

社詩序一首 敦基朝臣花下多軒騎詩序一首 敦基朝臣仁王百講呪願文一首

(以上何レモ本文略)

久安六年庚午(二八一〇)

是歲 新田義重ノ父源義國、内大臣藤原實能ト争フ事アリ、勅勘ヲ蒙リ、下野足利別業ニ籠居ス。

〔尊卑分脈〕

(義國或記云、久安六年、月日參陣之時、不測而於路次參會、大炊御門(内ノ邊)右

敦基朝臣  
拔鋒社  
劍雨ニ  
ルヲ

義國内大臣  
從内宅  
國第大  
從内宅  
國第大  
從内宅  
國第大

大臣干時右大將實能公、被稱稱イ爲狼藉、以侍隨身等被打落、仍郎從郎從等郎含憤馳向本所、燒拂畢、依之勅勘、籠居下野國畢、(中略)籠居下野國足利別業、(詳シクハ系圖ノ部参照)

〔公卿補任〕(久安六年)内大臣 正二位 藤實能五十八月廿一日任、同廿二日右大將如元 大納言 正二位

同實能五十一日任、内大臣

久壽二年乙亥(二八一五)

六月二十六日 是ヨリ先、去年(仁平四年)三月十六日、源義國、出家セシガ、是日、卒ス。

〔尊卑分脈〕

(義國仁平四三六出家、號荒加賀入道、久壽二六廿六卒、

(參考)

〔御當家系圖〕

續群書類從卷第百佐竹系二十系圖部十五(圖ナリ)義國 式部大輔、康和年常州下着、佐竹ノ冠

者、追爵蒙院宣、關東下着ス、居足利、足利太郎大夫基綱、女最愛有テ、義重、義康、御子二人持玉フ、(天)大治二年二月廿四日四十二歲卒、

〔新田兩家系圖〕新田實城應永記(共ニ系圖ノ部ニ收ム)

保元元年丙子(二八一六)

七月十一日 保元亂。新田義重ノ弟足利義康、源義朝ト共ニ官軍ニ屬

足利基綱  
利義重  
女義綱  
生義綱  
ノヲアリ



シテ戦功アリ。藏人ニ任ゼラレ昇殿ヲ聽サル。(尊卑分脈(系圖部)参照)

義康院宣  
ニヨリ禁  
中ヲ守護  
ス

〔兵範記〕(保元元年七月)五日甲辰 藏人大輔雅頼奉勅召仰檢非違使等、令停止京中武士、

左衛門尉平基盛、右衛門尉惟繁、源義康等、參入奉了。去月朔以後、依院宣、下野守義朝

義康高松  
殿ニ參集

并義康等、參宿陣頭守護禁中。(中略)

十日己酉 (中略)禁中于時高松殿依彼僉議、同被集武士、下野守義朝、右衛門尉義康、候于陣

頭、此外安藝守清盛朝臣、兵庫頭頼政、散位重成、左衛門尉源季實、平信兼、右衛門尉平

惟繁、依勅定參會。(中略)

十一日庚戌 鷄鳴清盛朝臣、義朝、義康等、軍兵都六百餘騎發向白河。清盛三百餘騎自二條方、義朝二百

義康百餘  
騎ヲ率ス

餘騎自大炊御門方、義朝二百餘騎自近衛方。(中略)

今夕被行動功賞、

播磨守平清盛、右馬權頭源義朝、

上卿按察使重通、頭辨書除目云々、

義朝、左衛門尉源義康、尉

昇殿ヲ聽  
サル

已上昇殿、

〔保元物語〕卷之 官軍方々手分の事

陸奥新判  
官義康

内裏にも此の由聞えければ、同じき五日、召されて參る武士は誰々ぞ、先づ下野守義朝、陸奥新判官義康、安藝判官基盛、周防判官季實、隱岐判官維繁、平判官實俊、新藤判官助經、軍兵雲霞の如く召具して、高松殿に參じけり、

〔保元物語〕卷之 官軍召し集めらるゝ事

故院の御遺誠を申し出さる。此の兵亂の出で來らんする事をば、かねて知召しけるにや、内裏へ召さるべき武士の交名を註し置かせ給へるなり、義朝、義康、頼政、季實、重成、維繁、實俊、資經、信兼、光信等なり、安藝守清盛(中略)舍弟子共引具して參りけり。(中略)公家には關白殿下、内大臣實能、左衛門督基實、伏見源中將師仲などぞ參られける、

内大臣實  
能  
左衛門督  
基實

〔保元物語〕卷之 主上三條殿行幸付官軍勢汰への事

十一日寅の刻に、官軍既に院の御所へ押寄する。折節東國より軍勢上り合ひて、義朝に相從ふ兵多かりけり、先づ鎌田次郎正清を始めとして、(中略)各國の武士の(上野列舉)を始めとして、三百餘騎とぞ註しける。清盛に相從ふ人々には、(中略)各國の武士の(列舉)を始めとして、六百餘騎とぞ註したる。兵庫頭源頼政に相從ふ兵誰々ぞ、先づ(中略)を始めとし



義康百騎

新田氏草創篇

七四

て、二百騎許なり、佐渡式部大輔重成百騎、陸奥新判官義康百騎、出羽判官光信百騎、周防判官季實五十騎、隱岐判官維繁七十餘騎、平判官實俊六十餘騎、進藤判官助經五十餘騎、和泉左衛門尉信兼八十餘騎、都合一千七百餘騎とぞ註したる。

〔保元物語〕卷之二 關白殿本官に歸復の事付、武士に勸賞を行はる、事

子の刻ばかりに及んで、武士の勸賞行はる、安藝守清盛をば播磨守に任じ、下野守義朝は左馬頭になる、陸奥新判官義康は藏人になされて、即ち昇殿をゆるさる、

〔保元物語〕卷之二 忠正弘誅せらるゝ事

左衛門大夫正弘、其の子右衛門大夫家弘、其子文章生安弘、次男右兵衛尉頼弘、三男光弘、已上五人、藏人判官義康、搦め捕りて、即ち大江山にて之を斬る、

〔兵範記〕(保元元年七月) 卅日己巳、又被行斬罪、家弘、康弘、盛弘、時弘、光弘、頼弘、安弘、已上藏人判官義康、於大江山邊斬云々、

保元二年丁丑 (一一八一)

三月八日 新田義重、左衛門督藤原基實ヨリ上野新田庄ノ下司職ニ補任セラル。

〔由良文書〕(舊クハ正文書中ニアリシモノ、江ノ東、安川、之氏所藏)

藏人ニ補セラル

義康、平家弘等ヲ捕斬ス

東京市品川区大井町南濱川一七二〇  
安川 繁之氏藏



七 左衛門督家補任狀 (由良文書)



左衛門督  
基實  
下司職

元來義重  
ハ新田御  
庄ノ地主  
ナリ

藤原基實

左衛門督家政所下 上野國新田御庄官等

補任下司職

源義重

右人依爲地主補任下司職如件御庄官等宜承知依件用之敢不可違失故下

保元二年三月八日

案主宮内録菅野

令前中務録山 (花押)

別當散位三善朝臣(花押)

散位紀朝臣 (花押)

散位中原朝臣

大監物藤原朝臣(花押)

散位藤原朝臣 (花押)

明法博士中原朝臣

(裏判)

(公卿補任)

(保元)權大納言正三位同基實 九月十三日任元權中納言同十七日從二位臨時十一月日勅授帶劍(中略)

(中納言)正三位同忠雅 九月十三日轉同十七日左衛門督別當如元(中略)權中納言正三位同忠雅 左兵衛督 別當九月十日(中略)同基實 正月廿七日任元左中將同日(保元)右大臣正二位同基實 五十八月三日轉正

保元二年



日任、去九日兼宣旨、上首宗能成通公教(權大納言從二位同基實五十一左衛門督、正月廿四日正二位、重通四人、十二月十七日兼皇太子傳、臨時、八月九日蒙任大臣兼)

宣旨、同十九日任右大臣、(中納言正三位藤忠雅、別當三月辭別當、左衛門督、檢非違使)

(註) 右公卿補任ニヨレバ保元二年ニ左衛門督ナル人藤原基實及ビ同忠雅ノ

兩人アリ。義重ヲ下司職ニ補任セル左衛門督ハ其ノ何レナルカヲ詳ニセ

ザレドモ、尊卑分脈ニ義重ハ九條院判官代ナル事見ユレバ、此ノ左衛門督ハ

近衛天皇ノ中宮九條院藤原呈子ノ弟タル藤原基實ナルベシト推定セラル。

サレド史料綜覽ニハ藤原忠雅トセリ。

五月二十九日 足利義康、卒ス。

[兵範記] (保元二年五月廿九日癸巳) 大夫尉義康逝去云々

十二月十五日 新田義重、小笠原遠光ニ加冠ス。

[小笠原系圖] (續群從系十九) 遠光 保元二丁丑十二月十五日元服、十五歲加冠新田義

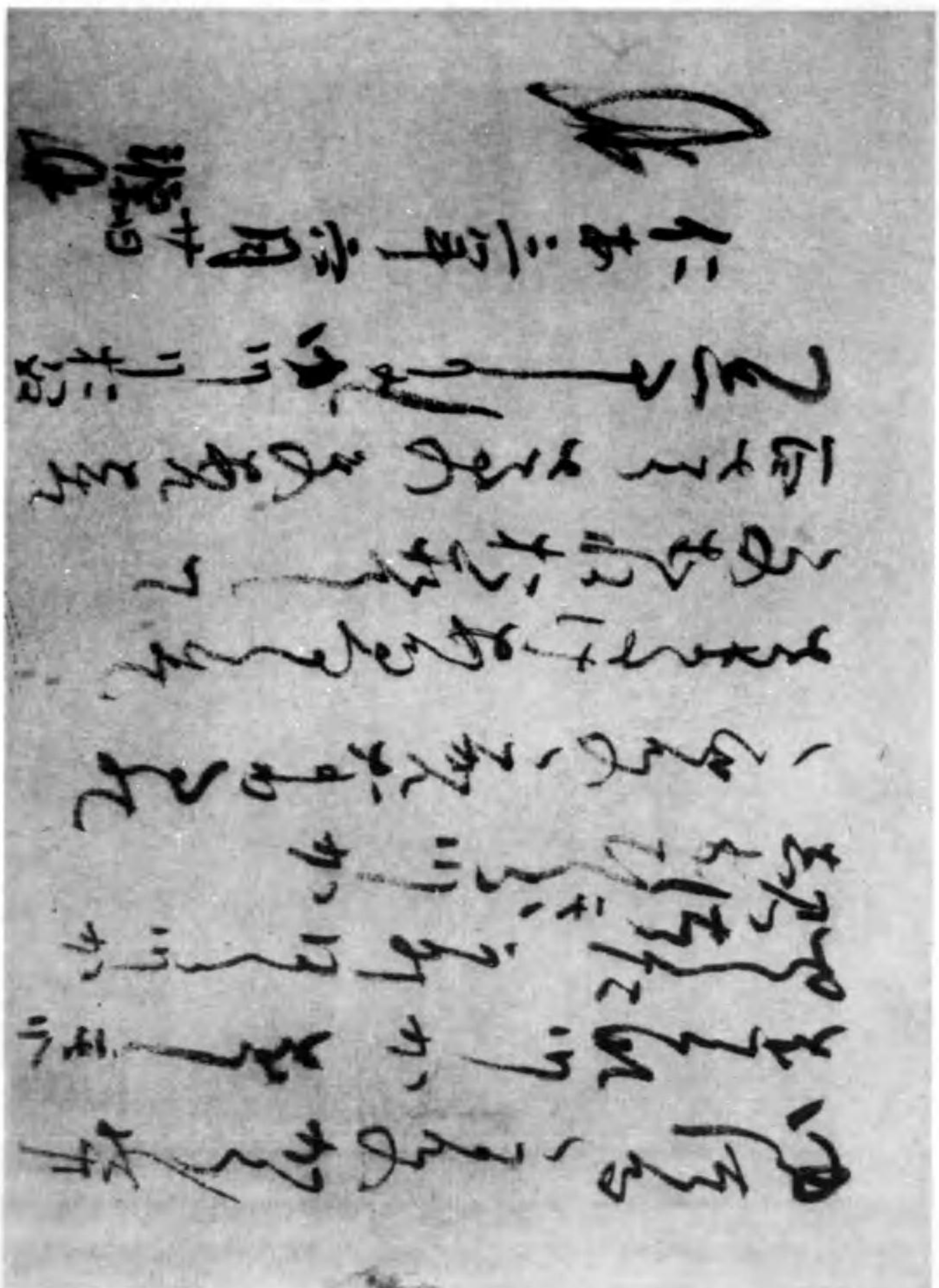
重朝臣、

仁安三年戊子 (一一八二)

六月二十日 新田義重、其ノ孫女來王御前ノ母(新田義重妻新田尼)ニ、新田庄内女塚、

上江田、下江田、田中、大館、粕川、小角、押切、出塚、世良田、三木、上今井、下今

上野世良田長樂寺藏



八 新田義重自筆讓狀



九  
 新田義重自筆讓狀  
 一、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、  
 二、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、  
 三、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、  
 四、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、  
 五、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、  
 六、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、  
 七、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、  
 八、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、  
 九、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、  
 十、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、  
 十一、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、  
 十二、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、  
 十三、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、  
 十四、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、  
 十五、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、  
 十六、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、  
 十七、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、  
 十八、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、  
 十九、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、  
 二十、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、新田義重は、先づ、  
 二十一年六月廿一日

九 新田義重自筆讓狀



井、上平塚、下平塚、木崎、丁福寺、高尾、八木沼ノ地ヲ譲リ、其ノ中、女塚、押切、世良田、上平塚、三木、下平塚ヲ來王御前ノ有トス。

〔長樂寺文書〕

〔左掲文書舊ハ正文書中ニ含まレシモノ、徳川吉宗長樂寺ニ寄進〕

ゆつるこかんのかうくの事、

をうなつか、をしきり、せらた、かみひらつか、みつき、しもひらつか、こせんのこかんなり、たのさまたけあるへからす、このむねおそんして百さうさたのものあんとすへし、たしかにくゆつりおぬ、

仁安三年六月廿日

〔新田義重〕  
源 (花押)

〔新田義重〕  
(花押)

〔長樂寺文書〕(前)

下 〔新田義重〕  
(花押)

こあまたあれとらいわうこせののの事を、もへのたのみさうのゆつりたるなり、のの事らいわうこせんをろかあるへからす、それにとりてもこかんとてのらいわうこせんか、にみなゆつるなり、かためニおろかニあるへ

仁安三年



からす、こかんのかす、おうなつか、えたかみしも、たなか、お、たち、かすかひ、こすみ、をしきり、いてつか、せらた、みつき、かみまい、しもまい、かみひらつか、しもひらつか、きさき、ふくした、こう、やぎぬま、このかうく、したいにゆつりわたす、たのさまたけあるへからす、あなかしこく、

仁安三年六月廿日

(新田義重  
花押)

(参考) こかんニツキテハ、(續日本後紀)(承和三年三月) 甲子、以空閑地山城國愛宕郡

二町、上野國山田郡八十町賜諱、田邑

郡内郷名

〔倭名類聚抄〕 新田郡 新田、カスノ賀須 石西、ハツリ波布 祝人利、淡甘、驛家、

(註) 承安二年四月二十八日、元久二年八月條參照。

是頃(仁安年中)平重盛、足利俊綱ノ足利庄領主職ヲ沒收シテ、之ヲ新田義重ニ與フ。尋デ、俊綱ノ愁訴ニヨリテ、之ヲ返ス。

藤原俊綱

〔吾妻鏡〕 (養和元年九月七日、庚辰、從五位下藤原俊綱、字足利太郎者、武藏守秀郷朝臣後胤、鎮

新田義重

守府將軍兼阿波守兼光六代孫、散位家綱男也、領掌數千町、爲郡内棟梁之、而去仁安年中、依或女性之凶害、得替下野國足利庄領主職、仍木家小松内府、賜此所於新田冠

俊綱、朝ノ下ニ參ゼズ

者、義重之間、俊綱令上洛、愁申候時、被返遣、自爾以降、爲酬其恩、近年令屬平家之上、嫡男又太郎忠綱、同意三郎先生義廣、依此等事、不參武衛御方、武衛亦頗咎思食之間、仰和田次郎義茂、被下俊綱追討御書、三浦十郎義連、葛西三郎清重、宇佐美平次實政等、被相副之、先義茂今日下向。

承安二年壬辰 (一八三二)

四月二十八日 新田義重、其子義兼ニ所領ヲ讓與ス。

〔正文書〕

御證文注文(全文ハ應永二十四年十月十五日條ニ收ム)

一、自義重義兼江御讓與狀、承安二、四、廿八、(註) 讓與狀ノ本文現存セズ。

十一月二十九日 是ヨリ先、新田義重、上野園田御厨ヲ濫妨セシトノ廉ニヨリ、神宮神官ヨリ訴ヘラル。是日、朝廷、兩者ヲ對決セシムル事ニ定ム。

〔玉葉〕 (承安二年) 五日(中略)酉刻、左少辨兼光來覽文書、目録、此次(中略)又先日所來臨之、饗庭園田等御厨文書、返與兼光、園田御厨事ハ可覆奏、於饗庭御厨者有不審

承安二年

七九

九條兼實  
對決ス



蘭田御厨  
ニツキ神  
宮陳狀ヲ  
提出ス

新田義重  
蘭田御厨  
トテテ妨  
訴ス

對決ヲ遂  
グベシ

事可問官之由仰了(中略)

廿九日(中略)此日申刻許、自兼光許送使者云(中略)可有念沙汰之文書所令進也(中略)

一蘭田御厨事(神宮陳狀等也)

仰任度々繪旨於(官)底令遂對決(是又不注遣仰詞仍同遣奉也)(中略)

(十二)月一日終日雨降、早且兼光返事持來(去夕所遣也)其狀云(中略)又昨日所送之文書等事、

注折紙送之、其狀云

一祭主卿言上、上野國園田御厨司

訴申新田莊司義重妨事、

仰任度々繪旨、慥令遂對決(中略)

乘燭之後、藏人右少辨親宗來、余相逢(中略)

園田御厨事、可下知文也、仍辨被定之後可下也、隨文非急事、親宗退去了、

十二月一日(重出)又注送仰詞(園田也、鳥昨拔、事不承左右)(中略)

園田事、可下文也、仍辨定了、之後可下也、

六日(庚子)則左少辨兼光來、余相逢、下文書等、

一上野國園田御厨事(此文、兼光揮出來之時、所遣與之文也、仰任度々繪旨、令遂對決)(中略)

廿九日(癸亥)則左少辨兼光來、余相逢、來覽文等(中略)

一園田御厨事、爲覆奏返附了、

已上子細在目錄(中略)

(四)月廿三日(丁亥)晚頭、兼光來、條々申上事等、

一神事違例、神宮請文(去十一月廿一日、葦生事、任御)

外宮無申事、內宮申園田御厨事、

件文、依可覆奏返付了、(以下略)

〔神鳳鈔〕(上野)園田御厨(上分イ各四丈布三十疋、段二百餘)

治承四年庚子(二八四〇)

五月二十六日 源賴政、以仁王ヲ奉ジテ兵ヲ舉ゲ、三井寺ヨリ南都ニ赴

カントシ、平家ノ追討軍ト宇治川ニ戰フ。平家方ノ將足利忠綱、曾テ新

田義重ノ勇躍利根川ヲ渡河セシ先例ニ倣ヒテ決然、宇治川ヲ渡河シ、賴

政ヲ敗死セシム。同日、足利忠綱、勸賞ニ上野國大介ト新田莊ヲ賜ハリ

シモ直チニ回收セラル。

〔源平盛衰記〕(校註日本文)宇治合戰附賴政最後の事、

治承四年



足利忠綱

平家の侍に、上總守忠清、此の有様を見て申しけるは、橋は引きたれば渡り難し、河は水早くして底見えず、人種は盡くるとも渡すべきとも覺えず、追手の勢少々をこゝに置きて敵にあひしらひ、搦手を淀路河内路へ廻して、敵の前を塞いで戦はん、と云ひければ、下野國の住人、足利の又太郎忠綱進み出で、淀路河内路も我等が大事、全く餘の武者の向ふべきに非ず、橋を引かれ河を阻てたればとて、目にかけたる敵を見捨てて、時刻をへるならば、芳野法師、奈良法師參り集まつてゆゆしき大事、此の河は近江の湖水の末なれば早る事更にあるべからず、武藏と上野との境に、利根川と云ふ大河あり、それにはよも過ぎじ物を、昔秩父と足利と中惡しくて、度々合戦しけるに、寄する時には瀬を踏み舟に乗りて渡しけれども、軍に負けて落ちけるには、舟にも乗らず淵瀬を嫌ふ事なし、されども馬も殺さず人も死なず、又足利より秩父へ寄せけるに、上野の新田入道を語らひて、搦手に憑む、大手は古野杉の渡をしけり、搦手は長井の渡と定めたりける程に、秩父に舟を破られて新田入道河の端に引へたり、入道申しけるは、司人に憑まれて搦手に向ひながら、船なしとて暫しも爰に休らふならば、大手軍に負けなんす、さらば永く弓矢の道に別るべし、縦令骸を底のみくづと成すとも、名を此の河に流せや、とて長井の渡を

新田義重ノ任俠

忠綱及上野武士ノ河ヲ渡ス

越しにけり、同じくは我等も水に溺れては死ぬるとも、争でか敵を餘所に見るべき、況んや此の河は浪早しと雖も底深からず、岩高しといへども渡瀬多し、河を渡し岸を落す事は、鎧の踏み様手綱のあやつりにあり、馬の足を數へて浪間を分けよ者ども、とて進みければ、然るべきとてともなふ者ども、一門は小野寺禪師太郎、戸屋子七郎太郎、佐貫四郎大夫弘綱、應護、高屋、ふかす、山上、那波太郎、郎等には金子舟次郎、大岡安五郎、戸根四郎、田中藤太、小衾二郎、鎮西八、切字六郎、産小野次郎をはじめとして、三百餘騎を伴ひける、足利又太郎眞先かけて下知しけり、(以下忠綱ノ事略)

〔源平盛衰記〕 (前) 南都騒動始めの事

晩頭に及んで、景家は頼政入道、仲家、嗣、守、助、重等が首を捧げて、八條高倉前右大將の亭に歸參す、忠清又兼綱、義清、唱法師、配が首をさゝげて、同參しけり、左衛門尉重清、又加が首を捕つて參入しけり、各事柄いづれもゆゝしくぞ見えける、上總守忠清、相國禪門に申しけるは、今度の合戦の高名、足利太郎忠綱が宇治川の先陣の故なり、向後の爲に、速かに勸賞候べし、と細細申しければ、入道大きに感じて忠綱を召し、宇治川の先陣返す、と神妙、勸賞乞ふに依るべし、と宜ふ、忠綱畏まつて、靱負

忠綱上野新野大庄ト思給セラル



尉檢非違使、受領をも申すべく候へども、父足利太郎俊綱が、上野十六郡の大介と、新田莊を屋敷所に申し候ひしが、其の事空しく候ひき、御恩には同じくは父が本意をもとげ、身の面目にもそなへん爲に、彼の兩條をゆるし給はり候はん、と申す入道當座に下知せられたり、忠綱大きに悦びの眉を開きて宿所に歸る、足利が一門此の事を聞き、十六人連署して訴訟す、宇治川を渡す事、忠綱一人が高名に非ず、一門與せずば忠綱争でか渡すべき、されば勸賞は十六人に配分候べし、忠綱が大介を召返されずば、向後の御大事には忠綱一人を召され候べし、と一時に三度まで申したりければ、入道力及び給はで、巳の時に賜ひたりける御教書を、未の刻に召返されけり、午の時ばかりぞ有りければ、京重部が、足利又太郎が上野の大介は、午介とぞ笑ひける、

八月二十三日 是ヨリ先、八月十七日、源頼朝、兵ヲ伊豆ニ擧グ。是日、大庭景親ト相模石橋山ニ戰ヒテ敗北シ、安房ニ走ル。是頃、新田義重、頼朝ノ催促ニ應ゼズ、上野寺尾城ニ據リテ軍兵ヲ聚ム。二十八日、義重、石橋山ノ戰況ヲ平清盛ニ報ズ。尋テ、足利忠綱、上野國府ヲ燒ク。

〔山槐記〕

〔治承四年九月〕七日、丙辰〔中略〕導師權律師源實、申剋事畢歸三條、源實云、義朝子

即日取返サレ

頼朝舉兵シテ敗ル

義重戰況ヲ清盛ニ報ズ

新田次郎

虜掠伊豆、坂東國之輩追討之、伐取勇男、於義朝子、入宮根山了之由、申上之由、於座主明房所承也者、如此示之間、義重入道故義國子以書狀申大相國云、義朝子領伊豆國、武田太郎領甲斐國、義重在前右大將宗命今相乖彼家宗、坂東國家人可追討之由被仰下、仍所下向也者、

伊豆國流人兵衛佐企謀叛合戰事、

八月廿三日寄合輩、相模國小早河

伊豆國伊東入道、被取同伊東五郎、

相模國大庭三郎、被取甲斐國平井冠者、

以上御方

兵衛佐同心輩、

駿河國小泉庄次郎、

被取伊豆國北條次郎、兵衛佐勇也、

被取同董藤介用光、被取新田次郎

兵衛佐殘少被討成、箱根山遁籠了云々、

八月廿八日脚力出國、今日到來、七日、

治承四年



義重上野  
寺尾城ニ  
據ル  
足利俊綱  
木曾義仲

〔吾妻鏡〕(治承四年九月)廿九日、戊寅、所奉從之軍兵、當參二萬七千餘騎也、甲斐國源氏、并常陸下野上野等國輩參加之、假令可及五萬騎云(中略)

卅日、己卯、新田大炊助源義重入道、法名上西臨東國、未一揆之時、以故陸奥守嫡孫、挾自立志之間、武衛雖遣御書、不能返報、引籠上野國寺尾城、聚軍兵、又足利太郎俊綱爲平家方人、燒拂同國府中民居、是屬源家輩令居住之故也、(中略)

〔同十〕十三日、壬辰、木曾冠者義仲、尋亡父義賢主芳躰、出信乃國入上野國、仍住人等漸和順之間、爲俊綱雖煩民間、不可成恐怖思之由、加下知云

十二月十二日 賴朝、鎌倉大倉郷ノ新亭ニ移ル。 足利義兼、新田義重ノ子山名義範等供奉員中ニアリ。

〔吾妻鏡〕(同年十月)十二日、庚寅、天晴風靜、亥刻、前武衛將軍新造御亭、有御移徙之儀、爲景義奉行、去十月有事始、令營作于大倉郷也、時刻、自上總權介廣常之宅、入御新亭、御水干、御騎馬、石禾栗毛和田小太郎義盛候、前加々美次郎長清候、御駕左、方毛呂冠者

足利義兼  
山名義範

季光在同右北條殿、同四郎主、足利冠者義兼、山名冠者義範、千葉介常胤、同太郎胤正、同六郎大夫胤頼、藤九郎盛長、土肥二郎實平、岡崎四郎義實、工藤庄司景光、宇佐美三郎助茂、土屋三郎宗遠、佐々木太郎定綱、同三郎盛綱以下供奉、畠山次郎重忠、新候末

入御于寢殿之後、御共輩參侍所、十八間、二行對座、義盛候其中央、着到云、凡出仕之者二百十一人云、又御家人等、同構宿館、自爾以降、東國皆見其有道、推而爲鎌倉主

〔註〕 山名義範ハ義重ノ長子ナル事、尊卑分脈新田流ニ見ユル所ナレドモ、同書足利流義清ノ子ニモ義範見エテ、足利氏タルカラ疑ハシムルモノアリ。系圖部參照。

〔註〕 山名氏ガ上野山名ニ住セシコト左ニヨリテ確實ナリ。

〔難太平記〕(新校群) 昔山名修理大夫時氏(中略)常に申(せ)しは、我子孫はうたがひなく朝敵に成ぬべし、其謂は我(は)建武(より)以來、當御代の御かけにて人となりぬれば、元弘(より)以往は、たゞ民百姓のごとくにて、上野の山名といふ所、より出待しかば、渡世のかなしさも、身の程も知にき、去は時氏實此人、一文字不通なりしかども、よく申(し)けるにこそ、

十二月二十一日 新田義重、召喚セラレテ鎌倉ニ來リ、辛ジテ賴朝ノ處罰ヲ免カル。 義重ノ孫里見義成、京都ヨリ馳セ參ジテ賴朝ノ賞讚ニ預カル。

山名氏ハ  
上野山名  
ニ住ス

山名時氏  
ハ一文不  
通ノ人ナ



義重鎌倉  
ニ參ズ  
寺尾館

里見義成  
京都ヨリ  
來ル

〔吾妻鏡〕 廿二日、庚子、新田大炊助入道上西、依召參上、而無左右不可入鎌倉中之旨、被仰遣之間、逗留山内邊、是招聚軍士等、引籠上野國寺尾館之由、風聞、仰藤九郎盛長被召之歟、上西陳申云、心中更雖不存異儀、國土有鬪戰之時、輒難出城之由、家人等依加諫、猶豫之處、今已預此命、大恐畏々々、盛長殊執申之、仍被開食開々、又上西孫子里見太郎義成、自京都參上、日來雖屬平家、傳聞源家御繁榮參之由申之、其志異祖父早可奉昵近之旨、被免之、義成語申云、石橋合戰後、平家類廻計議於源氏一類者、悉以可誅亡之由、内々有用意之間、向關東可襲武衛、趨義成偽申之處、平家喜之、令免許之間、參向於騎河國千木松原、長井齋藤別當實盛、瀨下四郎廣親等相逢云、東國勇士者皆奉從武衛、仍武衛相引數萬騎、令到鎌倉給、而吾等二人者、先日依有蒙平家約諾事、上洛之由語申之、義成聞此事、彌揚鞭々云。

治承五年・養和元年 辛丑 (七月十日) (一八四二)

二月一日 足利義兼、北條時政ノ女ヲ娶ル。

〔吾妻鏡〕 一日、戊寅、足利三郎義兼嫁于北條殿息女、又加々美次郎長清爲上總權介、廣常之聲、兩人共存穩、便挿忠貞、御氣色快然之餘、依別仰今及此儀々云。  
(參考) 足利義兼及足利氏ノ發展ニ就キテ古傳アリ。左ニ掲グ。

足利義兼  
ハ爲朝ノ  
子ナリト  
ノ説

義家ノ置  
文

天下ヘノ  
野心

〔難太平記〕

(新校群)

八幡殿とハ義家朝臣、陸奥守鎮守府將軍の御子、義國より義

康、義包、義氏、泰氏など也。(按義家於八幡宮前元服號八幡太郎名義國以下五人未考)泰氏を平石殿と申し、其御子に頼氏、治部大輔殿と申す、其御子に家時、伊豫守と號す、其御子に貞氏、讃岐入道殿と申す、其御子にて大御所、錦小路殿(按尊氏稱大御所、直義稱錦小路殿、下皆倣此)はわたらせ給ふ也、頼氏は平石殿の三郎にあたらせ給ひしかども、御當家を續せ給ひき、尾張の人々、澁川などハ兄なりしかども、皆庶子になりき。(按泰氏嫡尾張守家氏斯波氏元祖義顯澁川元祖皆頼氏兄)細川島山などは義包の御下よりわかれたるにや、抑義包はたけ八尺あまりにて、力人に勝れ給ひし也、誠ハ爲朝の子と云々、義康襦袢の上より養き、世にハハかりて人にかくし給ひければ、猶世に憚りて空物狂になり給ひて、其代は無爲に過給ひしかば、我子孫にハシバラく靈と成りて、物ぐるはしき事おハしますべしと仰せけると申傳たり、されバ又義家の御置文に云、我七代の孫に吾生かわりて天下を取べしと仰せられしハ、家時の御代に當たり、猶も時不來事をしろしめしけれバにや、八幡大菩薩に祈申し給ひて、我命をつゞめて、三代の中に、て天下をとらしめ給へとて、御腹を切給ひし也、其の時の御自筆の御置文に子細ハみえし也、まさしく兩御所(按指尊氏)の御前にて、故殿も我等なども拜見申したりし也。

治承五年・養和元年



閏二月二十三日 志田義廣・足利忠綱等、小山朝政ト野木宮ニ戦ヒテ敗北ス。尋デ二十五日、足利忠綱、上野山上郷ニ數日蟄居ス。後、桐生六郎ノ諫ニヨリ西海ニ赴ク。〔吾妻鏡〕

九月七日 頼朝、足利俊綱追討ノ爲ニ和田義茂等ヲ遣ス。尋デ、十三日、桐生六郎、主人俊綱ヲ殺ス。十八日、桐生六郎誅セラル。〔吾妻鏡〕（一部分ハ仁安年中ノ條ニ收ム）

養和二年・壽永元年壬寅（五月二十）（二八四二）

四月五日 頼朝、江島供養ニ臨ム。新田義重、扈從者ノ中ニアリ。

〔吾妻鏡〕 五日、乙巳、武衛令出腰越邊江島給、足利冠者、北條殿、新田冠者、畠山次郎、（義重力）下河邊庄司（以下十一）等候御共、

七月十四日 新田義重、其ノ女ノ婚嫁ノ事ニヨリテ、頼朝ノ勸氣ヲ蒙ル。

〔吾妻鏡〕 十四日、壬午、新冠者義重主蒙御氣色、是彼息女者、惡源太殿武衛舍兄後室也、而武衛、此間以伏見冠者廣綱、潜雖被通御艶書、更無御許容氣之間、直被仰父主之處、義重元自於事依廻思慮、憚御臺所御後聞、俄以令嫁件女子於帥六郎之故也。

壽永二年・元暦元年甲辰（四月十）（二八四四）

二月五日 源義經、福原城ノ搦手ヲ攻ム。山名義範、攻撃軍中ニアリ。

義平ノ後室

〔吾妻鏡〕 五日、甲子、酉刻、源氏兩將到攝津國、以七日卯時定箭合期、大手大將軍者

蒲冠者範頼也、（中略）搦手大將源九郎義經也、相從之輩（以下十七人ノ名）山名三郎義範（中略）已上二萬餘騎也、

元暦二年・文治元年乙巳（八月十）（二八四五）

三月二十四日 源平兩軍、壇浦ニ戦ヒ、平氏、亡ブ。

八月十六日 山名義範、伊豆守ニ、足利義兼、上總介ニ任ゼラル。

〔吾妻鏡〕 廿九日、己卯、去十六日有（中略）除目、其開書今日到來、源氏多以承朝恩、所謂

義範 伊豆守、相模守、惟義、義兼、（是初）上總介、遠光、信濃守、義資、越後守、義經、伊與守、等也、（中略）其外五箇國事者、任人面々直懇望申之間、且募勳功之賞、且爲添二品眉目、殊所及嚴密御沙汰也、（云々）各可令知行國務之由、（云々）皆是當時關東御分國也、

十月二十四日 頼朝、勝長壽院ノ供養ニ臨ム。山名重國、山名義範、新田義兼等、扈從者ノ中ニアリ。

〔吾妻鏡〕 廿四日、癸酉、天霽風靜、今日南御堂 （號勝長壽院）被遂供養（中略）已刻、二品御出御東御步儀行列、

元暦二年・文治元年



山名重國

先隨兵十四人(以下十四人ノ名列)山名小太郎重國(中略)

山名義範

御後五位六位下括卅二人(以下卅二人ノ名列)伊豆守義範(第九人)上總介義兼(第二人目)

新田義兼

三)新田藏人義兼(中略)

新田忠常

次隨兵六十人被清撰弓馬達者皆供奉殿末御堂上後各候門外東西東方(以下三十人ノ名列)足利七郎太郎佐貫六郎(第十九人目)新田四郎(中略)

演供養之儀、事終被引布施(中略)時家公佐、光盛、賴兼、範信、親光、重賴、仲賴、廣綱、義範、義資、重弘、廣元、種業、以廣、繁政、基繁、義兼、高重、邦通等、數反相替取布施。

文治三年丁未(一八四七)

十月四日 畠山重忠、赦免セラレテ出府シ、里見義成ノ座上ニ着ク。

〔吾妻鏡〕 四日、辛未、千葉新介胤正參申云、重忠被召籠、已過七個日也、此間寢食共

絶畢(中略)世上事殆思切歎之由所見及也、早可有免許歎者、二品頗傾動給、則以被厚免、仍胤正奔歸相具參上、重忠着于里見冠者義成座上、談傍輩云、

文治四年戊申(一八四八)

正月二十日 賴朝、伊豆箱根三嶋ニ社參。新田義兼、里見義成、德河義季等扈從ス。

里見義成

德川次郎

〔吾妻鏡〕 廿日、丙辰、二品立錄倉、令參詣伊豆宮根三島社等給、武州、三州、駿州、源藏

人大夫、上總介、新田藏人、奈胡藏人、里見冠者、德河次郎等扈從、伊澤五郎、加々美次郎、小山七郎以下隨兵及三百騎、爲三浦介義澄沙汰、構浮橋於相模河々、

〔註〕 德河次郎ハ義季ナル事、承久三年是歲條長樂寺文書ニ見ユ。明年六月六日條參照。

三月十五日 賴朝、鶴岡ノ大法會ニ臨ム。里見義成、山名義範、新田義兼等供奉人中ニアリ。

〔吾妻鏡〕 十五日、辛亥、於鶴岳宮道場、遂行大法會、景時宿願大般若經供養也、二品

爲御結緣御出、供奉人々刷威儀(中略)御出行列、

先陣隨兵八人(以下八人ノ名列)里見冠者義成(中略)

御後二十人各布

三河守 信濃守 越後守 上總介 駿河守 伊豆守(義範) 豊後守 關瀬修理亮 村上判官代 安房判官代 藤判官代 新田藏人(以下略)

七月十日 賴朝ノ子萬壽、始メテ着甲ノ儀、里見義成、献馬ヲ引ク

〔吾妻鏡〕 十日、甲辰、若公萬壽始令着御甲之給、於南面有其儀(中略)其後武州献



御馬於二品里見冠者義成引之

文治五年己酉 (二八四九)

四月十八日 北條時政ノ子元服ノ儀、列座ノ中ニ新田義兼アリ。

〔吾妻鏡〕 十八日、庚寅、北條殿三男十五於御所被加首服、乘燭之程於西侍有此儀、

武州、駿河守廣綱、遠江守義定、參河守範賴、江間殿、新田藏人義兼、千葉介常胤、三浦介義澄、同十郎義連、畠山次郎重忠(以下十人名略)等著座。

六月六日 公家ヨリ塔供養ノ進物來ル。新田義兼、里見義成等、之ヲ引キ繼グ。尋デ九日、賴朝、塔供養ニ臨ム。德川義秀、新田義兼、里見義成等、隨兵中ニアリ。

〔吾妻鏡〕 六日、甲午、早旦、公朝參申云、爲御塔供養、自院被進御馬已下之間、相具參云、(中略)又錦被物二重一重赤地紅裏并女房三品局進物扇二十本、納銀公朝取之、授新田藏人義兼、里見冠者義成等、但此等不被入殿中、依御輕服也。(中略)九日、丁酉、御塔供養也、(中略)御出儀。

先陣隨兵(十六人ノ名列中)德河三郎義秀(第十三人目ニ)新田藏人義兼(中略)後陣隨兵(十六人ノ名列中)里見冠者義業(第十二人目ニ)新田四郎忠常

德川義秀

〔註〕 經濟雜誌社本ニ「三郎義秀、或當作四郎義季」トアレド、以下凡テ三郎トアレ

バ、義秀ト義季ハ別人ナルベシ。去年正月二十日、承久三年是歲條ヲ參照。

七月十九日 賴朝、奥州征伐ニ發向ス。山名義範、新田義兼等供奉人中ニアリ。

〔吾妻鏡〕 十九日、丁丑、巳刻、二品爲征伐、奥州秦衡發向給、(中略)自鎌倉出御、御共輩(百四十四人ノ名)上總介義兼(第八人目ニ)伊豆守義範(第十五人目ニ)新田藏人義兼(百九人目ニ)澁河五郎兼保

文治六年、建久元年庚戌(四月十日改)(二八五〇)

正月三日 賴朝、比企能員宅ニ臨ム。新田義兼、供奉人中ニアリ。

〔吾妻鏡〕 三日、戊午、(中略)今日有御行始之儀、入御于比企藤四郎能員宅、越後守、駿河守、新田藏人、伊澤五郎、小山七郎御劍以下候御共、

十一月七日 賴朝上洛ス。山名重國、新田義兼、德河義秀、山名義範、里見義成等隨兵中ニアリ。尋デ十一日、賴朝、六條若宮竝ニ石清水ニ社參。山名義範、行列中ニアリ。

〔吾妻鏡〕 七日、丁巳、雨降、午一刻屬晴、其後風烈、二品御入洛、(中略)其行列、(中略)

文治六年建久元年



江田小次郎

次先陣隨兵(其ノ中ニ)寺尾太郎(番ニ)山名小太郎 新田藏人 徳河三郎(番ニ)伊豆守(番ニ)里見太郎(番ニ)新田六郎(番ニ)澁川彌五郎(番ニ)新田四郎(機井)八郎(番ニ)足利七郎四郎 足利七郎五郎(番ニ)足利七郎太郎(中略)  
 次後陣隨兵(番ニ)寺尾三郎太郎(番ニ)江田小次郎(新田江田ニハ)(中略)  
 十一日辛酉晴新大納言家御參六條若宮并石清水宮等其行列(中略)次後騎(以下十二人ノ名)伊豆守義範(列ノ四人目ニ)

建久二年辛亥 (二八五二)

正月十一日 賴朝、鶴岡若宮社參。山名義範等供奉ス。

〔吾妻鏡〕 十一日庚申前右大將家御參鶴岳若宮三浦左衛門尉持御劔小早川彌太郎遠平懸御調度伊豆守三浦介梶原平三以下供奉。

二月四日 賴朝、二所社參。山名義範、同重國、新田義兼等扈從者中ニアリ。

〔吾妻鏡〕 四日癸未前右大將家二所御參(中略)

次先陣隨兵(中略)

次御後(淨衣立)相模守 上總介 越後守 伊豆守 新田藏人 奈胡藏人 北條殿

江間殿 北條五郎殿 山名小太郎(以下十六人ノ名略)

次後陣隨兵(三十人ノ名列)新田三郎(第二十八人目ニ)新田六郎

三月三日 賴朝、鶴岡八幡ノ法會ニ臨ム。山名義範、供奉人中ニ在リ。

〔吾妻鏡〕 三日辛亥齊鶴岳宮法會(中略)幕下御參宮越後守伊豆守江間殿小山左衛門尉小山七郎三浦介島山次郎(以下四人ノ名略)已下候御供。

七月二十八日 賴朝、新第二移ル。山名義範、里見義成、供奉隨兵中ニ在リ。

〔吾妻鏡〕 廿八日甲戌寢殿對屋御厩等造畢之間今日御移徒之儀也及亥刻自藤

九郎盛長甘繩家入御新御亭武藏守參河守上總介伊豆守(以下十人ノ名略)等供奉(中略)隨兵十六人(各騎)先陣(中略)後陣(八人ノ名列)里見太郎義成(第四人目ニ)

建久三年壬子 (二八五三)

七月二十七日 賴朝、勅使ヲ幕府ニ招請ス。山名義範等其座ニ侍ス。

〔吾妻鏡〕 廿七日丁酉將軍家令招請兩勅使於幕府給於寢殿南面御對面有獻盃加賀守俊澄(淨衣)大和守重弘小山七郎朝光等從所役前少將三河守相模守伊豆守等依其座。

建久三年

九七



十月十九日 北條政子、産後、幕府ニ歸ル。里見義成、新田義兼等供奉ス。  
〔吾妻鏡〕 十九日、戊午、御臺所并新誕若公、自名越濱御所入御幕府、北條五郎時連、

里見冠者義成、新田藏人義兼、(以下七)等供奉云々。

十一月二十五日 頼朝、永福寺供養ニ臨ム。足利義兼、山名義範、新田義兼等供奉ノ中ニ在リ。

〔吾妻鏡〕 廿五日、甲午、(中略)今日永福寺供養也、(中略)將軍家御出云々、(中略)御後供奉人各布、(三十六人ノ名列)上總介義兼、(第九人)伊豆守義範、(第十六人)新田藏人義兼

十二月五日 御堂供養ニヨリ、頼朝、山名義範、足利義兼等ヲ濱御所ニ集ム。

〔吾妻鏡〕 五日、癸卯、依御堂供養事、令群參未退散、而今日被召聚武藏守、信濃守、相模守、伊豆守、上總介、(以下七)等於濱御所、各着北面十二間、將軍家自奉懷新誕若公御出、

建久四年癸丑 (一八五三)

四月二十八日 是ヨリ先、三月二十一日、頼朝、那須野及三原ノ狩倉ニ進發ス。里見義成、弓箭ヲ帶スル者二十二人ノ中ニ選バル。狩終リテ、頼

朝、新田義重ノ新田館ニ遊覽シ、是日、上野ヨリ鎌倉ニ歸着ス。

〔吾妻鏡〕 (三月十五日、壬午、近日依可有那須野御狩、所被搆藍澤之屋形等、以宿次人夫、懷渡下野國云々、(中略)

(同)廿一日、戊子、舊院一週之程者、諸國被禁狩獵、日數已馳過訖、仍將軍家爲覽下野國那須野、信濃國三原等狩倉、今日進發給、自去比所被召聚馴狩獵之輩也、其中令達弓馬、亦無御隔心之族、被撰二十二人、各令帶弓箭、其外縱雖及萬騎、不帶弓箭、可爲蹈馬衆之由被定云々、所謂廿二人者、(以下二十二人ノ名列)里見太郎、(中略)

(同)廿五日、壬辰、於武藏國入間野有追鳥狩、(中略)四月二日、戊戌、覽那須野、(中略)

(同)十九日、乙卯、午刻、工藤左衛門尉祐經宅燒亡、不及他所、(中略)主者爲將軍家御供、下向上野國、云々、

廿三日、己未、那須野等御狩、漸事終之間、藍澤屋形、亦可運還駿河國之由云々、廿八日、甲子、將軍家自上野國還御、此間於式部大夫入道上西新田館御遊覽、自其所直還御云々、

五月十五日 是ヨリ先、頼朝、富士野ノ夏狩ニ進發ス。足利義兼、山名義

里見義成  
弓箭ヲ帶  
ス

頼朝新田  
館ニ遊覽  
ス



範、里見義成等、供奉ノ中ニ在リ。是日、賴朝、富士野ノ旅館ニ入り、里見義成ヲ遊女ノ別當タラシム。二十九日、賴朝、工藤祐經ヲ討チシ曾我五郎ヲ見ル。山名義範、足利義兼、里見義成等、列座ノ中ニ在リ。

〔吾妻鏡〕 八日癸酉、將軍家爲覽富士野藍澤夏狩、令赴駿河國給、江間殿、上總介、伊豆守、小山左衛門尉、同五郎、同七郎、里見冠者(以下四十)等、候御共、其外爲射手輩群參、不可勝計(中略)

〔同〕十五日、庚辰、藍澤御狩、事終入御富士野御旅館、當南面立五間假屋、御家人同連、狩野介者參會路次、北條殿者豫被參候其所、令獻駄餉給、今日者依爲齋日、無御狩、終日御酒宴也、手越黃瀬河已下近邊遊女令群參、列候御前、而召里見冠者義成、向後可爲遊君別當、只今即彼等群集頗物念也、相卒于傍、撰置藝能者、可隨召之由被仰付(云々)、其後遊女事等至訴論等、義成一向執申之(中略)

〔同〕廿九日、甲午、辰刻、被召出曾我五郎於御前庭上、將軍家出御、揭御幕二个間、可然人々十余輩候其砌、所謂一方北條殿、伊豆守、上總介、江間殿、豐後前司、里見冠者(以下五)一方(七名)等也、結城七郎(以下四)、狩野介、新田荒次郎等候于兩座中央矣、此外御家人等群參、不可勝計、爰以狩野新田等、被召尋夜討宿意(以下)

里見義成遊君別當タリ

曾我五郎

九月十一日、賴朝、北條義時ノ子息ノ獲シ小鹿ヲ西侍ニ見ル。足利義兼、山名義範等、侍ス。

〔吾妻鏡〕 十一日、甲戌、江間殿嫡男童形、此間在江間、昨日參着、去十七日卯刻、於伊豆國射獲小鹿一頭、則令相具之、今日參入、同備矢祭餅、被申子細之間、將軍家出御于西侍之上、上總介、伊豆守以下數輩列候(以下)

建久五年甲寅(二八五四)  
正月一日、椀飯ノ儀アリ。足利義兼、弓馬以下ノ事ヲ執リ、里見義成、劍ヲ持ス。

〔吾妻鏡〕 一日、癸亥、將軍前右大將家御參鶴岡八幡宮、還御之後有椀飯、上總介義兼御征箭弓馬以下、御劍者里見冠者義成持之(云々)

二月二日、北條義時ノ息、元服、足利義兼、山名義範等列座ニ在リ。里見義成、劍ヲ持ス。

〔吾妻鏡〕 二日、甲午、快霽、入夜江間殿嫡男(童名金剛、年十三)、元服、於幕府有其儀、西侍搦鋪設於三行、

一方着座(以下十一人ノ名)上總介義兼(第三人)伊豆守義範

建久五年



一方(名十八) 一方(名十二)

時刻、北條殿相具童形參給、則將軍家出御、有御加冠之儀、武州千葉介等取臘燭候左、右名字號大郎頼時、次被獻御鎧以下新冠、又賜御引出物御劍者、里見冠者義成傳之、云々

四月四日 鶴岡八幡ノ祭禮ニ里見義成、奉幣使ヲ勤ム。

〔吾妻鏡〕 四日、乙未、同宮(岳鶴) 神事如昨日、里見冠者爲奉幣御使云々

八月八日 頼朝、相模日向山ニ參拜ス。里見義成、足利義兼、山名義範等隨兵中ニ在リ。

〔吾妻鏡〕 八日、丙申、今曉寅刻、將軍家參相模國日向山給(中略)

先陣隨兵(以下十四人ノ名目ニ) 里見冠者義成(中略)

御後(以下二十二名ノ名目ニ) 上總介義兼(第四人) 伊豆守義範

閏八月一日 頼朝、三浦ニ赴ク。足利義兼等扈從ス。里見義成、小笠懸ノ射手タリ。

〔吾妻鏡〕 一日、戊午、快晴、將軍家渡御三浦、令相伴右武衛給、是於三崎津可被建

御山庄之故也、上總介義兼、北條殿以下扈從滿巷云々、先有小笠懸、射手(十二人ノ名列ノ) 里見冠者義成

閏八月八日 新田義兼、北條政子ノ佛事結願ノ布施ノ事ヲ執行ス。

〔吾妻鏡〕 八日、乙丑、御臺所御佛事結願也(中略)

布施(中略) 皇后宮大進爲宗、修理亮義盛、安房判官代高重、藤判官代邦通、新田藏人義兼等取之

十一月十三日 足利義兼、鶴岡八幡ニ兩界曼荼羅ヲ供養ス。山名義範以下列座ス。

〔吾妻鏡〕 十三日、庚子、上總介義兼於鶴岡八幡宮供養兩界曼荼羅二鋪、導師當宮別當法眼、題名僧六十口也、施主着布衣在廻廊、伊豆守以下門葉源氏兩三輩同列座、又源高重(安房判官代) 藤原教重(號三位判官代) 等取布施云々

建久六年乙卯 二八五五

三月十日 是ヨリ先、頼朝上洛シ、是日、東大寺ニ向フ。供奉人中ニ、新田義兼、里見小太郎、足利兼義、山名義範、山名重國、徳川三郎等有リ。尋テ十二日、頼朝、東大寺供養ニ臨ム。足利義兼、山名義範、里見義成等供奉人中



ニ在リ。

〔吾妻鏡〕

十日、乙未、將軍家爲令逢東大寺供養給、着御于南都東南院、自石清水直令下向給、供奉人行列

先陣(二名略)

次御隨兵三騎相並、各家子弟、同着甲、貴列傍路、其人數所隨合期也

(以下百二十人ノ名列) 倉賀野三郎 太胡太郎 深栖太郎 那波太郎 澁河太郎

(中ニ第三十六人目ヨリ) 吾妻太郎 那波彌五郎 佐野七郎 小野寺太郎 園田七郎 皆河四郎 山上

太郎(第六十二人目ヨリ) 新田四郎 同六郎(第九十二人目ニ) 大嶋八郎(第一百五人目ニ) 里見小太郎(第一百八人目ニ) 新

田藏人

將軍御車

相模守 源藏人大夫 上總介相並

伊豆守 源右馬助相並

因幡前司 三浦介相並

豐後前司 山名小太郎(以下七人略)

已上狩裝束

主トシテ  
ヲ上野住人  
舉ゲ人

次御隨兵、三騎相並、家子弟等事同先陣

(以下百二十三人ノ名列) 德川三郎(第二十二人目ニ) 足利五郎(中略)

(同月) 十二日、丁酉、(中略) 今日東大寺供養也、(中略) 日出以後、將軍家御參堂、御乘車也、

(中略) 伊賀守仲房、藏人大夫賴兼、宮内大夫重頼、相模守惟義、上總介義兼、伊豆守義範、

豐後守季光等供奉、(中略) 先陣隨兵(以下十五人ノ名列) 里見太郎義成

四月十五日 賴朝、石清水八幡ニ參拜ス。里見義成、隨兵中ニ在リ。

〔吾妻鏡〕 十五日、庚午、晴、申以後雨降、今日將軍家令參石清水給、(中略)

先陣(以下十人ノ名列) 里見太郎義成

五月二十日 賴朝、天王寺ニ參拜ス。新田義兼、足利義兼、山名義範、里見

義成等隨兵中ニ在リ。

〔吾妻鏡〕 廿日、甲辰、陰、常小雨洒、卯刻參天王寺給、(中略)

先陣隨兵(以下二十六人ノ名列) 新田藏人義兼

御車

御後水干 (以下十四人ノ名列) 上總介義兼(第五人目ニ) 伊豆守義範

後陣隨兵(以下二十六人ノ名列) 里見太郎義成

建久六年



六月三日 頼朝ノ息一萬、參内ス。山名義範、供奉人中ニ在リ。

〔吾妻鏡〕 三日、丙辰、將軍家若公萬壽カ、御參内、駕網代車給中略。

供奉人以下十二人ノ名、伊豆守義範十四布衣。

八月十六日 十五日、頼朝、鶴岡八幡ニ參拜ス。舞樂ノ座ニ山名義範等侍ス。是日、里見義成、流鏑馬ノ射手タリ。

〔吾妻鏡〕 十四日、丙寅、將軍家相率放生會、流鏑馬射手等、出由比浦令試面々射藝、被撰定十六騎々々。

十五日、丁卯、鶴岡放生會也、將軍家御參宮中略、有舞樂、伊豆守義範、豐後守季光、千葉介常胤、三浦介義澄、小山左衛門尉朝政、八田右衛門尉知家、比企右衛門尉能員、足立左衛門尉遠元等、依召參候廻廊々々。

十六日、戊辰、今日又御參宮、有馬場流鏑馬、射手十六騎、皆所被撰堪能也。

一番 三浦和田五郎 二番 里見太郎以下十名略

十月七日 頼朝、鶴岡八幡ノ臨時祭ニ臨ム。山名義範、供奉人中ニ在リ。  
〔吾妻鏡〕 七日、戊午、鶴岡臨時祭也、將軍家御參宮、江間太郎、北條五郎、伊豆守義範、豐後守季光、江左衛門尉成季以下供奉々々。

建久十年、正治元年己未四月二十七日改（二八五九）

正月十三日 將軍源頼朝、薨ズ。

三月八日 足利義兼、卒ス。〔尊卑分脈〕系圖部ニ收ム

建仁二年壬戌（二八六二）

正月十四日 新田義重、卒ス。尋デ、二十九日、北條政子、義重ノ卒去ニ因テ源頼家ノ蹴鞠ノ遊興ヲ停メシム。

〔吾妻鏡〕 十四日、庚申、入道從五位下行大炊助源朝臣義重法名上西、卒畢陸奥守義家朝臣孫式部大夫。

義國一男、母上野介教基女（中略）

廿九日、乙亥、於掃部入道龜谷宅可有御鞠之由、兼被定之間、殊被結構、金吾欲有出御之處、尼御臺所以行光被申云、故仁田入道上西者、源氏遺老、武家要須也、而去十四日卒去、未及廿日、御興遊定貽人之謗、歟、不可然々々、金吾於蹴鞠者、不論機嫌之由、雖令申給、終以令抑留給々々。

〔尊卑分脈〕清和源氏（義重、卒六十八載）全文系圖部参照

〔參考〕 源頼朝ヨリ新田義重ニ與ヘシト思ハルル消息アリ。眞偽未詳ナレド

モ左ニ掲グ。

建仁二年

母ハ上野  
介教基ノ  
女  
源氏ノ遺  
老、武家  
ノ要須



〔集古文書〕(源頼朝御書横 瀬家藏トアリ)

このよし(左右)さう(殿アラン)け給とり候ひぬ、わさと申させたまひて候とても返ししんめうに候かほもけふあすのほらせたまはんすればこれと度々こ又いのほらせたまひ候はめ、

五月廿九日

(源頼朝)  
花押

〔集古文集〕(源頼朝御書由 良家藏トアリ)

まことにしんさうニ候歟、しんめうニて候をんせうこうらすふひんニ候、

(源頼朝)  
花押

新田義兼

(新田義兼カ)この藏人殿のまことにをたやかにこゝろやうめてたくみえ候にうたう名のすゑにもしおのつからのこと候にてもおほつかなくおもはせたまふまし、

十一月三日

〔参考〕 頼朝ヨリ義重ヘノ下文アリ。偽物タル疑ハ濃厚ナレドモ左ニ掲ケ。

〔由良文書〕(東京帝大文 良家藏トアリ)

下 武藏國加治郷百姓等、定補郷司職事、

新田入郎殿

武藏ノ加治郷郷司職

右人補任彼職如件、百姓等宜承知、敢不可違失、故下、

治承五年十一月十一日

(源頼朝)  
源朝臣花押

〔由良文書〕(東京安川繁 之氏所藏 良家藏トアリ)

下 埼玉郡之内郷田郷住人等、定補郷司職事、

新田入道殿

右以人為彼職所可令執行郷務也、仍云沙汰人、云住人等、宜承知、敢不可違失、故下、

治承五年十一月 日

(源頼朝)  
源朝臣花押

元久二年乙丑 (二八六五)

八月是月 新田義兼、新田莊内村田郷等十二ヶ郷ノ地頭職ニ補任セラ

〔正文書〕

下 上野國新田庄住人、可令早如本以義兼為地頭職郷之事、

村田郷 田嶋郷 中今居郷 一井郷 田中郷 堀口郷 多古宇郷 綿打郷

元久二年

一〇九

武藏ノ加治郷郷司職



前裁郷 藪墓郷 上女墓郷 高嶋郷

右件郷々如本可令彼義兼爲地頭職之狀如件以下

元久二年八月 日

右近衛中將源朝臣御判

(註) 仁安三年六月二十日、承安二年四月二十八日、建保三年三月二十二日條參

照

建保三年乙亥 (二八七五)

三月二十二日 是ヨリ先、新田義兼卒ス。(卒年不明)義兼ノ後家(新田)、夫ノ讓狀ニ任セテ、新田莊内岩松等三ヶ郷ノ地頭職ニ補任セラル。又翌日、後家ノ注文ニヨリ、其ノ孫岩松時兼、新田莊内田島郷等十二ヶ郷ノ地頭職ニ補任セラル

〔正本文書〕

將軍家政所下 上野國新田庄内岩松、下今居田中參簡郷住人

可令早任夫義兼讓狀以後家爲地頭職事

右人任彼讓狀補任件職、於有限之年貢課役者、任先例可致沙汰之狀、(所カ)可仰如件以下、

岩松、下今居、田中、義兼後家

本ノ如ク義兼ヲ地頭職タラシム

建保三年三月廿二日

案主菅野 花押

知家事惟宗花押

令圖書允清原 (花押)

別當相模守平朝臣(花押)

民部權輔兼遠江守源朝臣

武藏守平朝臣 (花押)

書博士中原朝臣(花押)

散位藤原朝臣 (花押)

將軍家政所下 上野國新田庄内拾貳箇郷住人

可令早以源時兼爲地頭職事

田嶋郷 村田郷 高嶋郷 成墓郷 二兒墓郷 上堀口郷

千歳郷 藪墓郷 田部賀井郷 小嶋郷 米澤郷 上今居郷

右件郷郷、任藏人義兼後家所進之注文、補任被職、於有限之年貢課役者、任先例可致沙汰之狀、(所カ)可仰如件以下、

建保三年

岩松時兼

義兼後家



建保三年三月廿三日  
令圖書允清原 判

案主菅野 判  
知家惟宗 判

別當相模守平朝臣 判

民部權少輔兼遠江守源朝臣

武藏守平朝臣 判

書博士中原朝臣 判

散位藤原朝臣 判

(註) 貞應三年正月二十九日條參照

建保七年・承久元年己卯 (四月十日改) (二八七九)

正月二十七日 將軍源實朝、害セラル。

承久三年辛巳 (二八八一)

六月十四日 鎌倉軍西上シ、十三日、十四日、官軍ト宇治ニ戰フ。(承久變) 鎌

倉方新田次郎太郎頼有、敵五人ヲ討チ、内一人ヲ生取ル。又、青根三郎(新

大根)負傷ス。

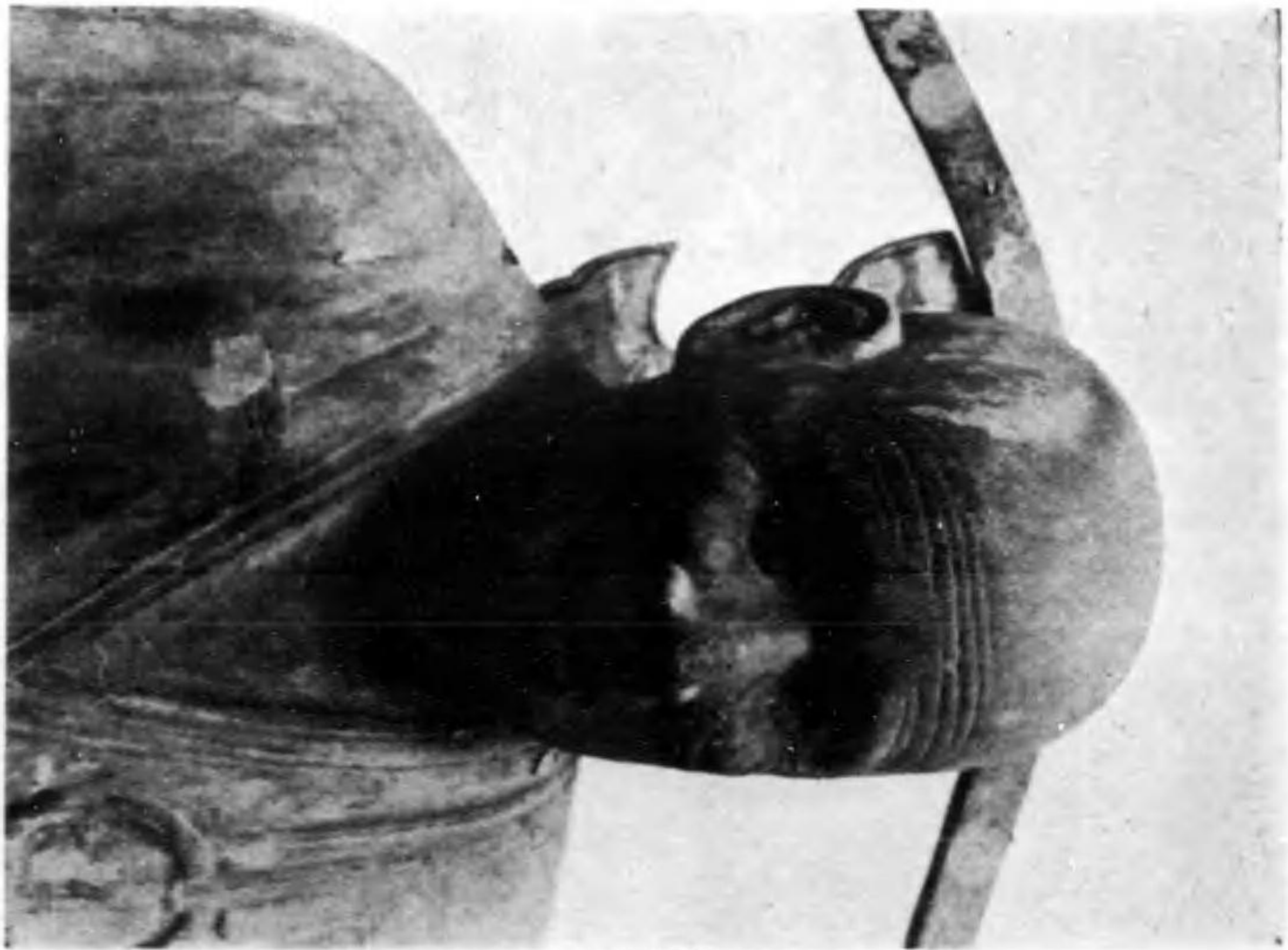
〔吾妻鏡〕 十八日、辛未(中略)今日遣使者於關東、是今度合戰之間、討官兵、又被疵、爲

上野碓氷郡板鼻町蓮華寺藏



11 榮朝肖像

上野世良川長樂寺藏



10 徳川義季肖像「至徳三年丙六月五日修理了方」ナル銘アリ